

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月29日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

ユーロ建て毎月分配型：	100億ユーロ（約1兆3,177億円）を上限とします。
ユーロ建て年1回分配型：	100億ユーロ（約1兆3,177億円）を上限とします。
米ドル建て毎月分配型：	100億米ドル（約1兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て年1回分配型：	100億米ドル（約1兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型：	100億米ドル（約1兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型：	100億米ドル（約1兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型：	100億米ドル（約1兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型：	100億米ドル（約1兆2,061億円）を上限とします。

（注1）ユーロ（以下「ユーロ」といいます。）およびアメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、平成27年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ＝131.77円および1米ドル＝120.61円によります。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund)

（注１）ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に１つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。シリーズ・トラストは、一つないし複数のクラスで構成されます。2016年２月29日現在のファンドのクラスには、「ユーロ建て 毎月分配型」、「ユーロ建て 年１回分配型」、「米ドル建て 毎月分配型」、「米ドル建て 年１回分配型」、「米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型」、「米ドル建て（ブラジルリアルコース）年１回分配型」、「米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型」、「米ドル建て（トルコリラコース）年１回分配型」および「ユーロ建てクラスＳ」※があります。

※ ユーロ建てクラスＳは日本において募集は行われません。

（注２）日本において、ファンドの名称について「ノムラ・ファンド・セレクト」を省略する場合があります。また、ファンドを「野村UBS欧州ハイ・イールド債券投信」または「野村UBS欧州ハイ・イールド債券」、「ユーロ建て 毎月分配型」および「ユーロ建て 年１回分配型」を併せて「ユーロクラス」、「米ドル建て 毎月分配型」および「米ドル建て 年１回分配型」を併せて「米ドルクラス」、「米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型」および「米ドル建て（ブラジルリアルコース）年１回分配型」を併せて「ブラジルリアルクラス」、「米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型」および「米ドル建て（トルコリラコース）年１回分配型」を併せて「トルコリラクラス」と称する場合があります。さらに、「ユーロ建て 毎月分配型」、「ユーロ建て 年１回分配型」、「米ドル建て 毎月分配型」、「米ドル建て 年１回分配型」、「米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型」、「米ドル建て（ブラジルリアルコース）年１回分配型」、「米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型」、「米ドル建て（トルコリラコース）年１回分配型」をそれぞれ「ユーロ建毎月分配」または「ユーロ建毎月」、「ユーロ建年１回分配」または「ユーロ建年１」、「米ドル建毎月分配」または「米ドル建毎月」、「米ドル建年１回分配」または「米ドル建年１」、「米ドル建（ブラジルリアルコース）毎月分配」または「米ドル建（リアル）毎月」、「米ドル建（ブラジルリアルコース）年１回分配」または「米ドル建（リアル）年１」、「米ドル建（トルコリラコース）毎月分配」または「米ドル建（トルコリラ）毎月」、「米ドル建（トルコリラコース）年１回分配」または「米ドル建（トルコリラ）年１」と称する場合があります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

ユーロ建て毎月分配型：	100億ユーロ（約１兆3,177億円）を上限とします。
ユーロ建て年１回分配型：	100億ユーロ（約１兆3,177億円）を上限とします。
米ドル建て毎月分配型：	100億米ドル（約１兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て年１回分配型：	100億米ドル（約１兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型：	100億米ドル（約１兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て（ブラジルリアルコース）年１回分配型：	100億米ドル（約１兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型：	100億米ドル（約１兆2,061億円）を上限とします。
米ドル建て（トルコリラコース）年１回分配型：	100億米ドル（約１兆2,061億円）を上限とします。

（注１）ユーロおよび米ドルの円貨換算は、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ＝131.77円および1米ドル＝120.61円によります。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、ユーロ建または米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨または米ドル貨をもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

申込日（ファンド営業日）の翌国内営業日に判明する１口当たり純資産価格

（注）「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、フランクフルト、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日であり、かつロンドン証券取引所の営業日であり、かつ日本の証券会社の営業日である日（ブラジルリアルクラスについては、さらに、サンパウロの銀行営業日であり、かつブラジル商品先物取引所の営業日）（毎年12月24日を除きます。）、ならびに管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

（５）【申込手数料】

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

（６）【申込単位】

100口以上1口単位

（７）【申込期間】

2016年3月1日（火曜日）から2017年2月28日（火曜日）まで

（８）【申込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（以下「販売会社」という場合があります。）

ホームページ：<http://www.nomura.co.jp>

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日（通常、申込日の日本における翌営業日）（以下「約定日」といいます。）から起算して6国内営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、申込日から起算して7ファンド営業日以内の日に、保管会社が開設したファンドの口座にそれぞれのクラスの通貨で払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

① 販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2014年8月13日付受益証券販売・買戻契約（2016年1月29日付で締結された受益証券販売・買戻変更契約書（2016年3月1日付で効力発生）により変更済）を締結しています。

② 管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

（ニ）日本以外の地域における発行

ユーロ建てクラスSについては、本募集に並行して海外において販売されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律の下、受託会社と管理会社の間で締結された2012年6月8日付基本信託証書（2015年6月10日付変更証書により変更済）（以下「基本信託証書」といいます。）に基づき設立されました。

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、2014年7月3日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、「基本信託証書」と併せて「信託証書」と総称します。）に基づき受託会社および管理会社により設立されました。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

ファンドの投資目的は、ユーロ建てハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することです。

現在、ファンドのクラスには、「ユーロ建て 毎月分配型」、「ユーロ建て 年1回分配型」、「米ドル建て 毎月分配型」、「米ドル建て 年1回分配型」、「米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型」、「米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型」、「米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型」、「米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型」および「ユーロ建てクラスS」※があります。

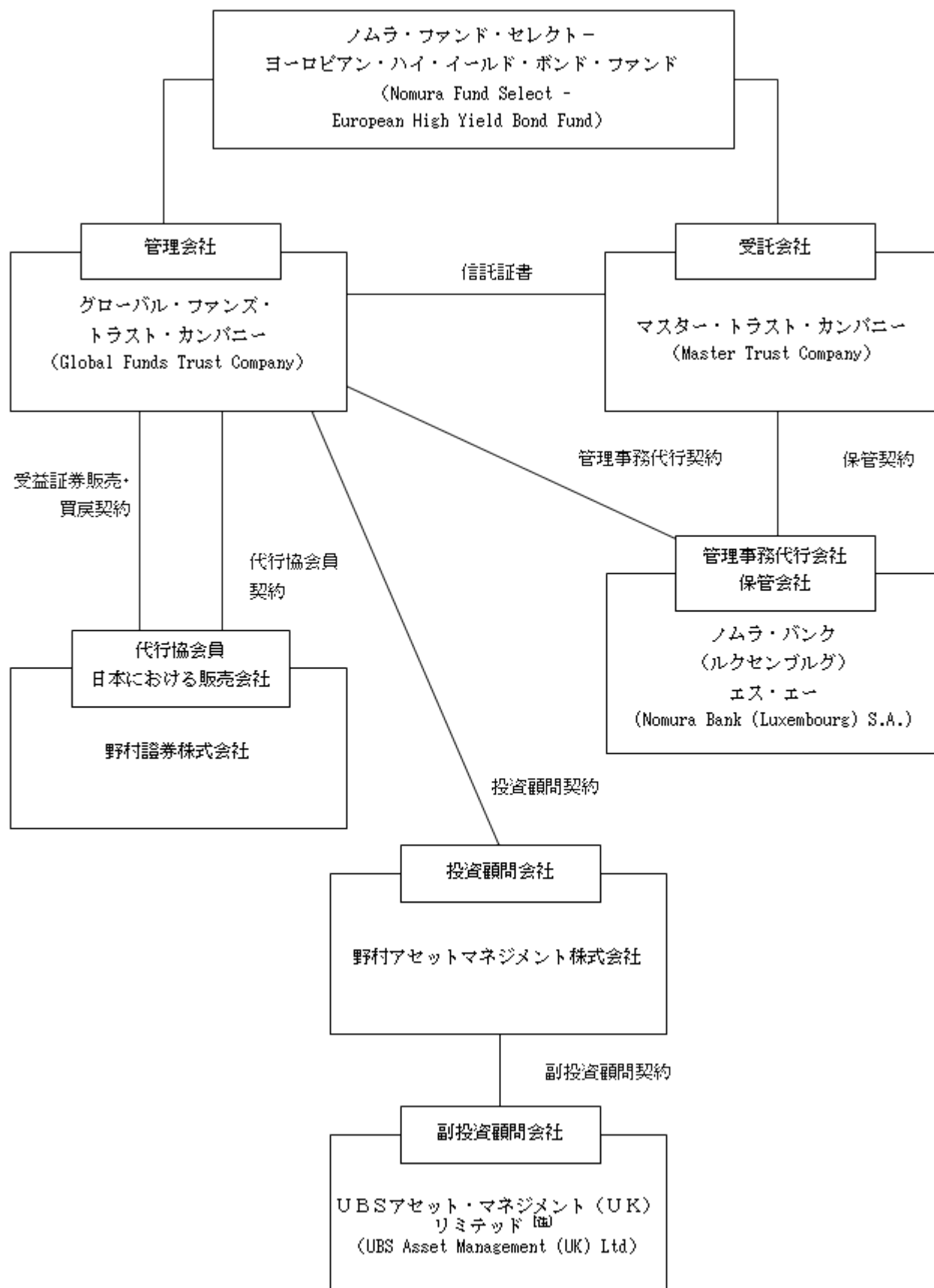
※ ユーロ建てクラスSは日本において募集は行われません。

（2）【ファンドの沿革】

1998年2月27日	管理会社の設立
2012年6月8日	基本信託証書の締結
2014年7月3日	補遺信託証書の締結
2014年9月19日	ファンドの運用開始（設定日）
2015年6月10日	基本信託証書の変更証書の締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注) 副投資顧問会社の名称は、2015年10月30日付で、旧名称「UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(UBS Global Asset Management (UK) Ltd)」から現名称へ変更されました。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2014年7月3日に管理会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2014年7月3日に受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2014年8月6日に管理会社との間で投資顧問契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務の提供について規定しています。
UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド (UBS Asset Management (UK) Ltd)	副投資顧問会社	2014年8月6日に、投資顧問会社との間で、副投資顧問契約（注4）を締結。ファンドの投資および再投資に関する副投資顧問業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2014年8月13日付で管理会社との間で代行協会員契約（2015年6月1日付で締結された代行協会員契約の変更契約書（2015年6月22日付で効力発生）により変更済）（注5）を締結。代行協会員業務について規定しています。また、2014年8月13日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（2016年1月29日付受益証券販売・買戻変更契約書により変更済）（注6）を締結。ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務について規定しています。

（注1） 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3） 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務を提供することを約する契約です。

（注4） 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、投資顧問会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資顧問業務を提供することを約する契約です。

（注5） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書、運用報告書の送付およびファンド証券1口当たり純資産価格の公表等を行うことを約する契約です。

（注6） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

(ii) 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

(iii) 資本金の額

2015年12月末日現在の資本金の額は50万ユーロ（約6,589万円）です。

定款およびケイマン諸島会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

(iv) 会社の沿革

1998年2月27日設立

(v) 大株主の状況

（2015年12月末日現在）

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L- 5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けま

② 準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

（b）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年8月31日に終了します。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から180日以内に受益者に送付されます。

② 日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等が行われる場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制された投資信託であることから、CIMAはいつでも受託会社にファンドの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制された投資信託がその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制された投資信託の監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制された投資信託のマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、ユーロ建てハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することです。

ユーロ建てハイ・イールド債券とは、ユーロ建て（ユーロ建て決済を選択可能な場合を含みます。）で、かつ、スタンダード&プアーズ社（以下「S & P社」といいます。）による格付けがCCC格以上BB+格以下（その他の一般的に認められた格付業者による同等格）である債券（格付けがない場合は同等の信用度を有すると副投資顧問会社が判断するものを含みます。）のことを指します。

投資対象

通常の市況において、極めて高い投資割合でユーロ建てハイ・イールド債券への投資を行います。

ファンドの純資産総額の3分の1を超えない範囲でユーロ建て以外の債券に投資することができますが、その場合には、適切な金融派生商品（オプション取引、先渡取引、金融商品の先物取引および当該取引のオプション取引ならびに相対で取引されるあらゆる種類の金融商品のスワップ契約等）を利用して対ユーロでの為替取引を行います。

米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスについては、それぞれ、米ドル、ブラジルリアルおよびトルコリラへの間接的なエクスポージャーを得るために、当該クラスに帰属する資産について可能な限り為替取引が行われます。

為替取引

すべてのクラスの資産はユーロに転換され、一つのプール（以下「共通ポートフォリオ」といいます。）において運用されます。この共通ポートフォリオは、各クラスの純資産総額に応じて配分されます。

米ドル、ブラジルリアルおよびトルコリラ（それぞれを「取引対象通貨」といいます。）へのエクスポージャーを得るため、米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスについて以下に記載する為替取引が行われます。

米ドルクラス

通常、米ドルクラスに帰属する純資産総額（米ドルクラスのみに帰属する為替取引の未実現損益を除きます。）のユーロのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい米ドル金額をユーロ売りの先渡取引で購入する為替取引が締結されます。

米ドルクラスは、為替取引を利用することで、米ドルとユーロの金利差により、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的には、為替先渡契約の損益は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。米ドル金利がユーロ金利よりも高い場合には、その金利差が米ドルクラスの利益となることが期待されます。米ドル金利がユーロ金利よりも低い場合には、その金利差が米ドルクラスの費用となります。

ブラジルリアルクラス

通常、ブラジルリアルクラスに帰属する純資産総額（ブラジルリアルクラスのみに帰属する為替取引の未実現損益を除きます。）のユーロのエクスポージャーの可能な限り100%に等しいブラジルリアル金額をユーロ売りの先渡取引で購入する為替取引が締結されます。

ブラジルリアルクラスは、為替取引を利用することで、ブラジルリアルとユーロの金利差により、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的には、為替先渡契約の損益は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。ブラジルリアル金利がユーロ金利よりも高い場合には、その金利差がブラジルリアルクラスの利益となることが期待されます。ブラジルリアル金利がユーロ金利よりも低い場合には、その金利差がブラジルリアルクラスの費用となります。

為替取引の結果、ブラジルリアルクラスの投資家は、ブラジルリアルと米ドル（ブラジルリアルクラスの基準通貨）の為替変動の影響を受けます。ブラジルリアルが米ドルに対して上昇した場合（その他の要因に変動がなければ）ブラジルリアルクラスの1口当たり純資産価格は上昇します。他方、ブラジルリアルが米ドルに対して下落した場合（その他の要因に変動がなければ）ブラジルリアルクラスの1口当たり純資産価格は下落します。

トルコリラクラス

通常、トルコリラクラスに帰属する純資産総額（トルコリラクラスのみに帰属する為替取引の未実現損益を除きます。）のユーロのエクスポージャーの可能な限り100%に等しいトルコリラ金額をユーロ売りの先渡取引で購入する為替取引が締結されます。

トルコリラクラスは、為替取引を利用することで、トルコリラとユーロの金利差により、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的には、為替先渡契約の損益は、その為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。トルコリラ金利がユーロ金利よりも高い場合には、その金利差がトルコリラクラスの利益となることが期待されます。トルコリラ金利がユーロ金利よりも低い場合には、その金利差がトルコリラクラスの費用となります。

為替取引の結果、トルコリラクラスの投資家は、トルコリラと米ドル（トルコリラクラスの基準通貨）の為替変動の影響を受けます。トルコリラが米ドルに対して上昇した場合（その他の要因に変動がなければ）トルコリラクラスの1口当たり

純資産価格は上昇します。他方、トルコリラが米ドルに対して下落した場合（その他の要因に変動がなければ）トルコリラクラスの1口当たり純資産価格は下落します。

ユーロクラスおよびクラスS

ユーロクラスおよびクラスSについて為替取引は行われません。

投資顧問会社は、米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスのために、通常、当該クラスに帰属する純資産総額の実際のユーロのエクスポージャーの90%から110%の範囲内で取引対象通貨へのエクスポージャーを得ることを目指します。共通ポートフォリオの価値または各クラスの買付もしくは買戻しの水準の変動により、当該クラスに帰属する純資産総額の実際のユーロのエクスポージャーに対する取引対象通貨のエクスポージャーの比率が90%を下回るか110%を上回った場合、投資顧問会社は当該比率をもとの範囲（約100%）に戻すため、為替取引を見直す予定です。

投資顧問会社は、ファンドの投資目的達成のために、NDF（ノン・デリバブル・フォワード）、買戻権付き売却、レポ取引、リバース・レポ取引、上場および相対取引の先物、オプション、先渡、スワップ、その他の金融派生商品等の投資手法を用いることができます。

投資顧問会社は、一時的かつ防衛的手段として、または受益証券の買戻代金の支払いのための引当て、もしくは為替の実現損に備えて、保管会社に現金および銀行預金を保有することを指示し、また信用力の高い短期金融商品（財務省証券、預金証書、コマーシャル・ペーパー等）に投資することがあります。

ファンドの資産を投資した国において、金融危機、デフォルト（債務不履行）、政策の大幅な変更、新たな規制の導入、資本の整理統合、自然災害、クーデター、政変、戦争の勃発などの異常な市場環境においては、投資目的、投資方針および投資制限を維持できない可能性があります。

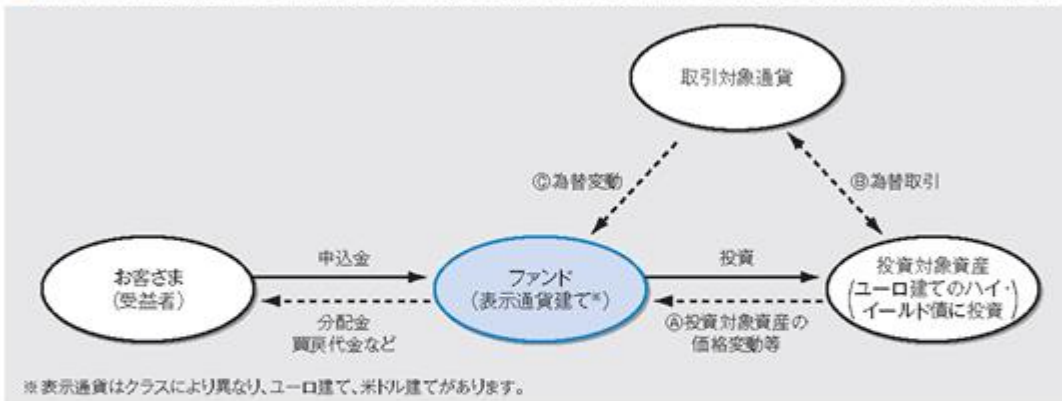
上記の投資方針は、受益者の最善の利益になると考えられる場合、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することを条件に（受益者が承認した場合はこの限りではありません。）、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が随時修正する場合があります。

ファンドがその投資目的を達成できる保証も、多額の損失を回避できる保証もありません。

ファンドの投資対象資産およびその純資産価格は、市場環境により変動します。

ファンドの収益のイメージ

- ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。



- 収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。（括弧内は、損失の発生要因やコストを表します。）
これらの収益源に対応したリスクがあることに注意が必要です。

	④	⑤	⑥
●ユーロクラス 為替取引を行いません。（ファンドの表示通貨はユーロです。）	収益の源泉 = 投資対象資産の利子・配当等収入・値上がり（値下がり）	収益源となりません	収益源となりません
●米ドルクラス 米ドルクラスは、投資対象資産の通貨（ユーロ）に対して米ドルで為替取引を行います。（ファンドの表示通貨は米ドルです。）	収益の源泉 = 投資対象資産の利子・配当等収入・値上がり（値下がり）	為替取引によるプレミアム（コスト）	収益源となりません
●ブラジルレアルクラス・トルコリラクラス ブラジルレアルクラスは、投資対象資産の通貨（ユーロ）に対してブラジルレアルで為替取引を行います。（ファンドの表示通貨は米ドルです。） トルコリラクラスは、投資対象資産の通貨（ユーロ）に対してトルコリラで為替取引を行います。（ファンドの表示通貨は米ドルです。）	収益の源泉 = 投資対象資産の利子・配当等収入・値上がり（値下がり）	為替取引によるプレミアム（コスト）	為替差益（差損）

	④	⑤	⑥
収益を得られるケース	●金利の低下 ●発行体の信用状況の改善 等 債券価格等の上昇	取引対象通貨* > ユーロの短期金利 プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	表示通貨に対して取引対象通貨*高 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	●金利の上昇 ●発行体の信用状況の悪化 等 債券価格等の下落	取引対象通貨* < ユーロの短期金利 コスト（金利差相当分の費用）の発生	表示通貨に対して取引対象通貨*安 為替差損の発生
		※ 取引対象通貨 米ドルクラス …… 米ドル ブラジルレアルクラス …… ブラジルレアル トルコリラクラス …… トルコリラ	※ 取引対象通貨 ブラジルレアルクラス …… ブラジルレアル トルコリラクラス …… トルコリラ

※ 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

※ 上図はイメージであり、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※ ファンドは外貨建てとなっていますので、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは損失を被ることがあります。

（２）【投資対象】

ファンドは、「ユーロ建てハイ・イールド債券」を主な投資対象とします。

（３）【運用体制】

管理会社は、野村アセットマネジメントを投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。

また、投資顧問会社は、副投資顧問会社（UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド）との間でファンドに関する副投資顧問契約を締結し、ファンドの債券への投資に関する権限を委託しています。

野村アセットマネジメントの概要

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2015年9月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約39兆2,864億円です。

上記の運用体制は2015年12月末日現在のものであり、随時変更されます。

副投資顧問会社の概要

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドは、スイスを本拠地としプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務をグローバルに展開する総合金融機関UBSグループの資産運用部門であるUBSアセット・マネジメントに属しています。UBSアセット・マネジメントは、グローバルに統合された調査・運用体制のもと、世界24か国*に約2,500名*のスタッフを擁し、約78兆円*の運用資産を有する、世界でも有数の大手資産運用会社です。主として年金基金、機関投資家、個人富裕層、一般投資家向けに、伝統的資産、オルタナティブ資産、不動産などを投資対象とする幅広い運用商品とサービスを提供しています。

*2015年9月末日現在。

UBSのリサーチ体制

UBSアセット・マネジメントではグローバルの拠点で活躍するアナリストを十分に活かしたリサーチ体制を誇っています。クレジット・リサーチにおいては、キャッシュフローやバランスシートのモデルをはじめとする定量分析と、定性分析の双方を活用します。また、個別債券の流動性、発行体の資本構成、経営陣の資質、個別発行体企業の業種における位置付けなども考慮します。発行体および個別銘柄に対するアナリストの評価（個別債券が現状どの程度の水準で売買されており結果としてどの債券の相対的魅力度が高い等）は、業種毎の相対価値分析において反映させています。各アナリストの評価は社内システムにて管理・共有されることからグローバルベースでの比較が可能となっており、情報共有が徹底されています。

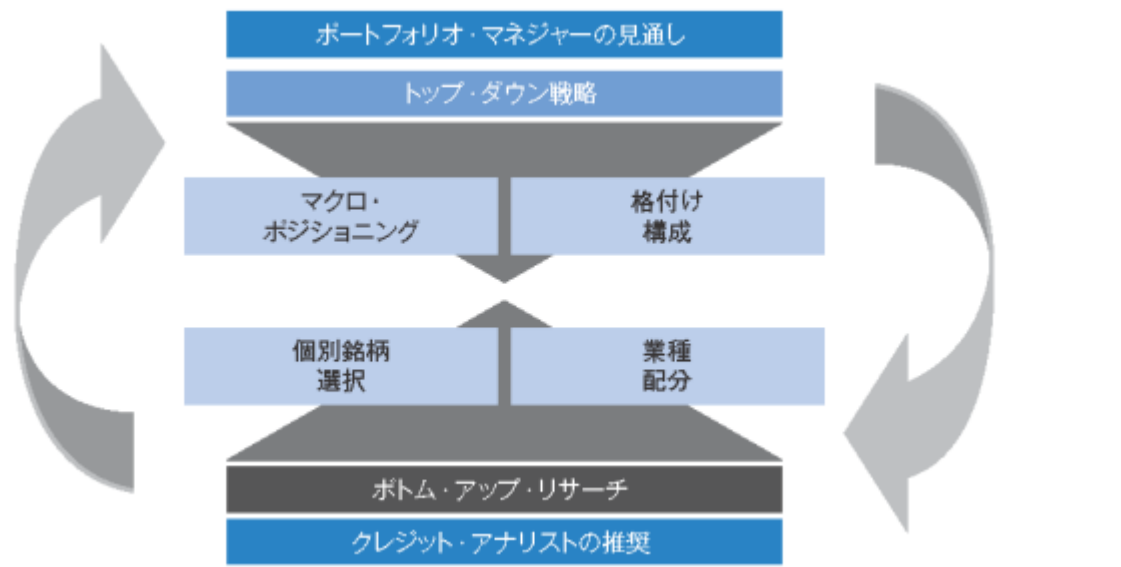
UBSの運用哲学、および運用プロセス

運用哲学

UBSアセット・マネジメントでは、いかなる資産クラスにおいても投資ファンダメンタルズがその投資価値を決定するとの考え方を、運用哲学の基本としています。市場価格と均衡水準の価値（投資価値）との間には、付加価値を加えられる程の乖離が生じる場合があり、その乖離をポートフォリオ構築における基本的要素とし、ファンダメンタル・リサーチ、自社開発の運用ツール（バリュエーション・モデル、リスク管理ツールなど）、経験豊かなスペシャリストの判断などを踏まえ運用を行います。

運用プロセス

運用プロセスは、グローバルリサーチ体制によるボトムアップ分析と運用拠点のトップダウン判断の融合によって構成されます。ポートフォリオの超過収益獲得のためには、収益源の分散とリスク管理が重要になります。このため、定量モデルやクレジット・リサーチによるファンダメンタルズ分析やテクニカル分析と、経済調査や市場心理などの市場動向分析を踏まえた上で、各運用拠点からもたらされる調査や分析内容を活用し、収益機会の分散を図ります。また、同時にリスク管理を運用プロセスの一環として融合することで、リスク調整後の期待リターンを重視したポートフォリオの構築・管理を行います。



※運用プロセスは2015年12月末現在のものであり今後変更となることがあります。

（４）【分配方針】

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、原則として、当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格、当該クラスに帰属する純投資収益ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを考慮の上で、月次もしくは半年次またはそれ以外の中間的な分配を行うことができます。また、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なそれ以外の資金から分配を行うことができます。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性があります。

ユーロ建て 毎月分配型の受益証券、米ドル建て 毎月分配型の受益証券、米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型の受益証券および米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型の受益証券については、管理会社は、毎月12日（以下「月次分配基準日」といいます。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定しています。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできます。

ユーロ建て年1回分配型の受益証券、米ドル建て年1回分配型の受益証券、米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型の受益証券および米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型の受益証券については、管理会社は、毎年9月12日（以下「年次分配基準日」といいます。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定しています。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできます。

現在、管理会社はクラスSの受益証券の受益者に対して分配を行うことは予定しておりません。ただし、管理会社は受託会社および投資運用会社と協議した上で随時適切と決定する額の分配をクラスSの受益証券の受益者に対して行うこともできます。

以下、月次分配基準日および年次分配基準日を「分配基準日」といいます。

分配基準日が受益証券のクラスのファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われます。

各分配基準日において分配が行われる保証はありません。

受益者は、米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスの受益証券に関して行われる為替取引に起因するインカム・ゲインおよびインカム・ロス等により、分配の水準および頻度がクラスごとに異なる場合があることにご注意ください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注）「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、フランクフルト、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日であり、かつロンドン証券取引所の営業日であり、かつ日本の証券会社の営業日である日（ブラジルリアルクラスについては、さらに、サンパウロの銀行営業日であり、かつブラジル商品先物取引所の営業日）（毎年12月24日を除きます。）、ならびに管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

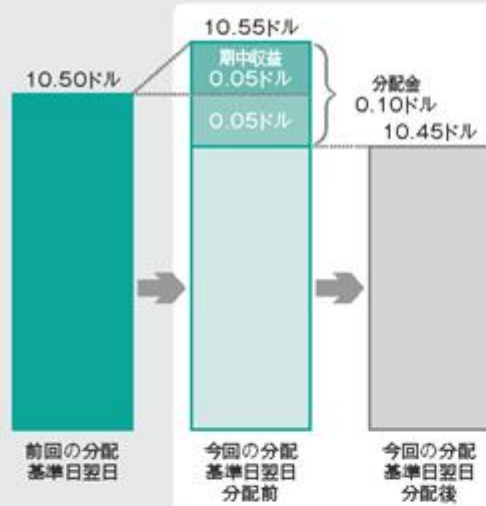
ファンドで分配金が支払われるイメージ



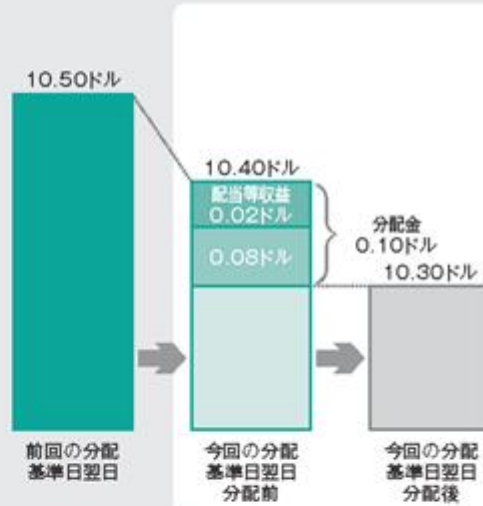
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）



（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

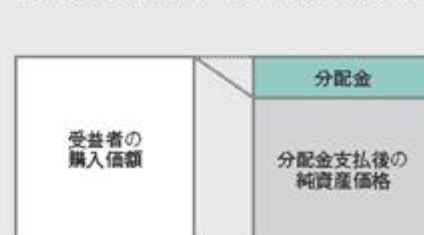
※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（５）【投資制限】**投資制限**

ファンドには、以下の投資制限が適用されます。

投資顧問会社（もしくはこれを代理するもの）は、ファンドに関して、以下の投資制限に従います。

1. 資産総額の少なくとも50%以上は、(i) 日本の金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項により定義される「有価証券」（金商法第2条第2項により有価証券とみなされる権利を除きます。）、または、(ii) 金商法第28条第8項第6号により定義される「有価証券関連デリバティブ取引」に投資します。ただし、(a) ファンドの運用開始直後、(b) 大量の買戻請求が予想される場合、または(c) 管理会社もしくは投資顧問会社が適切に制御できないその他の状況が発生した場合を除きます。
2. ファンドの純資産総額の3分の2以上を、ユーロ建てのハイ・イールド債券に投資します。
3. S & P社による格付けがBBB一格以上（その他の一般的に認められた格付業者による同等格）の債券への投資は純資産総額の10%を超えないものとします。
4. 同一の発行体が発行する債券への投資比率は、取得時において純資産総額の10%以内とします。（ただし、国債や政府機関債等を除きます。）
5. 優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するハイブリッド証券への投資、発行体の企業再編・会社更生もしくはその他の合意の結果受領した株式の取得、または、転換社債の転換もしくは権利行使または社債権者割当による場合については、ファンドの純資産総額の10%を上限として株式に投資することができます。
6. 有価証券の空売りは行いません。

さらに、投資顧問会社（もしくはこれを代理するもの）は、日本証券業協会の規則の下で以下の投資制限に従います。

7. ファンドによる借入れは、下記の「借入方針」に沿ったものを除いて禁止されます。
8. 管理会社および投資顧問会社が運用するすべての投資ファンド合計で一発行会社の株式の議決権の50%以上を取得することはできません。
9. ファンドの純資産総額の15%を超えて流動性に欠ける資産に投資を行うことはできません。ただし、私募証券、非上場証券その他の流動性に欠ける資産に投資する際に価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除きます。
10. 受託会社、管理会社、投資顧問会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害する取引は禁止されます。

これらの投資制限は、受益者の最善の利益になると考えられる場合、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することにより（受益者が承認した場合はこの限りではありません。）、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が随時修正する場合があります。

借入方針

残存借入総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。ただし、合併等の特殊な事態により一時的に当該10%の制限を超える場合を除きます。

3【投資リスク】

① リスク要因

各投資者は、ファンドに関連する可能性のある以下のリスクを慎重に検討すべきです。

信用リスク（債券に関する信用リスク）

ファンドは、債券に投資します。信用リスクの増大は、ファンドによる投資目的の達成を妨げる可能性があります。

（i）発行体の財務状況、（ii）一般的な経済情勢の悪化または（iii）金利の予想しない上昇などの不利な変化により、発行体の元利金支払い能力が損なわれる可能性があります。

発行体が元利金を適時に支払えないこと（または支払えないおそれがあること）は、ファンドが保有する債券の価格に悪影響を及ぼす可能性があります。流動的な取引市場が存在しない証券の場合、公正価格を確定できない可能性があります。

通常、発行体の信用度が高くなると債券の価格は上昇し、信用度が低くなると債券の価格は下落します。

投資適格格付未満の証券に関する信用リスク

ファンドは、投資適格格付未満の証券（国際的な信用格付業者により付与された高い信用格付を有する証券と比べて信用格付が低い証券）に投資します。投資適格格付未満の証券は、継続的な不確実性および不利な経営状況、財務状況または経済情勢へのエクスポージャーにさらされる可能性があります、これにより、その発行体が元利金の支払いを適時に行えなくなる可能性があります。

ファンドが低い格付けの証券を保有することは、発行体の財務状況・一般的な経済情勢もしくはその両方における不利な変化または金利の予想しない上昇により発行体の元利金支払い能力が損なわれてしまう可能性を高めます。かかる証券には高い債務不履行リスクが伴い、投資対象の資本価値に影響を及ぼす可能性があります。

信用格付業者が付与する債券の信用度の格付は公的なものではありません。信用格付業者により付与される格付は、信用度の絶対的な基準ではなく、証券の市場価格のボラティリティまたは証券への投資の流動性の評価を反映するものではありません。信用格付業者は、信用格付けを適時に変更できない可能性があります、発行体の当該時点の財務状況は、格付が示すものと比べて改善または悪化している可能性があります。ファンドは、ある証券が購入時以降に格下げとなった場合に必ずしも当該証券を売却するとは限りません。ファンドは、信用格付のみで判断せず、発行体の信用度を分析する独自の方法を用いる可能性があります。

金利リスク

債券の価格は、金利が上昇した場合は下落し、逆に、金利が下落した場合は上昇する傾向にあります。債券の価格変動の度合いは、債券の満期および発行条件を含む複数の要因に左右されます。金利リスクは、先進国の債券よりも新興国の債券のほうが大きくなる傾向があります。

ファンドの投資目的の達成

ファンドの投資目的が成功する保証はありません。ファンドがその投資目的を達成する保証もありません。

新興国市場のリスク

投資対象ファンドは新興国市場の債券に投資することができます。新興国市場では法律上あるいは制度上のインフラが未整備であり、現地の市場参加者にとっても外国におけるその取引相手方にとっても法制度面の不確実性があります。投資家にとっては政治のリスク、経済のリスク、法律のリスク、不適切な会計処理のリスク、市場慣行のリスクなど多大なリスクがあります。

流動性リスク（ファンドの投資ポートフォリオの流動性）

流動性は、投資対象を適時に売却する投資顧問会社の能力に関係します。流動性が比較的低い証券の市場は、より流動性の高い証券の市場と比べてボラティリティが高くなる傾向があります。流動性が比較的低い証券へのファンドの資産の投資は、ファンドの投資対象を希望する価格で希望するタイミングに換金する投資顧問会社の能力を制限する可能性があります。先物ポジションは、例えば「一日の値幅」または「一日の値幅制限」と呼ばれる規制により特定の先物契約の一日の価格変動を制限する取引所もあるため、流動性が低くなる可能性があります。ある先物契約の価格が一日の値幅制限に相当する金額分増減した場合、当該先物のポジションは、トレーダーがかかる制限の範囲内で取引を行う用意がない限り、取ることも清算することもできなくなります。同様の出来事は、投資顧問会社が不利なポジションを即時に清算することを妨げ、ファンドの投資対象に損失を被らせる可能性があります。また、取引所が特定の契約の取引を停止し、特定の契約の即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算のためにのみ行うよう命じる可能性もあります。流動性低下リスクは、店頭取引の場合においても発生します。現在、かかる契約の規制市場は存在せず、買呼値および売呼値は、かかる契約のディーラーによってのみ設定されます。市場性のない証券への投資には、流動性リスクが伴います。また、かかる証券は評価が困難であり、発行体は、投資者保護のための規制市場の規則に従いません。

為替取引に関するリスク

米ドルクラス

米ドルの金利がユーロの金利を下回った場合、これらの金利差は米ドルクラスの費用となります。

ブラジルリアルクラス

ブラジルリアルをユーロ売りの先渡契約で購入する為替取引が行われます。為替取引の結果、ブラジルリアルクラスの受益者は、ブラジルリアルと米ドル（ブラジルリアルクラスの表示通貨）との間の為替変動の影響を受けます。米ドルに対するブラジルリアルの下落は（その他の要因に変動がなければ）ブラジルリアルクラスの1口当たり純資産価格の下落を引き起こし、その結果、当該クラスの受益者は、為替レートの変動により、損失を被る可能性があります。為替レートの変動がブラジルリアルクラスの受益者にとって有利である場合であっても、為替取引がブラジルリアルと米ドルとの間の為替レートの変動を完全に反映するという保証はありません。新興市場国通貨であるブラジルリアルは、短期間で大幅に変動する可能性があり、また、先進国の通貨よりも為替変動リスクが相対的に高いといえます。ブラジルリアルの金利がユーロの金利を下回った場合、これらの金利差はブラジルリアルクラスの費用となります。

トルコリラクラス

トルコリラをユーロ売りの先渡契約で購入する為替取引が行われます。為替取引の結果、トルコリラクラスの受益者は、トルコリラと米ドル（トルコリラクラスの表示通貨）との間の為替変動の影響を受けます。米ドルに対するトルコリラの下落は（その他の要因に変動がなければ）トルコリラクラスの1口当たり純資産価格の下落を引き起こし、その結果、当該クラスの受益者は、為替レートの変動により、損失を被る可能性があります。為替レートの変動がトルコリラクラスの受益者にとって有利である場合であっても、為替取引がトルコリラと米ドルとの間の為替レートの変動を完全に反映するという保証はありません。新興市場国通貨であるトルコリラは、短期間で大幅に変動する可能性があり、また、先進国の通貨よりも為替変動リスクが相対的に高いといえます。トルコリラの金利がユーロの金利を下回った場合、これらの金利差はトルコリラクラスの費用となります。

為替リスクおよび為替管理

米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスの投資者は、投資対象の市場変動により当該クラスに帰属するユーロ建ての投資対象の価値が各クラスの表示通貨に関して行われるヘッジの金額と通常異なるため、米ドル（当該クラスの表示通貨）／ユーロ（かかる通貨でファンドの投資が行われることが予定されています。）間の為替リスクにさらされる可能性があります。投資顧問会社は、為替ヘッジを行わないことがあり、かかるクラスの保有者が米ドル／ユーロ間の為替リスクにさらされる可能性があります。米ドルに対してユーロが下落した場合（その他の要因に変動がなければ）米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスの1口当たり純資産価格は下落します。一方、米ドルに対してユーロが上昇した場合（その他の要因に変動がなければ）米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスの1口当たり純資産価格は上昇します。

そのため、投資顧問会社および／またはその委託先は、かかる為替エクスポージャーをヘッジするために、先渡契約、オプション、先物およびスワップ等の金融商品を利用することができます。ポートフォリオ・ポジションの価値下落に対するヘッジは、当該ポジションの価値変動を排除したり、または当該ポジションの価値が下落した場合にその損失を防止したりするものではなく、これらの同一の事象から利益を得ることが意図される他のポジションを設定し、これによりヘッジされる当該ポートフォリオ・ポジションの価値下落を緩和するものです。ファンドのヘッジ取引（行われる場合）の成功は、通貨および金利の動向の影響を受けます。ヘッジ戦略で使用される商品の価格変動およびヘッジされるポートフォリオ・ポジションの価格変動の相関の程度は、ヘッジの性質上、変動する可能性があります。投資顧問会社および／またはその委託先は、自らが当該エクスポージャーをヘッジすることを決定する場合には、米ドル／ユーロ間の完全な相関関係を確立することができない可能性があります。かかる不完全な相関関係により、投資顧問会社および／またはその委託先が意図されるヘッジを達成できない、または、ファンドが損失リスクにさらされる可能性があります。

政府および金融当局は、適用ある為替レートに悪影響を及ぼす可能性がある（過去に行われたような）為替管理を課すことがあります。その結果、買戻代金もしくは分配金が予想よりも少ないもしくは一切受け取れない可能性があります。かかる通貨リスクは、投資顧問会社またはその委託先の支配の及ばない要因（経済および政治上の事由ならびに該当する通貨の需給等）に左右されます。近年、特定の通貨の為替レートは高いボラティリティを有しており、かかるボラティリティは、将来も続く予想されます。過去に発生した為替レートの変動は、必ずしも将来の為替レートの変動を示すものではありません。ヘッジ通貨の取引が、ヘッジ通貨の需給の変化、政策の変更および／またはその他の外的要因などにより制限される場合、ヘッジ・プレミアムに悪影響が及ぶ可能性があります。予定されたヘッジ取引を完全に実行できない可能性があります。そのような場合、プレミアムおよびコストは、予想されるヘッジ・プレミアムおよびコストの水準と大幅に異なる可能性があります。為替ヘッジ取引は、リスクを伴う可能性があります。外国為替取引が行われる市場は、高いボラティリティを有しており、高度に専門的かつ技術的です。当該市場では、流動性および価格の変化を含む重大な変化が、非常に短い期間（多くの場合数分の間に）において発生する可能性があります。外国為替取引リスクは、為替リスク、金利リスクおよび現地為替市場、外国投資または外国通貨の特定の取引に関する規制による外国政府による潜在的な干渉などがあります。

経済情勢

経済情勢（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術発展、政治的および外交的な事由および動向、税法などの要因）の変化は、ファンドの投資対象のリターンに著しい悪影響を及ぼす可能性があります。そのような経済情勢は、投資顧問会社の支配の及ぶものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを有する市場における予測不能なボラティリティまたは流動性によって、ファンドの資産の運用を管理する投資顧問会社の能力を損ない、ファンドの投資対象に損失が生じる可能性があります。

デリバティブ、運用手法および金融商品に関するリスク

ポートフォリオの効率的な運用のためにデリバティブが使用されることがあります。デリバティブは、その他の投資と比べて、より早くより効果的にリスクに対するエクスポージャーを増減することを可能とします。一般的に、デリバティブは値動きが大きく、以下のような重大なリスクを伴います。

① 信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方が、ファンドに対する債務を履行できないリスクをいいます。

② 為替リスク

投資対象の価値に悪影響を与える為替変動のリスクをいいます。

③ レバレッジ・リスク

市場の小さい動きであっても、投資資産の価値が大きく変動するような投資戦略のリスクをいいます。レバレッジを使う投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらす可能性があります。

④ 流動性リスク

売り手が売却したい時期に、または売り手が妥当であると考える価格で、売却することが困難または不可能になるリスクをいいます。

デリバティブ商品の価格（先物およびオプションの価格を含みます。）は、値動きが大きく、高いボラティリティを有しています。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に金利、変動する需給関係、政府の貿易、財政、金融、為替管理に関するプログラムおよび政策ならびに国内外の政治経済上の事由および政策の影響を受けます。また、政府は、随時、直接的におよび規制により、特定の市場（特に通貨市場ならびに金利が関係する先物市場およびオプション市場）に介入します。かかる介入は、多くの場合、価格に直接影響を与えることが意図されており、その他の要因と併せて、かかるすべての市場を特に金利の変動により同一方向へと急速に変動させる可能性があります。また、運用手法および金融商品の利用には、（i）ヘッジされた投資対象の価格変動および金利変動を予想する能力への依拠、（ii）ヘッジ目的で利用される金融商品とヘッジされた投資対象資産または市場セクターとの不完全な相関や、（iii）かかる金融商品の利用に必要とされるスキルが投資対象の選定に必要とされるスキルとは異なること、（iv）特定の金融商品に関する流動性の高い市場がいずれかの時点で存在しない可能性があること、ならびに（v）効果的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力が妨げられる可能性があることを含む特別なリスクもあります。

先物契約の流動性

先物ポジションは、取引所の中には「一日の値幅」または「一日の値幅制限」と呼ばれる規制により特定の先物契約の一日の価格変動を制限する所もあるため、流動性が低くなる可能性があります。かかる一日の値幅制限の下では、1取引日に一日の値幅制限を超えた価格で取引を行うことはできません。ある先物契約の価格が一日の値幅制限に相当する金額分増減した場合、当該先物のポジションは、トレーダーがかかる制限の範囲内で取引を行う用意がない限り、取ることも清算することもできなくなります。これは、投資顧問会社が不利なポジションを清算することを妨げる可能性があります。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、標準化されません。銀行およびディーラーがかかる市場において本人として行為し、各取引を個別に交渉します。先渡取引および「現金」取引は、実質的に規制されません。一日の値幅に制限はなく、投機的なポジションの制限は適用されません。先渡市場で取引を行う者は取引通貨で継続的に値付けすることを要求されず、かかる市場は流動性が低い期間が長期にわたり続く可能性があります。市場の流動性が低いことまたは市場の混乱によって、ファンドが多額の損失を被る可能性があります。

店頭取引における規制の欠如および取引相手方リスク

投資顧問会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行うことができます。通常、店頭市場における政府の規制および監視は、証券取引所で行われる取引と比べて緩くなります。また、一部の証券取引所で参加者に与えられる保護（取引所の決済機関の履行保証等）の多くは、店頭取引には存在しません。これにより、ファンドは、取引相手方が信用もしくは流動性の問題または契約条件に対する異議を理由として取引を決済しないというリスクにさらされます。投資顧問会社は、取引を単一の取引相手方に集中させることを制限されません。したがって、ファンドは、投資顧問会社がファンドの取引を規制取引所に限定した場合と比べて債務不履行に起因して多大な損失を被る可能性があります。

取引相手方が取引に関する義務の履行を行えなくなるリスク（破産、倒産、政府による禁止またはその他の要因によるか）を問わない。）によって、ファンドに多大な損失が生じる可能性があります。投資顧問会社は、かかるリスクを軽減させるため、ファンドの取引を信用度が高いと考えられる取引相手方に限定するよう努めます。

予想される買戻しの影響

受益者からの受益証券の大量の買戻しにより、投資顧問会社は、買戻しに対応するために必要な現金を調達するため、適切な時期より早期にファンドの投資対象を清算することを余儀なくされる可能性があります。

市場混乱のリスク

金融市場の予想外の混乱や、その混乱から回復する方法・時期について実質的に予測不能であること（当該市場に対する政府の介入について、その効果が読めないことなど）が、ファンドの投資対象の価格、ボラティリティおよび流動性に対して多大な悪影響を与える可能性があります。

クラス間で負担される債務

ファンドには複数のクラスがあります。基本信託証書で、ファンドの債務を複数のクラス間で負担される方法が規定されています（債務はこれが発生したクラスが負担します。）。しかしながら、ファンドは単一の信託として設立されており、すべてのクラスの保有者は、当該保有者が保有するクラス以外のクラスで発生した債務を、その債務を返済するための資産がそのクラスに無い場合には負担しなければならない可能性があります。したがって、債務は当該クラスに限定されず、他のクラスの資産から支払われなければならない可能性があるというリスクが存在します。

NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引について

ファンド資産について為替取引を行う一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF※（ノン・デリバブル・フォワード）を用いて為替取引を行う場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際的为替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際的为替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※ NDFとは、為替取引を行う場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

上記のリスク要因の一覧は、募集に伴うリスクの完全な説明となることは意図されていません。申込予定者は、ファンドに投資するか否かを決定する前に、リスク要因を慎重に検討すべきです。

② リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

◆パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

◆運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

※ 上記の管理体制は2015年12月末日現在のものであり、随時変更されます。

③ デリバティブ取引に関する管理体制

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的で日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引等を行います。当該デリバティブ取引等について、UCITSに係るEU指令に適合したリスク管理方法を採用しています。

参考情報

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

ユーロ建て毎月分配型

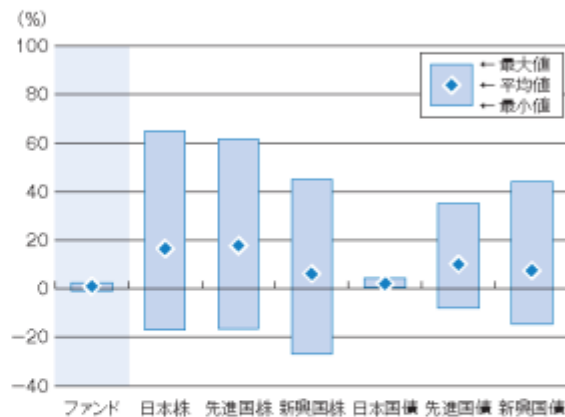


ユーロ建て年1回分配型

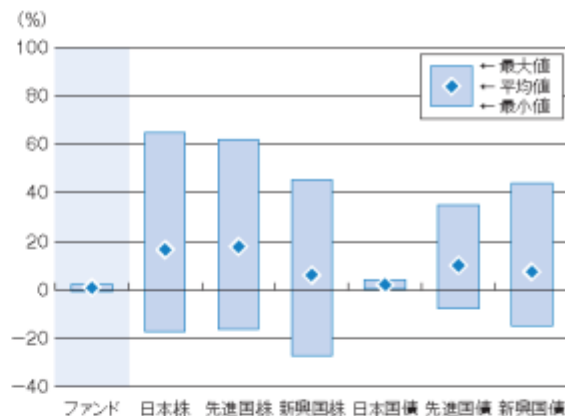


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2014年9月19日に運用を開始したため、年間騰落率は2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.3	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-0.6	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	1.1	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5



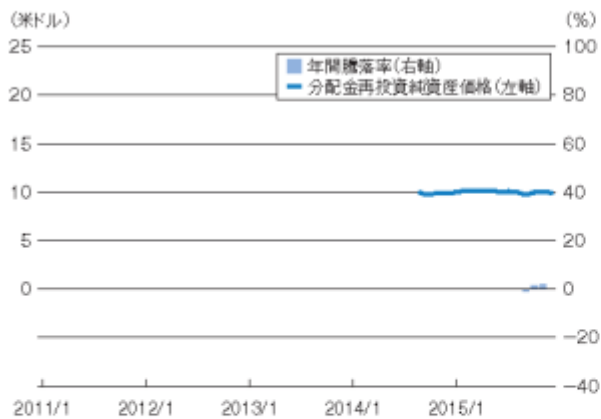
	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.1	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-0.7	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	1.0	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点、ファンドについては2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て毎月分配型

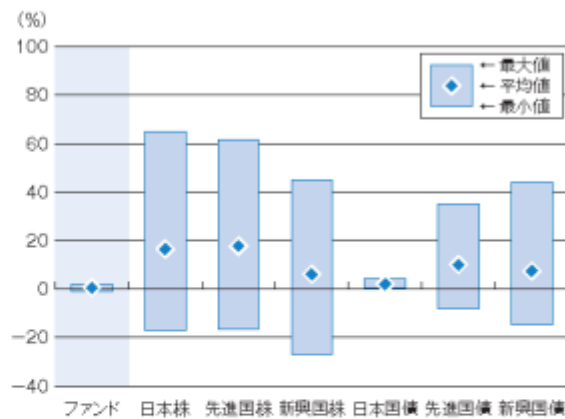


米ドル建て年1回分配型

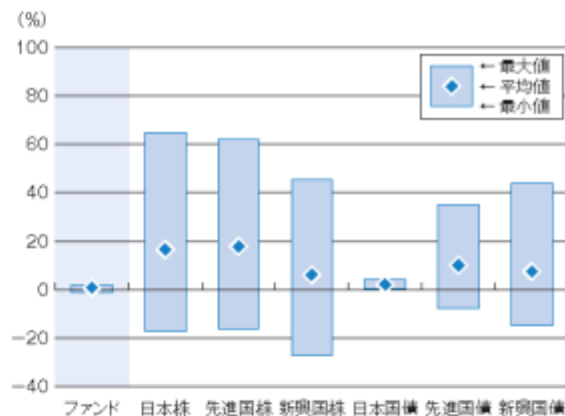


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2014年9月19日に運用を開始したため、年間騰落率は2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.8	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-1.0	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	0.7	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5



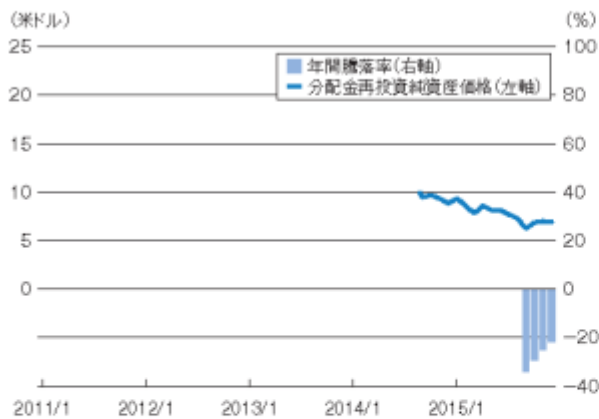
	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.9	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-1.1	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	0.7	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点、ファンドについては2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て(ブラジルレアルコース)毎月分配型

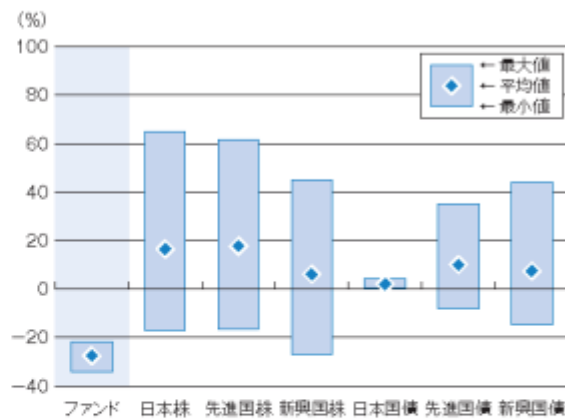


米ドル建て(ブラジルレアルコース)年1回分配型

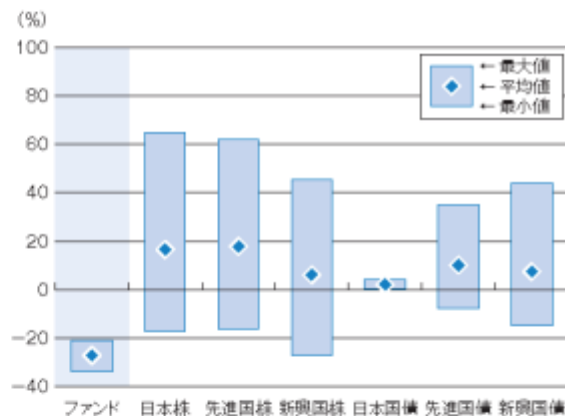


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2014年9月19日に運用を開始したため、年間騰落率は2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	-21.7	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-33.9	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	-27.4	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	-21.1	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-33.6	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	-27.1	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

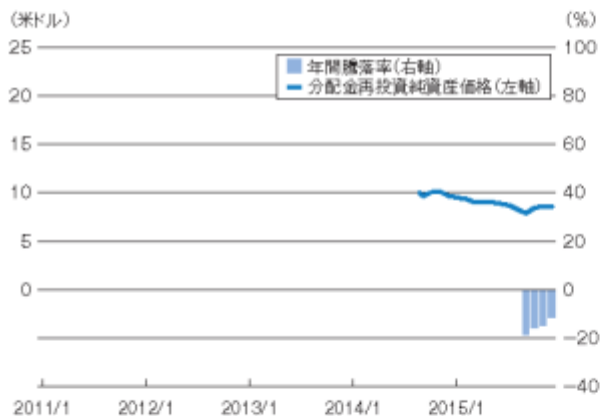
- 代表的な資産クラスについては2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点、ファンドについては2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て(トルコリラコース)毎月分配型

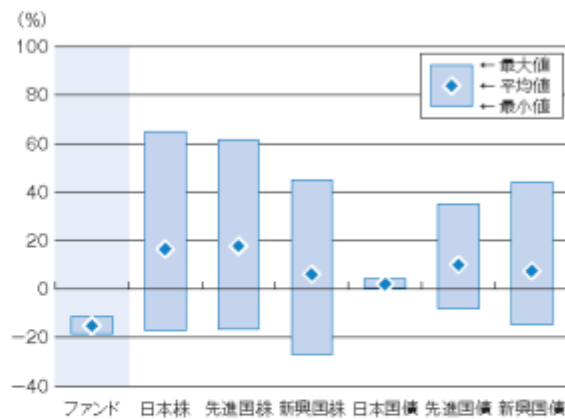


米ドル建て(トルコリラコース)年1回分配型

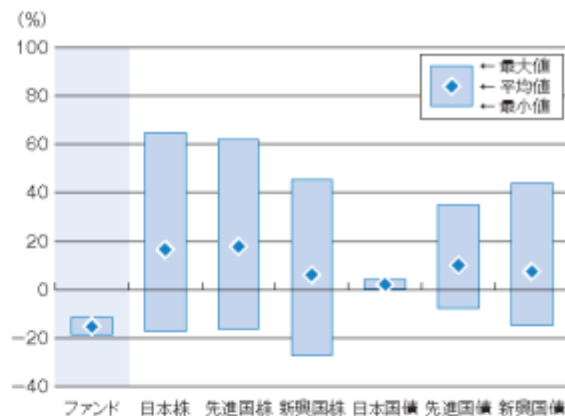


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2014年9月19日に運用を開始したため、年間騰落率は2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	-11.5	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-18.2	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	-15.1	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	-11.5	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-18.3	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	-15.1	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点、ファンドについては2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2015年9月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

（ご注意）

- 年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグ／EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年起)
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

（注）ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「**東証**」東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**東証**東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、**東証**東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、**東証**東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびシティ新興国市場国債インデックス(円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
申込金額の最大3.00%
- ② 日本国内における申込手数料

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

(2)【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
ファンド証券の買戻しに買戻し手数料は課せられません。
- ② 日本国内における買戻し手数料
ファンド証券の換金（買戻し）に買戻し手数料は課せられません。

(3)【管理報酬等】

受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

受託会社報酬は、ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻されます。

（注）「評価日」とは、払込日以降の各ファンド営業日、および管理会社（または管理会社のために管理事務代行会社）が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

管理会社報酬は、ファンドの継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価として管理会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻されます。

投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算される公募受益証券に帰属する純資産総額（Sクラス受益証券に帰属する純資産総額は除きます。）の年率0.80%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

投資顧問会社報酬は、ファンドにかかる投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として投資顧問会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻されます。

副投資顧問報酬

副投資顧問会社は、投資顧問会社および副投資顧問会社の間で随時合意された報酬を投資顧問会社から受領します。副投資顧問会社はまた、立替費用の払い戻しを受ける権利を有します。管理会社と協議の上、投資顧問会社の事前の承認を条件に、ファンドに関して生じたすべての合理的な費用は、ファンドの資産から、副投資顧問会社に払い戻されます。

保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

保管会社報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として保管会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻されます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、受益者の管理業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻されます。

代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される公募受益証券に帰属する純資産総額（Sクラス受益証券に帰属する純資産総額は除きます。）の年率0.75%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

なお、代行協会員は、販売会社に対し、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員報酬から報酬を支払います。

（４）【その他の手数料等】

費用

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に対する当初設立報酬を含みます。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は、3年を超えない期間で償却されます。

目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用、弁護士費用（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）、監査費用（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）、登録費用、銀行手数料、ファンド資産および収益に課せられる税金等がファンドより実費として支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

① 日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%（注）	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

（注）復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。2016年2月29日現在、ケイマン諸島において為替管理はありません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2015年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
固定利付債	イギリス	8,682,055	43.25
	イタリア	1,053,147	5.25
	ドイツ	616,870	3.07
	アメリカ合衆国	609,985	3.04
	フランス	181,472	0.90
	オランダ	107,032	0.53
	スペイン	103,590	0.52
	ベルギー	82,106	0.41
	ポルトガル	10,700	0.05
	小計	11,446,957	57.02
変動利付債	イギリス	3,131,667	15.60
	フランス	801,418	3.99
	イタリア	529,447	2.64
	ベルギー	200,000	1.00
	アメリカ合衆国	190,409	0.95
	スペイン	140,517	0.70
	ドイツ	101,040	0.50
	小計	5,094,496	25.38
P I K証券	イギリス	632,913	3.15
	小計	632,913	3.15
ステップ・アップ／ダウン債	イギリス	114,676	0.57
	アメリカ合衆国	83,432	0.42
	小計	198,108	0.99
その他債券	イギリス	506,513	2.52
	小計	506,513	2.52
小計		17,878,987	89.07
現金およびその他の資産（負債控除後）		2,194,956	10.93
合計 （純資産総額）		20,073,943 （約2,645百万円）	100.00

(注) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年12月末日現在)

順位	銘柄	国名／ 発行地	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額	簿価 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資比率 (%)
1	SCHAEFFLER PIK 6.875% 15/8/18	イギリス	P I K証券	6.875	2018/ 8 /15	300,000ユーロ	315,780.00	309,000.00	1.54
2	UNICREDIT INTL BK FRN 10/12/49	イギリス	変動利付債	8.125	2049/12/10	270,000ユーロ	317,318.00	304,425.00	1.52
3	RBS 5.25% 29/06/49	ドイツ	固定利付債	5.250	2049/ 6 /29	300,000ユーロ	294,750.00	298,500.00	1.49
4	RAIFFEISEN BK INTL FRN 21/02/25	イギリス	変動利付債	4.500	2025/ 2 /21	300,000ユーロ	233,500.00	241,500.00	1.20
5	TELECOM ITALIA SPA 5.25% 10/02/22	イタリア	固定利付債	5.250	2022/ 2 /10	200,000ユーロ	225,560.00	228,762.00	1.14
6	INTESA SANPAOLO SPA FRN 29/06/49	イタリア	変動利付債	8.047	2049/ 6 /29	200,000ユーロ	227,855.00	221,000.00	1.10
7	GARFUNKELUX HOLDCO 7.5% 1/8/22	イギリス	固定利付債	7.500	2022/ 8 / 1	210,000ユーロ	211,375.00	215,703.60	1.07
8	KONINKLIJKE KPN FRN 14/03/49	イギリス	変動利付債	6.125	2049/ 3 /14	200,000ユーロ	218,398.18	212,196.40	1.06
9	GOVERNOR & CO FRN 29/12/49	イギリス	変動利付債	7.375	2049/12/29	200,000ユーロ	207,000.00	208,760.00	1.04
10	SOCIETE GENERALE FRN 07/04/49	イギリス	変動利付債	6.750	2049/ 4 / 7	200,000ユーロ	203,327.55	205,080.00	1.02
11	TELEFONICA EUROPE FRN 31/03/49	イギリス	変動利付債	5.875	2049/ 3 /31	200,000ユーロ	213,100.00	201,632.00	1.00
12	KBC GROEP FRN 29/03/49	ベルギー	変動利付債	5.625	2049/ 3 /29	200,000ユーロ	201,500.00	200,000.00	1.00
13	WIND ACQ FIN 7% 23/04/21	イギリス	固定利付債	7.000	2021/ 4 /23	200,000ユーロ	207,868.87	199,008.00	0.99
14	WIND ACQ FIN 4% 15/07/20	イギリス	固定利付債	4.000	2020/ 7 /15	200,000ユーロ	202,205.60	199,000.00	0.99
15	TRINSEO OP/IN 6.375% 01/05/22	イギリス	固定利付債	6.375	2022/ 5 / 1	200,000ユーロ	201,700.00	198,084.00	0.99
16	HSBC HOLDINGS FRN 29/12/49	イギリス	変動利付債	5.250	2049/12/29	200,000ユーロ	202,250.00	197,666.00	0.98
17	CREDIT SUISSE FRN 11/12/49	イギリス	変動利付債	7.500	2049/12/11	200,000ユーロ	166,800.78	192,487.78	0.96
18	GROUPAMA SA FRN 28/05/49	フランス	変動利付債	6.375	2049/ 5 /28	200,000ユーロ	207,562.50	192,000.00	0.96
19	RBS FRN 29/12/49	アメリカ合 衆国	変動利付債	7.500	2049/12/29	200,000米ドル	184,077.40	190,408.60	0.95
20	SOFTBANK GP CORP 4.75% 30/07/25	イギリス	固定利付債	4.750	2025/ 7 /30	195,000ユーロ	194,851.01	189,189.00	0.94
21	ONEX WIZARD AC II 7.75% 15/2/23	イギリス	固定利付債	7.750	2023/ 2 /15	180,000ユーロ	183,294.64	188,555.40	0.94
22	UNITYMEDIA HESSEN 3.5% 15/1/27	イギリス	固定利付債	3.500	2027/ 1 /15	200,000ユーロ	197,625.00	184,000.00	0.92
23	TESCO CORP TREAS 2.5% 01/07/24	イギリス	固定利付債	2.500	2024/ 7 / 1	200,000ユーロ	193,680.00	177,362.00	0.88
24	UPC HOLDONG BV 6.375% 15/09/22	イギリス	固定利付債	6.375	2022/ 9 /15	160,000ユーロ	174,720.00	169,600.00	0.84
25	NEW LOOK SEC ISS 8% 01/07/23	イギリス	固定利付債	8.000	2023/ 7 / 1	125,000英ポンド	172,285.88	164,338.04	0.82
26	HEIDELBERGCEMENT 8.5% 31/10/19	イギリス	固定利付債	8.500	2019/10/31	130,000ユーロ	169,315.90	161,582.20	0.80
27	INTESA SANPAOLO FRN 01/06/49	イタリア	変動利付債	9.500	2049/ 6 / 1	150,000ユーロ	165,750.00	154,500.00	0.77
28	BANCO POPOLARE SC 6% 05/11/20	イタリア	固定利付債	6.000	2020/11/ 5	150,000ユーロ	161,837.50	153,978.30	0.77
29	LA MONDIALE FRN 17/12/49	イギリス	変動利付債	5.050	2049/12/17	150,000ユーロ	151,125.00	150,733.50	0.75
30	SOC GENERALE FRN 29/06/49	イギリス	変動利付債	8.875	2049/ 6 /29	100,000英ポンド	145,268.18	149,013.37	0.74

②【投資不動産物件】

該当事項ありません（2015年12月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2015年12月末日現在）。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記の会計年度末ならびに2015年12月末日現在および同日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

ユーロ建て毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第1会計年度末 (2015年8月31日)	512,524.84	67,535,398	9.94	1,310
2015年1月末日	113,375.38	14,939,474	9.99	1,316
2月末日	115,189.82	15,178,563	10.15	1,337
3月末日	118,329.64	15,592,297	10.16	1,339
4月末日	399,958.04	52,702,471	10.18	1,341
5月末日	403,916.59	53,224,089	10.17	1,340
6月末日	488,971.36	64,431,756	9.98	1,315
7月末日	499,241.38	65,785,037	10.06	1,326
8月末日	512,524.84	67,535,398	9.94	1,310
9月末日	498,913.91	65,741,886	9.68	1,276
10月末日	511,387.07	67,385,474	9.92	1,307
11月末日	515,451.95	67,921,103	10.00	1,318
12月末日	521,625.28	68,734,563	9.81	1,293

ユーロ建て年1回分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
第1会計年度末 (2015年8月31日)	738,565.17	97,320,732	10.04	1,323
2015年1月末日	358,181.18	47,197,534	10.03	1,322
2月末日	537,714.07	70,854,583	10.20	1,344
3月末日	573,109.04	75,518,578	10.20	1,344
4月末日	609,935.08	80,371,145	10.23	1,348
5月末日	622,437.47	82,018,585	10.24	1,349
6月末日	635,207.47	83,701,288	10.05	1,324
7月末日	746,198.53	98,326,580	10.14	1,336
8月末日	738,565.17	97,320,732	10.04	1,323
9月末日	724,077.62	95,411,708	9.78	1,289
10月末日	888,487.14	117,075,950	10.04	1,323
11月末日	927,833.67	122,260,643	10.12	1,334
12月末日	984,912.34	129,781,899	9.95	1,311

米ドル建て毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2015年8月31日)	7,302,863.59	880,798,378	9.90	1,194
2015年1月末日	5,582,243.11	673,274,341	9.98	1,204
2月末日	4,808,635.79	579,969,563	10.13	1,222
3月末日	5,670,614.76	683,932,846	10.09	1,217
4月末日	6,711,128.48	809,429,206	10.12	1,221
5月末日	7,317,486.32	882,562,025	10.12	1,221
6月末日	7,431,407.32	896,302,037	9.93	1,198
7月末日	7,497,213.04	904,238,865	10.01	1,207
8月末日	7,302,863.59	880,798,378	9.90	1,194
9月末日	7,302,189.13	880,717,031	9.64	1,163
10月末日	7,621,492.88	919,228,256	9.88	1,192
11月末日	8,604,269.86	1,037,760,988	9.96	1,201
12月末日	8,602,003.37	1,037,487,626	9.78	1,180

米ドル建て年1回分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2015年8月31日)	5,889,456.54	710,327,353	9.99	1,205
2015年1月末日	2,732,609.43	329,580,023	10.00	1,206
2月末日	3,423,475.44	412,905,373	10.17	1,227
3月末日	3,945,892.42	475,914,085	10.14	1,223
4月末日	4,896,552.64	590,573,214	10.18	1,228
5月末日	5,413,099.25	652,873,901	10.18	1,228
6月末日	5,544,122.41	668,676,604	10.00	1,206
7月末日	5,787,907.59	698,079,534	10.09	1,217
8月末日	5,889,456.54	710,327,353	9.99	1,205
9月末日	4,877,559.04	588,282,396	9.74	1,175
10月末日	4,977,129.94	600,291,642	10.00	1,206
11月末日	5,263,607.93	634,843,752	10.09	1,217
12月末日	5,194,950.66	626,562,999	9.92	1,196

米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2015年8月31日)	3,995,179.69	481,858,622	6.45	778
2015年1月末日	3,245,735.57	391,468,167	9.07	1,094
2月末日	2,940,436.44	354,646,039	8.22	991
3月末日	3,872,306.19	467,038,850	7.37	889
4月末日	4,381,164.89	528,412,297	8.01	966
5月末日	4,416,161.83	532,633,278	7.49	903
6月末日	4,422,406.99	533,386,507	7.41	894
7月末日	4,218,292.46	508,768,254	6.91	833
8月末日	3,995,179.69	481,858,622	6.45	778
9月末日	3,404,252.98	410,586,952	5.43	655
10月末日	3,849,899.05	464,336,324	5.86	707
11月末日	3,642,632.15	439,337,864	5.88	709
12月末日	3,900,363.88	470,422,888	5.71	689

米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2015年8月31日)	930,381.32	112,213,291	7.32	883
2015年1月末日	1,178,533.48	142,142,923	9.33	1,125
2月末日	1,081,525.74	130,442,820	8.56	1,032
3月末日	989,451.78	119,337,779	7.78	938
4月末日	1,088,891.01	131,331,145	8.56	1,032
5月末日	1,031,819.63	124,447,766	8.11	978
6月末日	1,034,875.66	124,816,353	8.14	982
7月末日	979,515.50	118,139,364	7.70	929
8月末日	930,381.32	112,213,291	7.32	883
9月末日	686,255.81	82,769,313	6.29	759
10月末日	752,311.85	90,736,332	6.89	831
11月末日	765,533.61	92,331,009	7.01	845
12月末日	508,997.61	61,390,202	6.95	838

米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2015年8月31日)	1,810,294.24	218,339,588	7.49	903
2015年1月末日	2,463,067.06	297,070,518	9.23	1,113
2月末日	2,415,449.37	291,327,349	9.01	1,087
3月末日	2,472,696.48	298,231,922	8.59	1,036
4月末日	2,441,714.58	294,495,195	8.46	1,020
5月末日	2,585,770.09	311,869,731	8.41	1,014
6月末日	1,591,795.63	191,986,471	8.18	987
7月末日	1,887,866.36	227,695,562	7.95	959
8月末日	1,810,294.24	218,339,588	7.49	903
9月末日	1,535,640.74	185,213,630	7.03	848
10月末日	1,644,915.60	198,393,271	7.44	897
11月末日	1,677,512.87	202,324,827	7.49	903
12月末日	1,573,776.46	189,813,179	7.35	886

米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2015年8月31日)	676,280.51	81,566,192	8.30	1,001
2015年1月末日	572,103.90	69,001,451	9.50	1,146
2月末日	564,323.48	68,063,055	9.37	1,130
3月末日	543,476.72	65,548,727	9.03	1,089
4月末日	625,649.36	75,459,569	9.00	1,085
5月末日	736,216.62	88,795,087	9.03	1,089
6月末日	756,278.13	91,214,705	8.88	1,071
7月末日	742,858.09	89,596,114	8.72	1,052
8月末日	676,280.51	81,566,192	8.30	1,001
9月末日	641,851.50	77,413,709	7.88	950
10月末日	688,816.56	83,078,165	8.45	1,019
11月末日	702,543.78	84,733,805	8.62	1,040
12月末日	527,079.41	63,571,048	8.57	1,034

②【分配の推移】

	1口当たり分配金							
	ユーロ建て毎月分配型		米ドル建て毎月分配型		米ドル建て（ブラジル リアルコース）毎月分 配型		米ドル建て（トルコリ ラコース）毎月分配型	
	ユーロ	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度	0.10	13.18	0.10	12.06	1.00	120.61	0.90	108.55
2015年9月	0.01	1.32	0.01	1.21	0.10	12.06	0.09	10.85
10月	0.01	1.32	0.01	1.21	0.10	12.06	0.09	10.85
11月	0.01	1.32	0.01	1.21	0.10	12.06	0.09	10.85
12月	0.01	1.32	0.01	1.21	0.10	12.06	0.09	10.85
設定来累計 （2015年12月 末日現在）	0.14	18.45	0.14	16.89	1.40	168.85	1.26	151.97

	1口当たり分配金							
	ユーロ建て年1回分配 型		米ドル建て年1回分配 型		米ドル建て（ブラジル リアルコース）年1回 分配型		米ドル建て（トルコリ ラコース）年1回分配 型	
	ユーロ	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度	0	0	0	0	0	0	0	0
設定来累計 （2015年12月 末日現在）	0	0	0	0	0	0	0	0

③【収益率の推移】

期間		収益率（％）（注１）
第１会計年度	ユーロ建て毎月分配型	0.40
	ユーロ建て年１回分配型	0.40
	米ドル建て毎月分配型	0.00
	米ドル建て年１回分配型	－0.10
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型	－25.50
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）年１回分配型	－26.80
	米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型	－16.10
	米ドル建て（トルコリラコース）年１回分配型	－17.00

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の１口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第１会計年度の場合、ユーロ建てのクラスについては10ユーロ、米ドル建てのクラスについては10米ドル）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間		収益率（％）（注２）
2014年	ユーロ建て毎月分配型	－1.00
	ユーロ建て年１回分配型	－0.90
	米ドル建て毎月分配型	－1.10
	米ドル建て年１回分配型	－1.20
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型	－11.40
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）年１回分配型	－11.90
	米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型	－3.30
	米ドル建て（トルコリラコース）年１回分配型	－3.20
2015年	ユーロ建て毎月分配型	0.51
	ユーロ建て年１回分配型	0.40
	米ドル建て毎月分配型	0.30
	米ドル建て年１回分配型	0.40
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型	－20.21
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）年１回分配型	－21.11
	米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型	－11.17
	米ドル建て（トルコリラコース）年１回分配型	－11.47

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

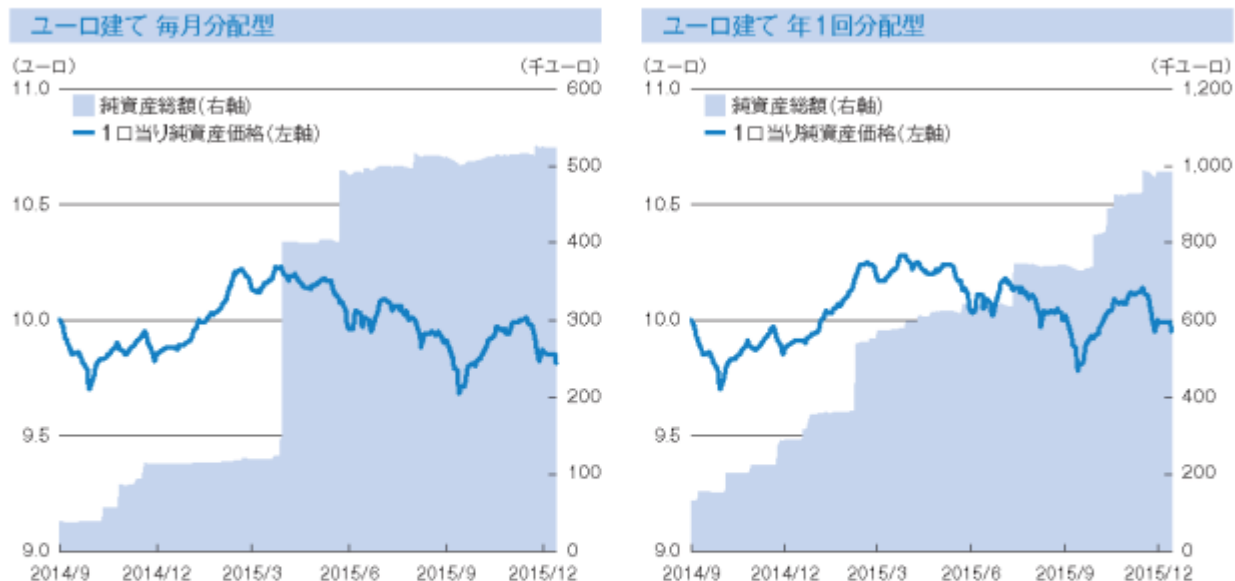
b＝当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2014年の場合、ユーロ建てのクラスについては10ユーロ、米ドル建てのクラスについては10米ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2015年12月末日現在)

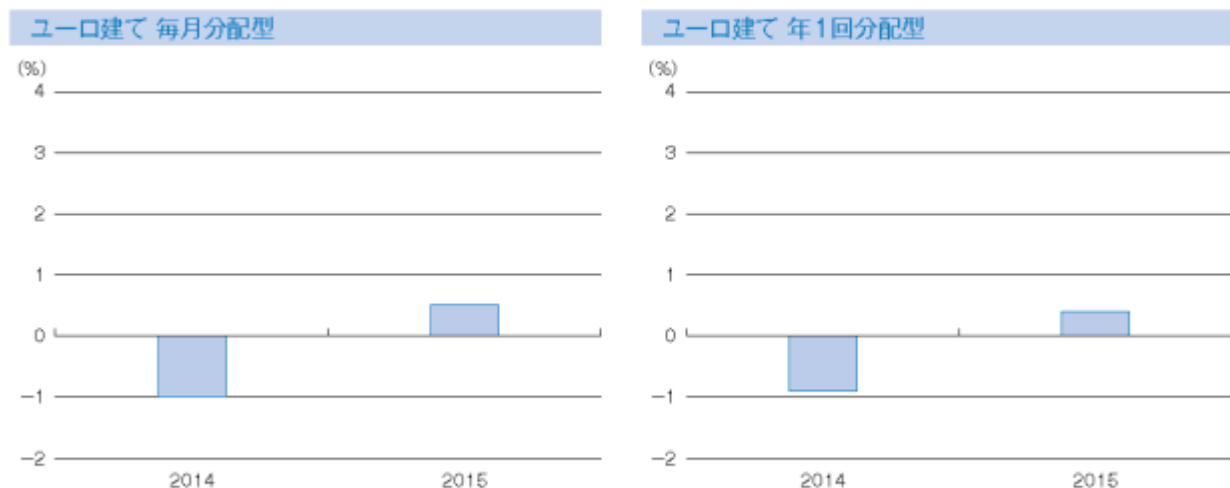


分配の推移

ユーロ建て 毎月分配型(単位:ユーロ、1口当り、課税前)	
2015年 8月	0.01
2015年 9月	0.01
2015年10月	0.01
2015年11月	0.01
2015年12月	0.01
直近1年累計	0.12
設定来累計	0.14

ユーロ建て 年1回分配型(単位:ユーロ、1口当り、課税前)	
2015年 9月	0.00
設定来累計	0.00

収益率の推移 (暦年ベース) ※2014年は9月19日から

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

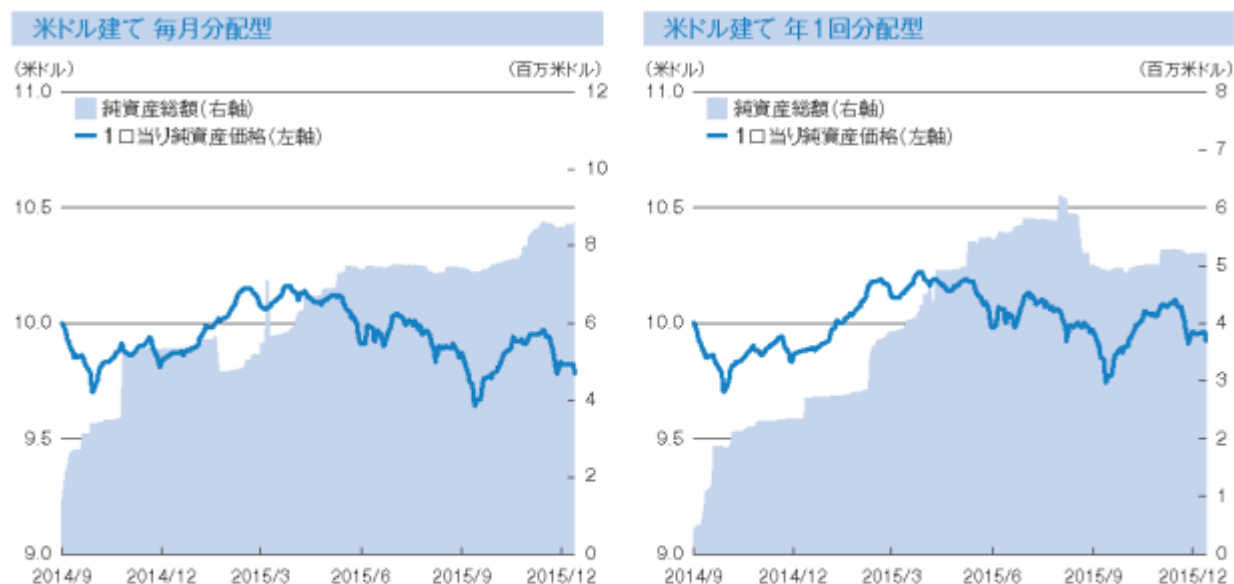
a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

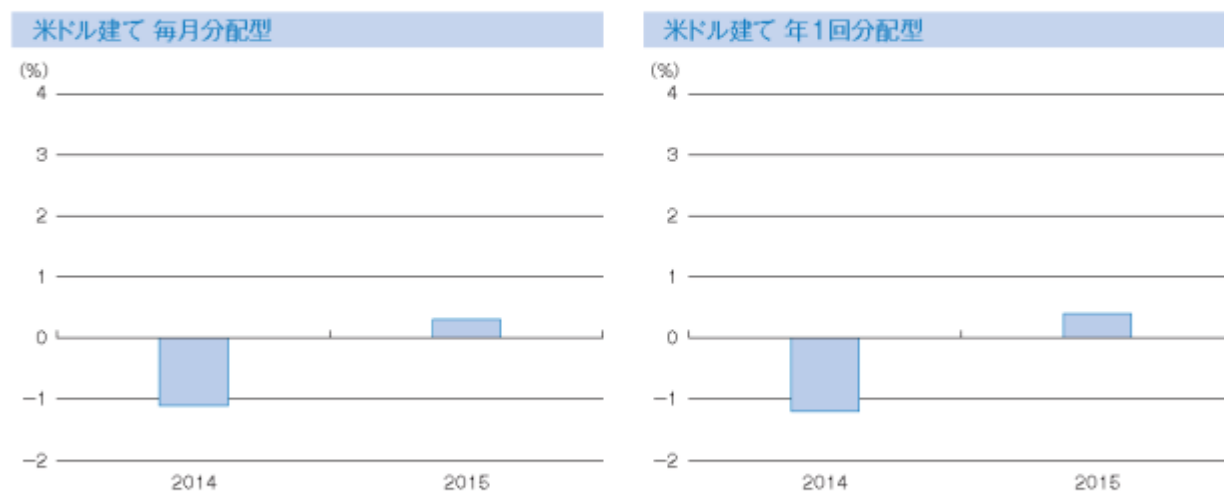
純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2015年12月末日現在）



分配の推移

米ドル建て 毎月分配型（単位：米ドル、1口当り、課税前）		米ドル建て 年1回分配型（単位：米ドル、1口当り、課税前）	
2015年 8月	0.01	2015年 9月	0.00
2015年 9月	0.01	設定来累計	0.00
2015年10月	0.01		
2015年11月	0.01		
2015年12月	0.01		
直近1年累計	0.12		
設定来累計	0.14		

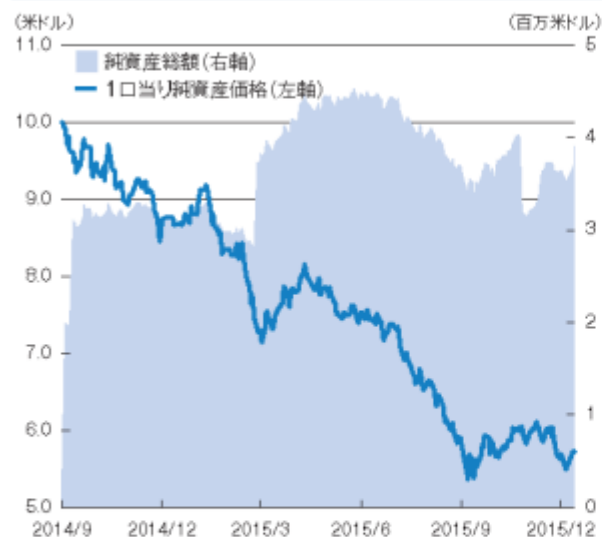
収益率の推移（暦年ベース）※2014年は9月19日から



（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$
 a ＝ 暦年末の1口当り純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）
 b ＝ 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配前の額）
 ※分配金に対する税金は考慮されておりません。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2015年12月末日現在）

米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型



米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型



分配の推移

米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型(単位:米ドル,1口当り,課税前)

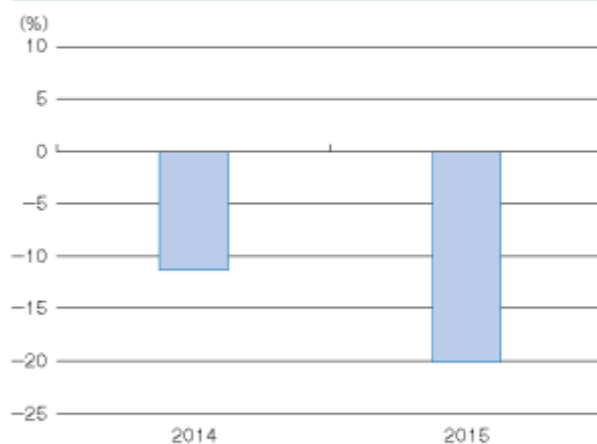
2015年 8月	0.10
2015年 9月	0.10
2015年10月	0.10
2015年11月	0.10
2015年12月	0.10
直近1年累計	1.20
設定来累計	1.40

米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型(単位:米ドル,1口当り,課税前)

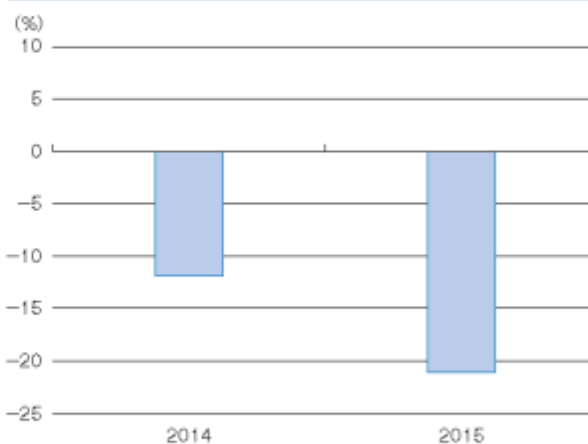
2015年 9月	0.00
設定来累計	0.00

収益率の推移（暦年ベース）※2014年は9月19日から

米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型



米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2015年12月末日現在）

米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型



米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型



分配の推移

米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型（単位：米ドル、1口当り、課税前）

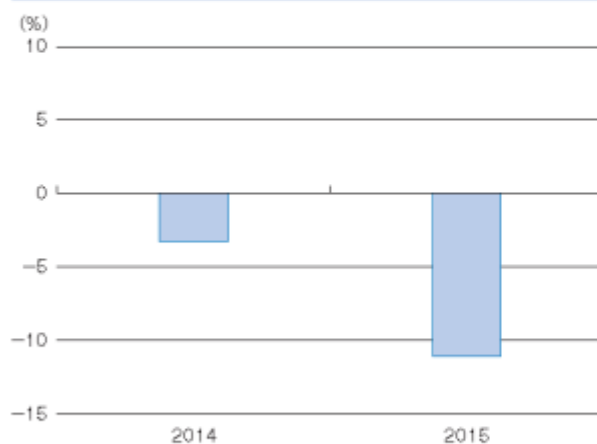
2015年 8月	0.09
2015年 9月	0.09
2015年10月	0.09
2015年11月	0.09
2015年12月	0.09
直近1年累計	1.08
設定来累計	1.26

米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型（単位：米ドル、1口当り、課税前）

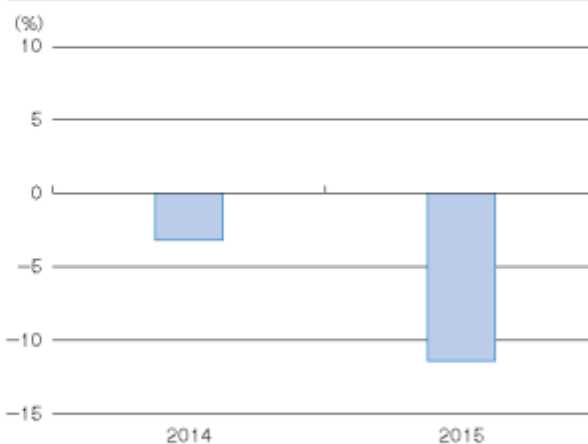
2015年 9月	0.00
設定来累計	0.00

収益率の推移（暦年ベース）※2014年は9月19日から

米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型



米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型



（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b

a＝暦年末の1口当り純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格（分配前の額）

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売および買戻しの実績ならびに会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

ユーロ建て毎月分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	51,850 (51,850)	300 (300)	51,550 (51,550)

ユーロ建て年１回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	74,188 (74,188)	600 (600)	73,588 (73,588)

米ドル建て毎月分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	999,240 (999,240)	261,330 (261,330)	737,910 (737,910)

米ドル建て年１回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	653,890 (653,890)	64,400 (64,400)	589,490 (589,490)

米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	619,025 (619,025)	0 (0)	619,025 (619,025)

米ドル建て（ブラジルリアルコース）年１回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	127,160 (127,160)	0 (0)	127,160 (127,160)

米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	357,160 (357,160)	115,600 (115,600)	241,560 (241,560)

米ドル建て（トルコリラコース）年１回分配型

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	85,200 (85,200)	3,700 (3,700)	81,500 (81,500)

（注１）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注２）第１会計年度の販売口数には当初募集の口数が含まれます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

公募受益証券およびSクラス受益証券は、適格投資家に対して受益証券のクラスのファンド営業日において継続的に募集されます。受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社とその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とします。受益証券は、整数でのみ発行されます。申込みは、口数単位で行うことができます。販売会社に支払われる販売手数料は公募受益証券の各々の1口当たり純資産価格の最大3.00%（税抜き）です。Sクラスは副投資顧問会社の関係会社でのみ申込みができます。Sクラスについては申込手数料は課せられません。

当該クラスの表示通貨による支払いは、当該ファンド営業日から起算して7ファンド営業日以内または管理会社とその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとします。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができます。

（注）「適格投資家」とは、（i）（1933年米国証券法（改正済））に基づき発布されたレギュレーションSのルール902(k)に定義される「米国人」または（1940年米国投資会社法（改正済））における意味の範囲内における米国居住者ではない、（ii）（米国商品先物取引委員会によって発布されたルール4.7に定義される）「非米国人」の定義に該当する、（iii）ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体（ケイマン諸島で設立された免除または非居住の法主体を除きます。）ではない、または（iv）上記(i)、（ii）もしくは（iii）に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者ではない、あらゆる人、法人または法主体をいいます。

（2）日本における販売手続等

日本においては、前記「第一部 証券情報、（7）申込期間」記載の申込期間に第一部証券情報に従って販売会社により取扱いが行われます。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

ファンド証券の申込の際は、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.24%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.62%（税込）
50万口以上	申込金額の0.54%（税込）

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益証券のクラスのファンド営業日において受益者の選択により買い戻されます。受益者は、該当するクラスの受益証券を買い戻すよう管理会社に要求する買戻し通知を送付することができます。買戻しの申込みは1口以上1口単位（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位）とします。

買戻し通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および／もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、買戻し通知が受領されたファンド営業日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。買戻し手数料はありません。

受益証券の買戻しに関する送金は、（ユーロクラスおよびSクラスについては）ユーロ建ておよび（米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスについては）米ドル建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から起算して7ファンド営業日以内もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の期間までに行われるものとします。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができます。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および／または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御の手段として、受託会社と協議の上、買戻請求の金額を制限、または当該買戻請求の受領を停止することができます。

強制買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている旨、またはかかる保有によってトラストまたはファンドの登録が義務付けられ、租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反する旨を受託会社または管理会社（もしくはその代理としての管理事務代行会社）が判断した場合、または受託会社または管理会社（もしくはその代理としての管理事務代行会社）が当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用された資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての管理事務代行会社）は、当該受益者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての管理事務代行会社）に提出するよう要求する通知を書面で送付することができ、上記が満たされない場合、管理会社は当該受益証券の買戻しおよび消却を実行することができます。

本条に基づいて強制的に買い戻されるファンドの受益証券（またはその受益証券のクラス）1口当たり買戻価格は、当該強制買戻しの日またはその直前の日に該当するファンド営業日における当該シリーズ・トラストの受益証券（またはその受益証券のクラス）1口当たり純資産価格です。

受益証券の譲渡

受益者は、書面証書によって、自己が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、まず、当該時点で有効な、関連もしくは該当する法域の法令の規定、政府等の要件もしくは規制または受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が定める方針を遵守するために受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求する情報または受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求するその他の情報を提出するものとし、管理会社は、受託会社と協議の上、まず、当該譲渡に対する事前の書面による同意を行うものとします。さらに、譲受人は、受託会社または管理会社、販売会社もしくは管理事務代行会社に対して、(i) 受益証券は適格投資家に譲渡されること、(ii) 譲受人は自らの勘定で受益証券を取得すること、および、(iii) 受託会社または管理会社がそれぞれの裁量で要求するその他の事項に関して、書面で表明を行うことが要求されます。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人が署名することを要求します。譲渡人は、譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益証券に関して受益者名簿に受益者として記入されるまで、引き続き受益者であるものとみなされ、また、譲渡の対象である受益証券に対する権利を有するものとみなされるものとします。受託会社または管理会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受け取るまで譲渡は登録されません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、売却または強制買戻しの対象となります。

（2）日本における買戻し手続等

換金（買戻し）の申込みは、ファンド営業日に取扱います。

午後3時までに換金（買戻し）のお申込みが行われ、かつお申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。

換金（買戻し）単位は、1口単位です。

換金（買戻し）価額は、申込日の翌国内営業日に判明する純資産価格です。

換金（買戻し）代金は、約定日（申込注文の成立を販売会社が確認した日。通常、申込日の日本における翌営業日）から起算して6国内営業日目からお受取りいただけます。

※ 日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨でお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

評価

ファンドならびにユーロクラスおよびSクラスの純資産価格はユーロ建てです。米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスの純資産価格は米ドル建てです。

ファンドの評価日は、払込日または管理会社（もしくはこれを代理する管理事務代行会社）が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日に開始する各ファンド営業日です。

ファンドの純資産総額は、午前10時頃（ルクセンブルグ時間）の為替レートと、午後6時（ルクセンブルグ時間）のその他の資産の価格を適用して、ファンドの資産価値を算出し、ファンドの負債を控除することで、管理会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）によって、各評価日に計算されます。

ファンドの純資産総額は、ユーロで計算され、米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスに帰属する純資産総額は、当該評価日の午前10時頃（ルクセンブルグ時間）のユーロ／米ドルの為替レートを用いて、それぞれ米ドルへ換算されます。

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各評価日において当該クラスに帰属するファンドの純資産総額を、その評価日における当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算され、0.01ユーロ単位（ユーロクラスおよびSクラスの受益証券の場合）または0.01米ドル単位（米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラスの受益証券の場合）に四捨五入されます。

ファンド営業日における純資産価格は、原則として、日本の翌営業日の午前7時30分（東京時間）までにファンドの受益者名簿に記載された受益者が入手可能となります。

純資産価格の決定

受託会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの純資産価格を、各ファンド営業日において、ファンドの表示通貨で計算するものとします。

純資産総額は、該当するファンドの受益証券の特定のクラスに帰属する資産および負債が当該受益証券の保有者のみにより実際に負担され、当該ファンドの受益証券の他のクラスの保有者により負担されないことを確保するために、受託会社が定める合理的な配分方法に基づき、当該ファンドの発行済受益証券のクラス間で配分されます。ファンドの表示通貨以外の通貨（以下「外国通貨」といいます。）で表示されるファンドの受益証券の各クラスに帰属する純資産総額は、ファンド営業日に適用される、受託会社が決定する為替レートで外国通貨に換算されるものとします。外国通貨建てのファンドの受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の当該クラスに帰属する（外国通貨に換算された）当該純資産総額を、当該ファンドの受益証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。ファンドの表示通貨と同一の通貨で表示されるかかるファンドのクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の当該クラスに帰属する部分の純資産総額を、当該ファンドの当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

受託会社がその裁量によりその他の方法を決定しない限り、ファンドの資産は入手可能な最新の価格、つまり国際的な値付け業者から得た入手可能な最新の表示価格で、以下のとおり評価されます。

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価されます。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられます。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価されます。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価されます。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができます。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価されます。
- (e) 満期までの残存期間が60日以下の短期投資対象は、償却減価によるか、満期の61日前の日における市場価格と額面金額の差額を償却することにより、評価することができます。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価されます。
- (g) その他の資産に関しては、管理事務代行会社が、当該資産の公正価格を表すものとして適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に従って決定する金額または別途誠実に決定する金額で評価されます。外貨建ての価額は、該当するファンドの表示通貨の入手可能な最新の仲値で、または管理事務代行会社が誠実に決定することができるその他の価格で、関連するファンドの表示通貨に換算されるものとします。

受託会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）による純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格のすべての決定は、受託会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）の授權された役員または代表者によって保証され、悪意または明らかな誤りがない限り、かかる保証はすべてのかかるファンドの受益者について最終的かつ決定的なものとなります。悪意または明らかな誤りがない限り、受託会社は、第三者が受託会社に提供した評価に依拠する純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて一切責任を負わないものとします。受託会社は、公認の価格情報源、評価代理人、サブ・マネージャーまたはその他の第三者が受託会社に提供した評価に依拠する場合、明らかな誤りがない限り絶対的な保護を受けるものとします。

② 純資産価格の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議した上で、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算、受益証券の発行・買戻しを停止し、または買戻代金の支払を延期することができます。

- (1) ファンドの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている場合、またはこれらの取引所や市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- (2) ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- (3) ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となる、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- (4) ファンドの投資対象の償還もしくは換金、または償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正な価格または適正な為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。

管理会社は受託会社と協議した上で、または、受託会社は管理会社と協議した上で、受益者名簿に記載されるすべての受益者に対して、実務上可能な限り速やかに当該停止を書面で通知するものとし、また、当該停止が終了した時点で受益者に対して速やかに通知するものとしします。

上記の純資産価格の計算の停止の場合に加えて、管理会社または受託会社は、互いに協議した上で、ファンドの一部またはすべてを実務上合理的に現金化することができないと管理会社または受託会社はその絶対的な裁量に基づいて判断する全部または一部の期間において、純資産価格の計算、受益証券の発行・買戻しを停止、または買戻代金の支払を延期することができます。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2014年9月19日から2019年8月31日ですが、後記「（５）その他 ② ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に償還することがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年8月31日に終了します。

（５）【その他】

① 発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

② ファンドの解散

ファンド

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

(i) 2019年8月31日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとしします。）、または

(ii) 払込日（2014年9月19日）から3年経過後、純資産総額が3,000万ユーロを下回った場合、または管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社が適切と考えるその他の理由があった場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

償還します。

受益証券のクラス

各クラスは、払込日（2014年9月19日）から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額がユーロクラスおよびSクラス受益証券については1,000万ユーロ、米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラス受益証券については1,000万米ドルを下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により、償還する場合があります。

③ 信託証書の変更等

信託証書第40条に従い、受託会社および管理会社は、受益者に対して10日以上前の書面による通知を行うことにより（受益者は、かかる通知を放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最善の利益になると考える

方法およびその範囲において、補遺信託証書により、信託証書の規定について変更、修正、改正または追加（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。受託会社が、受託会社の意見において、かかる変更等が、（i）当該時に存在している受益者の利益を著しく侵害せず、受託会社もしくは管理会社を受益者に対する責任から実質的に免責することなく、かつ、シリーズ・トラストの資産から支払われるべき経費および手数料（当該補遺信託証書に関連して生じる経費、手数料、報酬および費用を除きます。）の金額を増加させることにならず、（ii）財務上の、法的なもしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）を遵守するために必要であり、または、（iii）明らかな誤りを正すために必要である旨書面により証明する場合、かかる変更等は、受益者による承認を必要としません。いかなる変更等も、受益者に対して、その受益証券に関する追加の支払いを行ったり、その受益証券に関する債務を引き受ける義務を課すものであってはなりません。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることによりいつでも終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自らが権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（i）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドの償還日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券の資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

（iv）議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

（２）【為替管理上の取扱い】

2016年2月29日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（i）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹 野 康 造

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.77円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

純資産計算書

2015年8月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	(ユーロ)	(千円)
資産			
投資有価証券一時価 (取得価額: 45,657,133ユーロ)	2	45,214,422	5,957,904
銀行預金		4,954,292	652,827
受益証券の発行に係る未収金		568	75
ブローカーからの未収金		89,705	11,820
未収収益		793,579	104,570
設立費	2	68,480	9,024
資産合計		<u>51,121,046</u>	<u>6,736,220</u>
負債			
為替先渡取引に係る未実現損失	14	760,382	100,196
受益証券買戻未払金		263,857	34,768
ブローカーへの未払金		101,313	13,350
未払費用	10	106,714	14,062
未払利息		18	2
負債合計		<u>1,232,284</u>	<u>162,378</u>
純資産		<u>49,888,762</u>	<u>6,573,842</u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
ユーロ建て毎月分配型（ユーロ建て）	9.94	51,550口	512,525
ユーロ建て年1回分配型（ユーロ建て）	10.04	73,588口	738,565
米ドル建て毎月分配型（米ドル建て）	9.90	737,910口	7,302,864
米ドル建て年1回分配型（米ドル建て）	9.99	589,490口	5,889,457
米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型（米ドル建て）	6.45	619,025口	3,995,180
米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型（米ドル建て）	7.32	127,160口	930,381
米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型（米ドル建て）	7.49	241,560口	1,810,294
米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型（米ドル建て）	8.30	81,500口	676,281
ユーロ建てクラスS（ユーロ建て）	10.13	3,000,000口	30,400,412

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

運用計算書

2015年8月31日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	(ユーロ)	(千円)
収益			
債券利息		2,121,204	279,511
収益合計		<u>2,121,204</u>	<u>279,511</u>
費用			
投資顧問会社報酬	5	115,622	15,236
代行協会員報酬	9	108,397	14,283
管理事務代行報酬	8	43,081	5,677
保管会社報酬	7	12,926	1,703
当座借越に係る支払利息		2,085	275
コルレス銀行報酬		2,713	357
銀行手数料		4,824	636
受託会社報酬および管理会社報酬	3、4	8,614	1,135
法務報酬		3,443	454
海外登録費用		15,318	2,018
現金支出費		4,306	567
専門家報酬		16,886	2,225
設立費の償却	2	33,281	4,385
その他の費用		2,766	364
費用合計		<u>374,262</u>	<u>49,317</u>
純投資収益		<u>1,746,942</u>	<u>230,195</u>
投資有価証券に係る実現純損失		(395,792)	(52,154)
外貨および為替先渡取引に係る実現純損失		(76,762)	(10,115)
当期実現純損失		<u>(472,554)</u>	<u>(62,268)</u>
投資有価証券未実現純損益		(442,711)	(58,336)
為替先渡取引未実現純損益		(760,382)	(100,196)
当期未実現純損失		<u>(1,203,093)</u>	<u>(158,532)</u>
運用の結果による純資産の純増加		<u>71,295</u>	<u>9,395</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

純資産変動計算書

2015年8月31日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	(ユーロ)	(千円)
期首現在純資産		—	—
純投資収益		1,746,942	230,195
当期実現純損失		(472,554)	(62,268)
当期末実現純損失		(1,203,093)	(158,532)
運用の結果による純資産の純増加		71,295	9,395
受益証券の発行手取金	13	54,313,720	7,156,919
受益証券の買戻支払額	13	(3,835,252)	(505,371)
		50,478,468	6,651,548
受益者への支払分配金	11	(661,001)	(87,100)
期末現在純資産		49,888,762	6,573,842

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

発行済受益証券口数の変動表
2015年8月31日に終了した期間

ユーロ建て毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	51,850
買戻受益証券口数	(300)
期末現在発行済受益証券口数	51,550

ユーロ建て年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	74,188
買戻受益証券口数	(600)
期末現在発行済受益証券口数	73,588

米ドル建て毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	999,240
買戻受益証券口数	(261,330)
期末現在発行済受益証券口数	737,910

米ドル建て年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	653,890
買戻受益証券口数	(64,400)
期末現在発行済受益証券口数	589,490

米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	619,025
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	619,025

米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	127,160
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	127,160

米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	357,160
買戻受益証券口数	(115,600)
期末現在発行済受益証券口数	241,560

米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	85,200
買戻受益証券口数	(3,700)
期末現在発行済受益証券口数	81,500

ユーロ建てクラスS

期首現在発行済受益証券口数	—
発行受益証券口数	3,000,000
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	3,000,000

統計情報

2015年8月31日現在

(無監査)

	2015年
期末現在純資産（ユーロ建て）	49,888,762
ユーロ建て毎月分配型（ユーロ建て）	
期末現在純資産	512,525
期末現在1口当たり純資産価格	9.94
ユーロ建て年1回分配型（ユーロ建て）	
期末現在純資産	738,565
期末現在1口当たり純資産価格	10.04
米ドル建て毎月分配型（米ドル建て）	
期末現在純資産	7,302,864
期末現在1口当たり純資産価格	9.90
米ドル建て年1回分配型（米ドル建て）	
期末現在純資産	5,889,457
期末現在1口当たり純資産価格	9.99
米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型（米ドル建て）	
期末現在純資産	3,995,180
期末現在1口当たり純資産価格	6.45
米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型（米ドル建て）	
期末現在純資産	930,381
期末現在1口当たり純資産価格	7.32
米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型（米ドル建て）	
期末現在純資産	1,810,294
期末現在1口当たり純資産価格	7.49
米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型（米ドル建て）	
期末現在純資産	676,281
期末現在1口当たり純資産価格	8.30
ユーロ建てクラスS（ユーロ建て）	
期末現在純資産	30,400,412
期末現在1口当たり純資産価格	10.13

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2015年8月31日現在

注1－組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2014年7月3日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

- (i) 2019年8月31日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または
- (ii) 払込日（2014年9月19日）から3年経過後、純資産総額が3,000万ユーロを下回った場合、または管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社が適切と考えるその他の理由があった場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

償還する。

各クラスは、払込日から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額がユーロクラスおよびSクラス受益証券については1,000万ユーロ、米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラス受益証券については1,000万米ドルを下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、ユーロ建てハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。

ファンドの受益証券は、9つのクラス（それぞれを「クラス」という。）すなわち、ユーロ建て毎月分配型受益証券クラス（以下「ユーロ建て毎月分配型受益証券」という。）およびユーロ建て年1回分配型受益証券クラス（以下「ユーロ建て年1回分配型受益証券」という。また、ユーロ建て毎月分配型受益証券と総称して「ユーロクラス受益証券」という。）、米ドル建て毎月分配型受益証券クラス（以下「米ドル建て毎月分配型受益証券」という。）および米ドル建て年1回分配型受益証券クラス（以下「米ドル建て年1回分配型受益証券」という。また、米ドル建て毎月分配型受益証券受益証券と総称して「米ドルクラス受益証券」という。）、米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型受益証券クラス（以下「米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型受益証券」という。）および米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型受益証券クラス（以下「米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型受益証券」という。また、米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型受益証券と総称して「ブラジルリアルクラス受益証券」という。）、米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型受益証券クラス（以下「米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型受益証券」という。）および米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型受益証券クラス（以下「米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型受益証券」という。また、米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型受益証券と総称して「トルコリラクラス受益証券」という。また、ユーロクラス受益証券、米ドルクラス受益証券、ブラジルリアルクラス受益証券と総称して「公募受益証券」という。）ならびにユーロ建てクラスS受益証券クラス（以下「Sクラス受益証券」という。また、公募受益証券と総称して「受益証券」という。）が募集されている。将来、ファンドの受益証券のクラスを追加することができる。

米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラス受益証券については、米ドル、ブラジルリアルおよびトルコリラ（それぞれを「取引対象通貨」という。）へのエクスポージャーを得るため、以下に記載する為替取引が行われる。

米ドルクラス受益証券

通常、米ドルクラス受益証券に帰属する純資産総額（米ドルクラス受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）のユーロのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい米ドル金額をユーロ売りの先渡取引で購入する為替取引が締結される。

ブラジルリアルクラス受益証券

通常、ブラジルリアルクラス受益証券に帰属する純資産総額（ブラジルリアルクラス受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）のユーロのエクスポージャーの可能な限り100%に等しいブラジルリアル金額をユーロ売りの先渡取引で購入する為替取引が締結される。

トルコリラクラス受益証券

通常、トルコリラクラス受益証券に帰属する純資産総額（トルコリラクラス受益証券のみに帰属する為替取引の未実現損益を除く。）のユーロのエクスポージャーの可能な限り100%に等しいトルコリラ金額をユーロ売りの先渡取引で購入する為替取引が締結される。

ユーロクラスおよびクラスS受益証券

ユーロクラスおよびクラスS受益証券について為替取引は行われない。

第1会計期間は、ファンドが運用を開始した2014年9月19日から2015年8月31日までである。

注2－重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿をユーロで記帳し、財務書類はユーロで表示される。ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートでユーロに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2015年8月31日現在の為替レート：

1ユーロ	=	4.01384ブラジルリアル
1ユーロ	=	0.73269英ポンド
1ユーロ	=	3.29789トルコリラ
1ユーロ	=	1.12980米ドル

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に対する当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡取引によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3－受託会社報酬

受託会社は、当初設立報酬として5,000ユーロを受領した。

受託会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

払込日から（同日を含む。）2014年11月30日までの期間の当初報酬は、当該期間の各評価日における純資産総額に基づき日割り計算され、受託会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4－管理会社報酬

管理会社は、当初設立報酬として5,000ユーロを受領した。

管理会社は、各四半期中の各評価日に計算される純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

払込日から（同日を含む。）2014年11月30日までの期間の当初報酬は、当該期間の各評価日における純資産総額に基づき日割り計算され、管理会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5－投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算される公募受益証券に帰属する純資産総額（Sクラス受益証券に帰属する純資産総額は除く。）の年率0.80%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

払込日から（同日を含む。）2014年11月30日までの期間の当初報酬は、当該期間の各評価日における公募受益証券に帰属する純資産総額（Sクラス受益証券に帰属する純資産総額は除く。）に基づき日割り計算され、投資顧問会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6－副投資顧問報酬

副投資顧問会社は、投資顧問会社および副投資顧問会社の間で随時合意された報酬を投資顧問会社から受領する。副投資顧問会社はまた、立替費用の払い戻しを受ける権利を有する。管理会社と協議の上、投資顧問会社の事前の承認を条件に、ファンドに関して生じたすべての合理的な費用は、ファンドの資産から、副投資顧問会社に払い戻される。

注7－保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

払込日から（同日を含む。）2014年11月30日までの期間の当初報酬は、当該期間の各評価日における純資産総額に基づき日割り計算され、保管会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注8－管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

払込日から（同日を含む。）2014年11月30日までの期間の当初報酬は、当該期間の評価日における純資産総額に基づき日割り計算され、管理事務代行会社に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注9－代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の評価日に計算される公募受益証券に帰属する純資産総額（Ｓクラス受益証券に帰属する純資産総額は除く。）の年率0.75%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、ユーロにより、会計年度ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

払込日から（同日を含む。）2014年11月30日までの期間の当初報酬は、当該期間の評価日における公募受益証券に帰属する純資産総額（Ｓクラス受益証券に帰属する純資産総額は除く。）に基づき日割り計算され、代行協会員に支払われた。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われる。

注10－未払費用

	(ユーロ)
投資顧問会社報酬	40,538
代行協会員報酬	38,004
管理事務代行報酬	12,710
保管会社報酬	3,814
受託会社報酬および管理会社報酬	2,541
現金支出費	1,271
専門家報酬	7,836
未払費用	<u>106,714</u>

注11－分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、原則として、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格、当該クラスに帰属する純投資収益ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを考慮の上で、月次もしくは半年次またはそれ以外の中間的な分配を行うことができる。また、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なそれ以外の資金から分配を行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある。

ユーロ建て毎月分配型受益証券、米ドル建て毎月分配型受益証券、米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型受益証券および米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型受益証券については、管理会社は、2014年11月より、毎月12日（以下「月次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

ユーロ建て年1回分配型受益証券、米ドル建て年1回分配型受益証券、米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型受益証券および米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型受益証券については、管理会社は、2015年9月より、毎年9月12日（以下「年次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

現在、管理会社はＳクラス受益証券の受益者に対して分配を行うことは予定していない。ただし、管理会社は受託会社および投資運用会社と協議した上で随時適切と決定する額の分配をＳクラス受益証券の受益者に対して行うこともできる。

以下、月次分配基準日および年次分配基準日を「分配基準日」という。

分配基準日が受益証券のクラスのファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。受益者は、米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラス受益証券に関して行われる為替取引に起因するインカム・ゲインおよびインカム・ロス等により、分配の水準および頻度がクラスごとに異なる場合があることに注意するべきである。

2015年8月31日に終了した期間に、ファンドは総額661,001ユーロの分配を行った。

注12－税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注13—購入および買戻し

受益証券の募集

当初募集期間は、2014年9月1日から2014年9月18日まで（以下「当初募集期間」という。）であった。

当初募集期間終了後、公募受益証券およびSクラス受益証券は、適格投資家に対して受益証券のクラスのファンド営業日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、以下に記載する締切時間までに受益証券の購入申込書が受領された場合、その評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。

投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる販売手数料は公募受益証券の各々の1口当たり純資産価格の3.00%（税抜き）である。Sクラス受益証券は副投資顧問会社の関係会社でのみ申込みができる。Sクラス受益証券については申込手数料は課せられない。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時（以下「締切時間」という。）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該クラスの表示通貨による支払いは、当該ファンド営業日から起算して7ファンド営業日以内または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日までに行われるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻請求

受益証券は、払込日以降、受益証券のクラスのファンド営業日において受益者の選択により買い戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買い戻すよう管理会社に要求する買戻通知を送付することができる。買戻しの申込みは1口以上1口単位（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位）とする。買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および／もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、（ユーロクラスおよびSクラス受益証券については）ユーロ建ておよび（米ドルクラス、ブラジルリアルクラスおよびトルコリラクラス受益証券については）米ドル建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から起算して7ファンド営業日以内もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の期間までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および／または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社と協議の上、買戻請求の金額を制限、または当該買戻請求の受領を停止することができる。

注14－為替先渡取引

2015年8月31日現在で、ファンドが保有している未決済の為替先渡取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （ユーロで表示）
ブラジルレアル	2,335	ユーロ	568	2015年10月2日	6
ブラジルレアル	2,440	ユーロ	668	2015年9月2日	(62)
米ドル	3,997	ユーロ	3,666	2015年9月10日	(129)
ブラジルレアル	23,605	ユーロ	6,673	2015年9月2日	(803)
トルコリラ	47,007	ユーロ	15,298	2015年9月10日	(1,103)
ブラジルレアル	198,635	ユーロ	51,554	2015年9月2日	(2,155)
米ドル	216,107	ユーロ	194,574	2015年9月10日	(3,331)
米ドル	216,164	ユーロ	194,574	2015年9月28日	(3,331)
ブラジルレアル	175,444	ユーロ	47,257	2015年9月2日	(3,626)
トルコリラ	1,046,219	ユーロ	326,789	2015年9月28日	(12,632)
ブラジルレアル	3,318,937	ユーロ	836,587	2015年10月2日	(20,039)
トルコリラ	1,042,065	ユーロ	338,435	2015年9月10日	(23,743)
トルコリラ	2,628,567	ユーロ	821,040	2015年9月28日	(31,736)
米ドル	2,882,228	ユーロ	2,591,745	2015年9月28日	(41,798)
米ドル	3,714,466	ユーロ	3,340,107	2015年9月28日	(53,867)
トルコリラ	2,601,838	ユーロ	845,007	2015年9月10日	(59,281)
米ドル	2,881,405	ユーロ	2,623,991	2015年9月10日	(74,104)
ブラジルレアル	14,655,480	ユーロ	3,694,132	2015年10月2日	(88,488)
米ドル	3,723,633	ユーロ	3,390,978	2015年9月10日	(95,763)
ブラジルレアル	3,283,722	ユーロ	927,481	2015年9月2日	(110,842)
ブラジルレアル	14,314,266	ユーロ	4,043,038	2015年9月2日	(483,180)
ユーロ	3,694,132	ブラジルレアル	14,499,980	2015年9月2日	88,089
ユーロ	836,587	ブラジルレアル	3,283,722	2015年9月2日	19,949
ユーロ	54,867	ブラジルレアル	214,235	2015年9月2日	1,589
ユーロ	44,844	米ドル	49,820	2015年9月28日	768
ユーロ	44,844	米ドル	49,807	2015年9月10日	768
ユーロ	9,760	トルコリラ	30,511	2015年9月10日	546
ユーロ	9,352	米ドル	10,450	2015年9月10日	104
ユーロ	3,371	米ドル	3,748	2015年9月10日	54
ユーロ	44	ブラジルレアル	175	2015年9月2日	1
ユーロ	20	トルコリラ	63	2015年9月10日	1
ユーロ	2	米ドル	2	2015年9月10日	0
ユーロ	13,424	トルコリラ	45,796	2015年9月10日	(406)
ユーロ	13,424	トルコリラ	46,060	2015年9月28日	(407)
ユーロ	117,411	米ドル	134,750	2015年9月10日	(1,835)
ユーロ	117,411	米ドル	134,786	2015年9月28日	(1,836)
ユーロ	8,159,966	英ポンド	5,825,000	2015年9月29日	214,900
ユーロ	2,309,863	米ドル	2,580,000	2015年9月29日	27,340
					(760,382)

金額は四捨五入され、1に満たない金額は0と表示されている。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2015年8月31日現在

(ユーロで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
オーストラリア					
変動利付債					
ユーロ	100,000	ORIGIN ENER FIN FRN 16/06/71	111,750	101,775	0.20
			111,750	101,775	0.20
		オーストラリア合計	111,750	101,775	0.20
オーストリア					
変動利付債					
ユーロ	300,000	RAIFFEISEN BK INTL FRN 21/02/25	233,500	234,467	0.47
ユーロ	100,000	WIENERBERGER AG FRN 29/12/49	102,110	103,808	0.21
			335,610	338,275	0.68
		オーストリア合計	335,610	338,275	0.68
ベルギー					
変動利付債					
ユーロ	100,000	KBC GROEP FRN 29/03/49	101,125	100,166	0.20
			101,125	100,166	0.20
固定利付債					
ユーロ	100,000	ETHIAS SA 5% 14/01/26	93,438	88,061	0.18
			93,438	88,061	0.18
		ベルギー合計	194,563	188,227	0.38
カナダ					
固定利付債					
ユーロ	240,000	VRX ESCROW 4.5% 15/05/23	240,375	231,923	0.46
ユーロ	100,000	BOMBARDIER INC 6.125% 15/05/21	110,500	88,180	0.18
			350,875	320,103	0.64
		カナダ合計	350,875	320,103	0.64
ケイマン諸島					
固定利付債					
ユーロ	200,000	VIRIDIAN GP 7.5% 01/03/20	200,000	197,463	0.40
英ポンド	100,000	BRAKES CAP 7.125% 15/12/18	128,844	140,634	0.28
ユーロ	10,000	UPCB FINANCE IV 4% 15/01/27	10,000	9,328	0.02
			338,844	347,425	0.70
		ケイマン諸島合計	338,844	347,425	0.70

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
クロアチア					
固定利付債					
ユーロ	160,000	AGROKOR D.D.9.125% 01/02/20	179,984	172,787	0.34
ユーロ	100,000	AGROKOR D.D.9.875% 01/05/19	111,250	107,301	0.22
			291,234	280,088	0.56
		クロアチア合計	291,234	280,088	0.56
チェコ共和国					
固定利付債					
ユーロ	100,000	CE ENERGY 7% 01/02/21	104,200	104,150	0.21
			104,200	104,150	0.21
		チェコ共和国合計	104,200	104,150	0.21
デンマーク					
変動利付債					
ユーロ	110,000	TDC A/S FRN 26/02/3015	110,000	105,734	0.22
ユーロ	100,000	DANSKE BANK FRN 31/10/49	103,200	101,375	0.20
			213,200	207,109	0.42
		デンマーク合計	213,200	207,109	0.42
フランス					
変動利付債					
ユーロ	400,000	GROUPAMA SA FRN 28/05/49	415,126	413,323	0.82
ユーロ	300,000	CREDIT AGRICOLE FRN 23/12/49	312,748	306,857	0.62
ユーロ	270,000	SOCIETE GENERALE FRN 07/04/49	275,406	274,774	0.55
ユーロ	150,000	BPCE SA FRN 29/09/49	211,485	204,482	0.41
英ポンド	100,000	SOC GENERALE FRN 29/06/49	145,268	151,943	0.30
英ポンド	100,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN 29/01/49	148,018	148,817	0.30
ユーロ	100,000	CREDIT AGRICOLE FRN 29/10/49	120,500	118,294	0.24
ユーロ	100,000	GROUPAMA SA FRN 27/10/39	113,500	111,820	0.22
ユーロ	100,000	GROUPE BPCE FRN 29/10/49	111,125	107,689	0.22
ユーロ	100,000	VEOLIA ENVIRONN FRN 29/12/49	103,125	104,428	0.21
ユーロ	100,000	ORANGE SA FRN 29/10/49	99,875	104,185	0.21
ユーロ	100,000	ARKEMA FRN 29/10/49	98,983	103,324	0.21
ユーロ	100,000	ACCOR SA FRN 30/06/49	100,375	100,379	0.20
ユーロ	100,000	CASINO GUICHARD FRN 31/01/49	104,680	97,456	0.20
ユーロ	50,000	SOCIETE GENERALE FRN 19/12/49	60,975	61,663	0.12
ユーロ	50,000	CREDIT LOGEMENT FRN 29/03/49	43,500	41,250	0.08
			2,464,689	2,450,684	4.91
固定利付債					
ユーロ	500,000	AREVA SA 3.125% 20/03/23	509,364	473,584	0.96
ユーロ	240,000	NUMERICABLE GRP 5.625% 15/05/24	254,400	246,143	0.50
ユーロ	200,000	AREVA 4.875% 23/09/24	225,275	207,888	0.42

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
フランス（続き）					
固定利付債（続き）					
ユーロ	180,000	PEUGEOT SA 6.5% 18/01/19	207,128	206,318	0.41
ユーロ	170,000	CROWN EURO HDGS 4% 15/07/22	175,916	175,420	0.35
ユーロ	145,000	EPHIOS BONDCO 6.25% 01/07/22	143,550	146,942	0.29
ユーロ	135,000	EUROPCAR GROUPE 5.75% 15/06/22	134,040	138,188	0.28
ユーロ	130,000	PAPREC HOLDING 5.25% 01/04/22	131,788	131,950	0.26
ユーロ	110,000	HORIZON HDG III 5.125% 01/08/22	110,000	112,020	0.22
ユーロ	100,000	CERBA EUROPEAN LAB 7% 1/02/20	107,750	104,001	0.21
ユーロ	100,000	NUMERICABLE GRP 5.375% 15/05/22	105,627	103,590	0.21
ユーロ	100,000	HORIZON HDG I 7.25% 01/08/23	100,000	101,952	0.20
ユーロ	100,000	SGD GROUP 5.625% 15/04/19	100,480	101,776	0.20
ユーロ	100,000	EPHIOS BONDCO 6.25% 01/07/22	100,000	101,002	0.20
ユーロ	100,000	KERNEOS CORP SAS 5.75% 1/3/21	103,875	100,061	0.20
ユーロ	100,000	FAURECIA 3.125% 15/06/22	100,000	94,637	0.19
ユーロ	100,000	NOVAFIVES SAS 4.5% 30/06/21	100,220	93,478	0.19
ユーロ	100,000	CROWN EURO HOLD 3.375% 15/5/25	100,000	92,962	0.19
ユーロ	73,000	GIE PSA TRESORERIE 6% 19/09/33	76,610	84,499	0.17
ユーロ	46,000	PEUGEOT SA 7.375% 06/03/18	53,274	52,207	0.10
ユーロ	50,000	AREVA SA 3.5% 22/03/21	49,875	49,534	0.10
			2,989,172	2,918,152	5.85
フランス合計			5,453,861	5,368,836	10.76
ドイツ					
その他債券					
ユーロ	360,000	UNITYMEDIA HESS 5.125% 21/1/23	345,405	342,225	0.69
ユーロ	250,000	UNITYMEDIA HESSEN 5.5% 15/09/22	241,763	239,309	0.48
ユーロ	100,000	UNITYMEDIA HES 5.625% 15/04/23	99,000	96,477	0.19
			686,168	678,011	1.36
固定利付債					
ユーロ	385,000	UNITYMEDIA KABEL 3.75% 15/1/27	385,000	359,936	0.72
ユーロ	270,000	HEIDELBERGCEMENT 7.5% 03/04/20	340,851	332,854	0.67
ユーロ	200,000	COMMERZBANK AG 7.75% 16/03/21	246,974	242,377	0.49
ユーロ	200,000	CERAMTEC GP GMBH 8.25% 15/08/21	220,900	217,488	0.44
ユーロ	180,000	COMMERZBANK AG 6.375% 22/03/19	207,720	204,727	0.41
ユーロ	190,000	TRIONISTA TOPC 6.875% 30/04/21	205,656	200,452	0.40
ユーロ	200,000	ZF NA CAPITAL 2.25% 26/04/19	201,000	197,039	0.39
ユーロ	180,000	TECHEM ENERGY 7.875% 01/10/20	200,025	195,536	0.39
ユーロ	200,000	UNITYMEDIA HESSEN 3.5% 15/1/27	197,625	191,519	0.38
ユーロ	200,000	PATERNOSTER HLD 8.5% 15/2/23	199,375	188,001	0.38
ユーロ	130,000	HEIDELBERGCEMENT 8.5% 31/10/19	169,316	163,645	0.33
ユーロ	135,000	THYSSENKRUPP AG 2.5% 25/02/25	133,404	126,521	0.25

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ドイツ（続き）					
固定利付債（続き）					
ユーロ	100,000	DEUTSCHE RASTSTAT 6.75% 30/12/20	105,100	108,628	0.22
ユーロ	100,000	WEPA HYGIENEPRODUKT 6.5% 15/5/20	107,730	106,501	0.21
ユーロ	100,000	TRIONISTA HOLDCO 5% 30/04/20	104,470	103,176	0.21
ユーロ	100,000	UNITYMEDIA HESSEN 4% 15/01/25	100,000	100,211	0.20
ユーロ	100,000	THYSSENKRUPP 1.75% 25/11/20	99,328	97,762	0.20
			3,224,474	3,136,373	6.29
ドイツ合計			3,910,642	3,814,384	7.65
ハンガリー					
変動利付債					
ユーロ	50,000	OTP BANK FRN 29/11/49	48,525	47,955	0.10
			48,525	47,955	0.10
ハンガリー合計			48,525	47,955	0.10
アイルランド					
変動利付債					
ユーロ	280,000	GOVERNOR & CO FRN 11/06/24	274,034	286,614	0.58
ユーロ	200,000	DEPFA BANK PLC FRN 15/12/15	196,000	199,504	0.40
ユーロ	50,000	LCH CLEARNET/FRESWATER FRN 29/5/49	52,688	51,540	0.10
			522,722	537,658	1.08
固定利付債					
ユーロ	250,000	ARDAGH PKG FIN 4.25% 15/01/22	248,687	251,662	0.51
ユーロ	170,000	SMURFIT KAPPA ACQ 4.125% 30/1/20	179,774	186,151	0.37
ユーロ	170,000	SMURFIT KAPPA 3.25% 01/06/21	170,745	175,321	0.35
ユーロ	150,000	BAGGOT SEC 10.24% 31/12/49	161,813	154,241	0.31
英ポンド	100,000	RZD CAPITAL LTD 7.487% 25/03/31	115,830	119,148	0.24
ユーロ	100,000	BANK OF IRELAND 10% 30/07/16	109,500	106,067	0.21
ユーロ	100,000	ARDAGH PACK 9.25% 15/10/20	105,750	104,501	0.21
ユーロ	100,000	GAZPROM/GPB EUROBOND 4% 1/7/19	96,000	91,374	0.18
			1,188,099	1,188,465	2.38
アイルランド合計			1,710,821	1,726,123	3.46
イタリア					
変動利付債					
ユーロ	300,000	UNICREDIT SPA FRN 29/07/49	356,940	341,118	0.67
ユーロ	200,000	INTESA SANPAOLO SPA FRN 29/06/49	227,855	223,270	0.45
英ポンド	130,000	ENEL SPA FRN 15/09/76	174,807	185,955	0.37
ユーロ	150,000	ENEL SPA FRN 10/01/74	166,680	164,388	0.33
ユーロ	150,000	INTESA SANPAOLO FRN 01/06/49	165,750	157,728	0.32
英ポンド	100,000	ASSICURAZ GENERALI FRN 29/12/49	136,745	139,776	0.28
ユーロ	100,000	UNIPOLSAI SPA 5.75% 30/06/49	99,000	97,552	0.20

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
イタリア (続き)					
変動利付債 (続き)					
ユーロ	50,000	INTESA SANPAOLO FRN 29/10/49	60,625	58,581	0.12
			1,388,402	1,368,368	2.74
固定利付債					
ユーロ	300,000	TELECOM ITALIA SPA 4.875% 25/9/20	330,501	335,056	0.67
ユーロ	300,000	BANCO POPOLARE SC 6% 05/11/20	323,675	323,394	0.65
ユーロ	200,000	TELECOM ITALIA SPA 5.25% 10/02/22	225,560	225,936	0.45
ユーロ	200,000	TELECOM ITALIA 4.5 25/01/21	219,424	218,369	0.44
ユーロ	200,000	BANCO POPOLARE SC 3.5% 14/03/19	210,480	205,472	0.41
ユーロ	160,000	TELECOM ITALIA SPA 4% 21/01/20	169,608	172,531	0.35
ユーロ	160,000	MANUTENCOOP 8.5% 01/08/20	160,650	153,757	0.31
ユーロ	100,000	RHINO BONDCO 7.25% 15/11/20	106,950	106,850	0.21
ユーロ	100,000	IVS F SPA 7.125% 01/04/20	104,950	104,911	0.21
ユーロ	110,000	CMC RAVENNA 7.5% 01/08/21	110,550	104,130	0.21
ユーロ	100,000	SNAI SPA 7.625% 15/06/18	107,450	101,497	0.20
ユーロ	100,000	VENETO BANCO SCPA 4% 20/05/19	102,538	100,807	0.20
ユーロ	100,000	TELECOM ITALIA SPA 3.25% 16/01/23	99,446	100,149	0.20
ユーロ	80,000	UNICREDIT SPA 6.95% 31/10/22	95,299	93,964	0.19
ユーロ	100,000	GAMENET SPA 7.25% 01/08/18	95,000	93,229	0.19
ユーロ	70,000	UNICREDIT SPA 6.7% 05/06/18	79,380	77,879	0.16
			2,541,461	2,517,931	5.05
		イタリア合計	3,929,863	3,886,299	7.79
日本					
固定利付債					
ユーロ	345,000	SOFTBANK GP CORP 4.75% 30/07/25	346,875	345,173	0.69
ユーロ	200,000	SOFTBANK GP CORP 4% 30/07/22	201,000	204,400	0.41
			547,875	549,573	1.10
		日本合計	547,875	549,573	1.10
ジャージー					
変動利付債					
英ポンド	300,000	HBOS CAPITAL FD FRN 29/11/49	400,848	433,828	0.87
			400,848	433,828	0.87
固定利付債					
英ポンド	150,000	AA BOND CO LTD 5.5% 31/07/22	204,692	201,629	0.41
英ポンド	120,000	HASTINGS INSR GR 8% 21/10/20	161,425	173,911	0.35
英ポンド	120,000	GALAXY BIDCO 6.375% 15/11/20	152,316	166,135	0.33
英ポンド	100,000	CPUK FIN LTD 7% 28/08/20	142,334	136,842	0.27
			660,767	678,517	1.36
		ジャージー合計	1,061,615	1,112,345	2.23

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ルクセンブルグ					
変動利付債					
ユーロ	220,000	UNICREDIT INTL BK FRN 10/12/49	260,568	249,456	0.50
			260,568	249,456	0.50
その他債券					
ユーロ	100,000	CIRSA FUNDING LUX 8.75% 15/05/18	73,289	71,621	0.14
			73,289	71,621	0.14
P I K証券					
ユーロ	108,623	ARDAGH FIN PIK 8.375% 15/06/19	99,845	112,428	0.22
ユーロ	100,000	PLAY TOPCO PIK 8.5% 28/02/20	103,125	102,596	0.21
			202,970	215,024	0.43
ステップ・アップ／ダウン債					
ユーロ	120,000	ARCELORMITTAL STUP 29/03/18	134,280	130,143	0.26
			134,280	130,143	0.26
固定利付債					
ユーロ	530,000	WIND ACQ FIN 7% 23/04/21	550,852	557,285	1.13
ユーロ	500,000	WIND ACQ FIN 4% 15/07/20	505,514	502,825	1.02
ユーロ	400,000	ALTICE SA 7.25% 15/05/22	420,645	403,748	0.81
ユーロ	370,000	INEOS GROUP HDGS 6.5% 15/08/18	384,208	373,680	0.75
ユーロ	300,000	FINMECCANICA FIN 4.5% 19/01/21	329,900	324,670	0.65
ユーロ	260,000	FIAT FIN&TRADE 6.75% 14/10/19	298,783	295,414	0.59
ユーロ	210,000	GARFUNKELUX HOLDCO 7.5% 1/8/22	211,375	210,737	0.42
ユーロ	200,000	TRINSEO OP/IN 6.375% 01/05/22	201,700	201,100	0.40
ユーロ	160,000	TELENET FIN V 6.25% 15/08/22	174,560	172,722	0.35
ユーロ	160,000	FINDUS BONDCO 9.125% 01/07/18	173,120	168,496	0.34
ユーロ	145,000	DUFYR FINANCE 4.5% 01/08/23	145,000	149,388	0.30
ユーロ	140,000	CERBERUS NIGHT 8.25% 01/02/20	140,000	143,693	0.29
ユーロ	100,000	TELECOM ITALIA FIN 7.75% 24/1/33	130,333	132,688	0.27
ユーロ	140,000	ALTICE SA 6.25% 15/02/25	140,000	132,325	0.27
ユーロ	130,000	GAZPROM OAO 3.389% 20/3/20	120,770	120,626	0.24
ユーロ	120,000	GAZPROM OAO 3.755% 15/03/17	118,200	119,846	0.24
ユーロ	100,000	ALTICE FINCO 9% 15/06/23	115,000	115,145	0.23
ユーロ	125,000	MATTERHORN TEL 3.875% 01/05/22	125,000	114,675	0.23
ユーロ	100,000	FIAT FINANCE 7.375% 09/07/18	113,597	111,894	0.22
ユーロ	110,000	LSF9 BALTA ISSUE 7.75% 15/09/22	110,000	110,246	0.22
ユーロ	100,000	FIAT FIN&TRADE 6.625% 15/03/18	111,500	109,116	0.22
ユーロ	100,000	ALTICE FIN 6.5% 15/01/22	107,350	106,001	0.21
ユーロ	100,000	FIAT FINANCE 4.75% 15/07/22	110,390	105,754	0.21
ユーロ	110,000	TELENET FIN VI 4.875% 15/7/27	108,774	105,454	0.21
ユーロ	100,000	GCL HLDG 9.375% 15/04/18	106,480	104,004	0.21
ユーロ	100,000	ZINC CAPITAL 8.875% 15/05/18	107,000	103,992	0.21
ユーロ	90,000	FMC FINANCE VIII 5.25% 31/07/19	103,491	101,903	0.20

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ルクセンブルグ（続き）					
固定利付債（続き）					
ユーロ	100,000	ARCELORMITTAL 3% 25/03/19	103,875	100,071	0.20
ユーロ	110,000	GALAPAGOS HGD 7% 15/06/22	105,394	99,694	0.20
ユーロ	100,000	INEOS GROUP HDGS 5.75% 15/02/19	100,250	99,461	0.20
ユーロ	100,000	GAZPROM OAO 3.7% 25/07/18	96,120	97,257	0.19
ユーロ	100,000	ARCELORMITTAL 3% 09/04/21	99,546	96,227	0.19
ユーロ	100,000	ARCELORMITTAL 3.125% 14/01/22	99,600	95,135	0.19
ユーロ	100,000	MATTHORN TEL 4.875% 01/05/23	100,000	91,624	0.18
ユーロ	35,000	CIRSA FUNDING LUX 5.875% 15/5/23	34,724	30,843	0.06
			6,003,051	5,907,739	11.85
ルクセンブルグ合計			6,674,158	6,573,983	13.18
メキシコ					
固定利付債					
ユーロ	100,000	CEMEX SAB CV 4.75% 11/01/22	100,875	98,996	0.20
			100,875	98,996	0.20
メキシコ合計			100,875	98,996	0.20
オランダ					
変動利付債					
ユーロ	200,000	TELEFONICA EUROPE FRN 31/03/49	213,100	212,874	0.42
ユーロ	200,000	KONINKLIJKE KPN FRN 14/03/49	218,398	212,104	0.42
ユーロ	200,000	TELEFONICA EUROPE FRN 31/03/49	208,100	207,976	0.42
ユーロ	200,000	TELEFONICA EUROPE FRN 29/12/49	200,000	202,974	0.41
ユーロ	190,000	REPSOL INTL FIN 4.5% 25/03/75	190,000	167,320	0.34
ユーロ	100,000	GAS NATURAL FENOSA FRN 30/11/49	100,000	99,810	0.20
ユーロ	100,000	GENERALI FINANCE 4.596% 30/11/49	97,750	98,032	0.20
ユーロ	100,000	HYDRA DUTCH HDG FRN 15/04/19	100,000	95,093	0.19
英ポンド	50,000	GENERALI FINANCE FRN 29/06/49	65,698	68,923	0.14
			1,393,046	1,365,106	2.74
PIK証券					
ユーロ	300,000	SCHAEFFLER PIK 6.875% 15/8/18	315,780	311,250	0.62
ユーロ	100,000	SCHAEFFLER PIK 5.75% 15/11/21	105,450	107,346	0.22
			421,230	418,596	0.84
固定利付債					
ユーロ	310,000	SHAEFFLER FIN 3.5% 15/05/22	311,534	311,937	0.62
ユーロ	365,000	OI BRASIL 5.625% 22/06/21	355,857	309,566	0.61
ユーロ	300,000	PETROBRAS GBL FIN 4.875% 07/03/18	295,875	288,129	0.57
ユーロ	250,000	LGE HOLDCO VI 7.125% 15/05/24	270,000	273,645	0.55
ユーロ	300,000	PETROBRAS GBL FIN 3.75% 14/01/21	276,375	257,415	0.52
ユーロ	190,000	UPC HOLDING BV 6.75% 15/03/23	210,881	207,552	0.42
ユーロ	150,000	HEIDELBERGCEMENT 9.5% 15/12/18	195,870	187,359	0.38

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
オランダ（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	200,000	FIAT CHRYSLER AUTO 4.5% 15/04/20	185,598	176,038	0.35
米ドル	200,000	ING GROEP NV 6% 31/12/49	186,758	174,367	0.35
ユーロ	150,000	OI EUROPEAN GRP 6.75% 15/09/20	177,518	173,097	0.35
ユーロ	160,000	UPC HOLDONG BV 6.375% 15/09/22	174,720	172,304	0.35
ユーロ	160,000	THYSSENKRUPP 3.125% 25/10/19	168,080	166,467	0.33
ユーロ	120,000	INTERXION HDGS 6% 15/07/20	127,500	127,734	0.26
ユーロ	120,000	GRUPO ANTOLIN DUT 5.125% 30/6/22	120,000	120,747	0.24
ユーロ	100,000	TMF GROUP HLDGS 9.875% 01/12/19	108,750	107,362	0.22
ユーロ	120,000	PETROBRAS GBL FIN 3.25% 01/04/19	110,400	106,454	0.21
ユーロ	100,000	UNIVEG HLDGS 7.875% 15/11/20	106,250	103,503	0.21
ユーロ	100,000	HYDRA DUTCH 8% 15/04/19	97,410	103,371	0.21
米ドル	120,000	PETROBRAS GBL FIN 3.25% 17/03/17	101,143	101,743	0.20
ユーロ	100,000	GRUPO ANTOLIN DUTCH 4.75% 1/4/21	103,730	100,635	0.20
ユーロ	100,000	SCHAEFFLER FIN 3.25% 15/05/19	100,350	100,250	0.20
ユーロ	100,000	ZIGGO BOND FIN 4.625% 15/01/25	100,000	94,936	0.19
ユーロ	40,000	EDP FINANCE BV 4.875% 14/09/20	45,550	45,361	0.09
ユーロ	30,000	EDP FINANCE BV 2.625% 18/01/22	30,141	30,331	0.06
			3,960,290	3,840,303	7.69
オランダ合計			5,774,566	5,624,005	11.27
オランダ領アンティル諸島					
変動利付債					
ユーロ	230,000	REPSOL INTL FINANCE FRN 29/12/49	230,000	210,995	0.42
			230,000	210,995	0.42
オランダ領アンティル諸島合計			230,000	210,995	0.42
ノルウェー					
固定利付債					
ユーロ	100,000	LOCK AS 7% 15/08/21	105,250	107,227	0.21
			105,250	107,227	0.21
ノルウェー合計			105,250	107,227	0.21
ポーランド					
固定利付債					
ユーロ	100,000	PLAY FINANCE 2 6.5% 01/08/19	106,240	104,267	0.20
ユーロ	100,000	PLAY FINANCE 2 5.25% 01/02/19	105,220	102,666	0.21
			211,460	206,933	0.41
ポーランド合計			211,460	206,933	0.41

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ポルトガル					
固定利付債					
ユーロ	200,000	BANCO ESPIRITO 2.625% 08/05/17	190,874	194,010	0.39
ユーロ	100,000	BANCO ESPIRITO 4% 21/01/19	95,975	100,023	0.20
ユーロ	100,000	BANCO ESPIRITO 5.875% 09/11/15	99,250	99,803	0.20
			386,099	393,836	0.79
		ポルトガル合計	386,099	393,836	0.79
ロシア連邦					
固定利付債					
ユーロ	300,000	GAZPROM OAO 3.6% 26/02/21	284,750	272,804	0.55
ユーロ	260,000	SBERBANK RUSSIA 3.3524% 15/11/19	237,425	241,743	0.48
ユーロ	120,000	GAZPROM NEFT 2.933% 26/04/18	109,800	112,403	0.23
ユーロ	100,000	GAZPROMBK 3.984% 30/10/18	96,250	93,371	0.19
米ドル	100,000	RZD CAPITAL PLC 5.739% 03/04/17	89,060	89,977	0.18
ユーロ	100,000	RZD CAPITAL PLC 3.3744% 20/05/21	84,000	85,518	0.17
ユーロ	50,000	GAZPROM OAO 5.136% 22/03/17	51,125	50,867	0.10
			952,410	946,683	1.90
		ロシア連邦合計	952,410	946,683	1.90
スペイン					
変動利付債					
ユーロ	200,000	BBVA FRN 29/12/49	208,480	202,500	0.41
ユーロ	200,000	BANCO SANTANDER FRN 12/03/49	198,475	199,384	0.40
ユーロ	100,000	CAIXABANK FRN 14/11/23	108,530	105,288	0.21
ユーロ	100,000	BANKIA SA FRN 22/05/24	98,700	98,727	0.20
ユーロ	50,000	CAIXA SABADELL FRN 29/07/49	40,625	41,250	0.08
			654,810	647,149	1.30
固定利付債					
ユーロ	120,000	EMPARK FDG 6.75% 15/12/19	129,576	129,486	0.25
ユーロ	130,000	OBRASCON HUARTE 4.75% 15/03/22	133,510	108,009	0.22
ユーロ	100,000	BANKIA SA 3.5% 17/01/19	108,383	104,380	0.21
ユーロ	100,000	ALMIRALL SA 4.625% 01/04/21	106,300	104,197	0.21
ユーロ	100,000	CAMPOFRIO FOOD 3.375% 15/03/22	100,000	98,883	0.20
			577,769	544,955	1.09
		スペイン合計	1,232,579	1,192,104	2.39
スウェーデン					
変動利付債					
ユーロ	200,000	VOLVO TREASURY AB FRN 10/06/75	202,476	201,405	0.40
米ドル	200,000	NORDEA BANK AB FRN 29/12/49	162,196	177,465	0.36
			364,672	378,870	0.76

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
スウェーデン（続き）					
固定利付債					
ユーロ	100,000	TVN FINANCE 7.375% 15/12/20	111,000	108,429	0.22
ユーロ	100,000	UNILABS SUB 8.5% 15/07/18	105,250	103,902	0.21
			216,250	212,331	0.43
		スウェーデン合計	580,922	591,201	1.19
スイス					
変動利付債					
米ドル	200,000	CREDIT SUISSE FRN 11/12/49	166,801	187,773	0.37
ユーロ	100,000	CREDIT SUISSE FRN 18/09/25	111,550	112,587	0.23
			278,351	300,360	0.60
固定利付債					
ユーロ	180,000	ONEX WIZARD AC II 7.75% 15/2/23	180,000	188,570	0.38
			180,000	188,570	0.38
		スイス合計	458,351	488,930	0.98
イギリス					
変動利付債					
英ポンド	200,000	SANTANDER UK GP FRN 24/06/49	278,771	277,614	0.56
ユーロ	200,000	LLOYDS BKG GP FRN 27/06/49	206,700	209,386	0.42
ユーロ	200,000	RBS FRN 25/03/24	205,044	205,625	0.41
ユーロ	200,000	HSBC HOLDINGS FRN 29/12/49	202,250	201,080	0.40
米ドル	200,000	RBS FRN 29/12/49	184,077	179,501	0.36
英ポンド	100,000	LV FIENDLY SOC FRN 22/05/43	131,070	136,155	0.27
ユーロ	100,000	REXAM PLC FRN 29/06/67	106,000	100,827	0.20
ユーロ	100,000	NEW LOOK SEC ISS FRN 01/07/22	99,750	98,264	0.20
			1,413,662	1,408,452	2.82
その他債券					
英ポンド	130,000	LYNX /VIRGIN MEDIA 6% 15/04/21	156,703	164,478	0.33
英ポンド	100,000	MEIF RENEWABLE NRG 6.75% 1/2/20	120,919	123,268	0.25
英ポンド	110,000	CROWN NEWCO 3 PLC 7% 15/02/18	89,472	94,554	0.19
			367,094	382,300	0.77
固定利付債					
ユーロ	330,000	CO-OPERATIVE BK 2.375% 23/10/15	324,132	327,704	0.65
ユーロ	300,000	RBS 5.25% 29/06/49	294,750	299,064	0.59
ユーロ	290,000	KERLING PLC 10.625% 01/02/17	299,210	295,761	0.58
ユーロ	280,000	RBS 5.5% 29/11/49	273,061	279,056	0.56
ユーロ	280,000	INEOS FIN 4% 01/05/23	280,000	267,972	0.54
ユーロ	200,000	TESCO CORP TREAS 1.375% 1/07/19	193,530	194,070	0.39
ユーロ	200,000	TESCO CORP TREAS 2.5% 01/07/24	193,680	188,486	0.38
ユーロ	180,000	BOPARAN FINANCE 4.375% 15/7/21	170,910	166,666	0.33
英ポンド	125,000	NEW LOOK SEC ISS 6.5% 01/07/22	172,286	164,551	0.33

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
イギリス（続き）					
固定利付債（続き）					
英ポンド	125,000	NEW LOOK SEC ISS 8% 01/07/23	172,286	162,874	0.33
英ポンド	110,000	GRAINGER PLC 5% 16/12/20	143,368	153,416	0.31
英ポンド	100,000	MARLIN IMDT HDGS 10.5% 01/08/20	146,040	150,858	0.30
英ポンド	100,000	JERROLD FINCO 9.75% 15/09/18	142,889	149,980	0.30
英ポンド	115,000	VIRGIN MEDIA SEC 4.875% 15/1/27	161,396	148,090	0.30
英ポンド	100,000	GALA ELECTRIC 11.5% 01/06/19	153,050	145,697	0.29
英ポンド	100,000	KEYSTONE FINANCING 9.5% 15/10/19	124,160	145,056	0.29
英ポンド	100,000	NWEN FINANCE 5.875% 21/06/21	135,354	144,167	0.29
英ポンド	100,000	ARROW GLOBAL FIN 7.875% 1/03/20	134,727	143,428	0.29
英ポンド	100,000	VIRGIN MEDIA SEC 5.5% 15/01/21	146,204	143,172	0.29
英ポンド	100,000	KELDA FIN 3 PLC 5.75% 17/02/20	131,479	142,101	0.28
ユーロ	120,000	LBG CAPITAL NO1 7.625% 14/10/20	143,200	142,050	0.28
英ポンド	100,000	TRAVELEX FIN 8% 01/08/18	135,209	141,887	0.28
英ポンド	100,000	VOYAGE CARE BONDCO 6.5% 1/8/18	130,618	140,378	0.28
英ポンド	100,000	PIZZAEXPRESS 6.625% 01/08/21	128,069	139,429	0.28
英ポンド	100,000	MOY PARK BONDCO 6.25% 29/05/21	147,515	139,401	0.28
英ポンド	100,000	EQUINITY NEWCO 7.125% 15/12/18	130,665	139,267	0.28
英ポンド	100,000	COGNITA FIN PLC 7.75% 15/08/21	142,630	138,075	0.28
英ポンド	100,000	ANGLIAN WATER FIN 5% 30/04/23	141,490	135,470	0.27
英ポンド	100,000	EDU UL BONDCO 8.875% 15/09/18	124,680	135,363	0.27
英ポンド	100,000	VIRGIN MEDIA SEC 5.125% 15/1/25	137,522	134,303	0.27
ユーロ	130,000	EPHIOS HOLDCO II 8.25% 01/07/23	130,000	130,182	0.26
英ポンド	100,000	MATALAN FIN 6.875% 01/06/19	125,336	128,402	0.26
英ポンド	100,000	GHD BONDCO PLC 7% 15/04/20	123,231	124,542	0.25
英ポンド	100,000	MATALAN FIN 8.875% 01/06/20	117,815	117,600	0.24
ユーロ	100,000	THOMAS COOK FIN 7.75% 15/06/20	107,750	104,752	0.21
ユーロ	100,000	INTL GAME 4.125% 15/02/20	100,000	99,659	0.20
ユーロ	100,000	VIRGIN MEDIA FIN 4.5% 15/01/25	100,000	98,610	0.20
ユーロ	100,000	INTL GAME 4.75% 15/02/23	100,000	95,333	0.19
ユーロ	100,000	TA MANUFACTURING 3.625% 15/4/23	100,000	93,559	0.19
英ポンド	50,000	TESCO PLC 6.125% 24/02/22	71,842	73,255	0.15
ユーロ	50,000	TESCO PLC 5.125% 10/04/47	53,950	48,657	0.10
			6,284,034	6,312,343	12.64
イギリス合計			8,064,790	8,103,095	16.23
アメリカ合衆国					
変動利付債					
米ドル	100,000	HSBC FIN CAP TRUST IX FRN 30/11/35	91,855	88,953	0.18
米ドル	100,000	DEUTSCHE BK CAP FRN 29/01/49	90,923	88,578	0.18
ユーロ	50,000	DEUTSCHE POSTBANK FRN 17/06/49	52,563	52,246	0.10
			235,341	229,777	0.46

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
アメリカ合衆国（続き）					
ステップ・アップ／ダウン債					
米ドル	270,000	RBS CAPITAL TR 6.8% 29/12/49	211,982	239,876	0.48
米ドル	100,000	SABINE PASS LIQ 5.625% 01/02/21	81,384	85,930	0.17
			293,366	325,806	0.65
固定利付債					
ユーロ	300,000	VWR FUNDING 4.625% 15/04/22	297,749	290,940	0.59
米ドル	150,000	QUICKEN LOANS INC 5.75% 1/5/25	131,663	129,251	0.27
ユーロ	100,000	CELANESE US HDG 3.25% 15/10/19	100,875	103,164	0.21
ユーロ	100,000	HUNTSMAN INTL 5.125% 15/04/21	105,980	102,297	0.21
ユーロ	100,000	KLOECKNER PENTA 7.125% 1/11/20	100,000	101,796	0.20
ユーロ	100,000	JARDEN CORP 3.75% 01/10/21	102,124	101,440	0.20
米ドル	125,000	COMM SALES&LEAS 8.25% 15/10/23	117,759	100,705	0.20
ユーロ	100,000	IMS HEALTH INC 4.125% 01/04/23	100,000	96,880	0.19
米ドル	100,000	MECCANICA HLDG 6.25% 15/07/19	87,046	95,372	0.19
ユーロ	100,000	ZF NA CAPITAL 2.75% 27/04/23	99,118	94,145	0.19
ユーロ	100,000	HUNTSMAN INTL 4.25% 01/04/25	100,000	91,480	0.18
米ドル	100,000	WR GRACE & CO 5.625% 01/10/24	81,244	90,357	0.18
ユーロ	100,000	INFOR US INC 5.75% 15/05/22	100,000	90,247	0.18
米ドル	100,000	AMERICAN AXLE&MFG 6.25% 15/03/21	82,471	89,794	0.18
米ドル	75,000	AECOM TECH 5.875% 15/10/24	59,974	66,354	0.13
ユーロ	50,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.25% 15/01/17	54,750	49,000	0.10
米ドル	40,000	ALCOA INC 5.125% 01/10/24	32,735	34,962	0.07
			1,753,488	1,728,184	3.47
		アメリカ合衆国合計	2,282,195	2,283,767	4.58
投資有価証券合計			45,657,133	45,214,422	90.63

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Net Assets

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Notes

ASSETS

Investment in securities at market value (at cost: EUR 45,657,133)	2	45,214,422
Cash at bank		4,954,292
Receivable for subscriptions		568
Due from brokers		89,705
Accrued income		793,579
Formation expenses	2	68,480
Total Assets		51,121,046

LIABILITIES

Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	14	760,382
Payable for repurchases		263,857
Payable to brokers		101,313
Accrued expenses	10	106,714
Interest payable		18
Total Liabilities		1,232,284

NET ASSETS		49,888,762
-------------------	--	-------------------

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
EUR-M Class Units (in EUR)	9.94	51,550	512,525
EUR-A Class Units (in EUR)	10.04	73,588	738,565
USD-M Class Units (in USD)	9.90	737,910	7,302,864
USD-A Class Units (in USD)	9.99	589,490	5,889,457
BRL-M Class Units (in USD)	6.45	619,025	3,995,180
BRL-A Class Units (in USD)	7.32	127,160	930,381
TRY-M Class Units (in USD)	7.49	241,560	1,810,294
TRY-A Class Units (in USD)	8.30	81,500	676,281
S Class Units (in EUR)	10.13	3,000,000	30,400,412

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Operations
for the period ended August 31, 2015
(expressed in Euro)

Notes

INCOME

Interest on bonds		2,121,204
Total Income		2,121,204

EXPENSES

Investment Adviser fees	5	115,622
Agent Company fees	9	108,397
Administrative Services fees	8	43,081
Custodian fees	7	12,926
Interest paid on bank overdraft		2,085
Correspondent bank fees		2,713
Bank charges		4,824
Trustee and Management Company fees	3, 4	8,614
Legal fees		3,443
Overseas registration fees		15,318
Out-of-pocket expenses		4,306
Professional fees		16,886
Amortisation of formation expenses	2	33,281
Other expenses		2,766
Total Expenses		374,262
NET INVESTMENT INCOME		1,746,942
Net realised loss on investments		(395,792)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(76,762)
NET REALISED LOSS FOR THE PERIOD		(472,554)
Net unrealised result on investments		(442,711)
Net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(760,382)
NET UNREALISED LOSS FOR THE PERIOD		(1,203,093)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		71,295

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the period ended August 31, 2015
 (expressed in Euro)

Notes

Net assets at the beginning of the period		--
NET INVESTMENT INCOME		1,746,942
NET REALISED LOSS FOR THE PERIOD		(472,554)
NET UNREALISED LOSS FOR THE PERIOD		(1,203,093)
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		71,295
Proceeds from subscriptions of units	13	54,313,720
Payments for repurchase of units	13	(3,835,252)
		50,478,468
Dividend paid to unit holders	11	(661,001)
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD		49,888,762

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding
for the period ended August 31, 2015
(Unaudited)

EUR-M Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	51,850
Number of units repurchased	(300)
Number of units outstanding at the end of the period	51,550

EUR-A Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	74,188
Number of units repurchased	(600)
Number of units outstanding at the end of the period	73,588

USD-M Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	999,240
Number of units repurchased	(261,330)
Number of units outstanding at the end of the period	737,910

USD-A Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	653,890
Number of units repurchased	(64,400)
Number of units outstanding at the end of the period	589,490

BRL-M Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	619,025
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the period	619,025

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the period ended August 31, 2015
(Unaudited)

BRL-A Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	127,160
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the period	127,160

TRY-M Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	357,160
Number of units repurchased	(115,600)
Number of units outstanding at the end of the period	241,560

TRY-A Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	85,200
Number of units repurchased	(3,700)
Number of units outstanding at the end of the period	81,500

S Class Units

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	3,000,000
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the period	3,000,000

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statistical Information

as at August 31, 2015

(Unaudited)

	2015
Net Assets at the end of the period (in EUR)	49,888,762
EUR-M Class Units (in EUR)	
Net Assets at the end of the period	512,525
Net Asset Value per unit at the end of the period	9.94
EUR-A Class Units (in EUR)	
Net Assets at the end of the period	738,565
Net Asset Value per unit at the end of the period	10.04
USD-M Class Units (in USD)	
Net Assets at the end of the period	7,302,864
Net Asset Value per unit at the end of the period	9.90
USD-A Class Units (in USD)	
Net Assets at the end of the period	5,889,457
Net Asset Value per unit at the end of the period	9.99
BRL-M Class Units (in USD)	
Net Assets at the end of the period	3,995,180
Net Asset Value per unit at the end of the period	6.45
BRL-A Class Units (in USD)	
Net Assets at the end of the period	930,381
Net Asset Value per unit at the end of the period	7.32
TRY-M Class Units (in USD)	
Net Assets at the end of the period	1,810,294
Net Asset Value per unit at the end of the period	7.49
TRY-A Class Units (in USD)	
Net Assets at the end of the period	676,281
Net Asset Value per unit at the end of the period	8.30
S Class Units (in EUR)	
Net Assets at the end of the period	30,400,412
Net Asset Value per unit at the end of the period	10.13

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015**Note 1 - Organisation****Master Trust**

Nomura Fund Select (the “Master Trust”) was established by a Master Trust Deed dated June 8, 2012 entered into by Master Trust Company (the “Trustee”) and Global Funds Trust Company (the “Management Company”). The Master Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Master Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is incorporated in the Cayman Islands and is a wholly-owned subsidiary of the Management Company.

The Management Company is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

Series Trust

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund (the “Series Trust”) was established by a Supplemental Trust Deed dated July 3, 2014 made by the Trustee and the Management Company.

The Series Trust may be terminated in accordance with the circumstances set forth in the Master Trust Deed. The Series Trust may also terminate either:

- i. on August 31, 2019 or such later date, (not being later than 149 years after the date of the Master Trust Deed) as the Trustee, after consultation with the Management Company and Investment Adviser may, from time to time determine; or
- ii. at the discretion of the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Adviser, if the Net Asset Value falls below EUR 30,000,000 at any time following the third anniversary of the Closing Date (September 19, 2014) or for any other reason considered appropriate by the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Adviser.

A Class may be terminated through the compulsory repurchase of all Units of such Class at the discretion of the Trustee, after consultation with the Management Company and the Investment Adviser, in the event that the Net Asset Value attributable to such Class falls below EUR 10,000,000 (for the EUR Class Units and the S Class Units) or USD 10,000,000 (for the USD Class Units, BRL Class Units or TRY Class Units) at any time following the third anniversary of the Closing Date.

The investment objective of the Series Trust is to pursue a total return by seeking to obtain a high level of current income and mid to long term capital appreciation, principally through investment in a diversified portfolio consisting primarily of high yielding EUR denominated debt instruments.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund**Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)****Note 1 - Organisation (continued)**

Nine classes of units of the Series Trust (each a “Class”), namely Class EUR Monthly Distribution Type Units (“EUR-M Class Units”), Class EUR Annual Distribution Type Units (“EUR-A Class Units” and, together with the EUR-M Class Units, the “EUR Class Units”), Class USD Monthly Distribution Type Units (“USD-M Class Units”), Class USD Annual Distribution Type Units (“USD-A Class Units” and, together with the USD-M Class Units, the “USD Class Units”), Class BRL Monthly Distribution Type Units (“BRL-M Class Units”), Class BRL Annual Distribution Type Units (“BRL-A Class Units” and, together with the BRL-M Class Units, the “BRL Class Units”), Class TRY Monthly Distribution Type Units (“TRY-M Class Units”), Class TRY Annual Distribution Type Units (“TRY-A Class Units” and together with the TRY-M Class Units, the “TRY Class Units”, and together with the EUR Class Units, the USD Class Units and the BRL Class Units, the “Publicly Offered Units”) and Class S Units (the “S Class Units”, and together with the Publicly Offered Units, the “Units”), are being offered for subscription. Additional classes of units of the Series Trust may be offered in the future.

Currency transactions will be entered into for the account of holders of the USD Class Units, the BRL Class Units and the TRY Class Units enabling investors in such Classes to gain exposure to USD, BRL and TRY, respectively, (each a “Hedging Currency”) as further described below :

USD Class Units

Currency forward contracts will be entered into for the account of the USD Class Units by buying USD forward contracts against EUR, under normal circumstances in an amount equal, to the extent possible, to approximately 100% of EUR exposure of the Net Asset Value (excluding unrealized currency gain or loss related only to the USD Class Units) attributable to the USD Class Units.

BRL Class Units

Currency forward contracts will be entered into for the account of the BRL Class Units by buying BRL forward contracts against EUR, under normal circumstances in an amount equal, to the extent possible, to approximately 100% of EUR exposure of the Net Asset Value (excluding unrealized currency gain or loss related only to the BRL Class Units) attributable to the BRL Class Units.

TRY Class Units

Currency forward contracts will be entered into for the account of the TRY Class Units by buying TRY forward contracts against EUR, under normal circumstances in an amount equal, to the extent possible, to approximately 100% of EUR exposure of the Net Asset Value (excluding unrealized currency gain or loss related only to the TRY Class Units) attributable to the TRY Class Units.

EUR Class Units and S Class Units

No Currency Transactions will be performed for the EUR Class Units or the S Class Units.

The first financial period is from the date the Series Trust commenced its operations on September 19, 2014 to August 31, 2015.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)**Note 2 - Significant Accounting Policies**

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

- (a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value is used;
- (b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- (c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing service;
- (d) securities or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company and the Investment Adviser ;
- (e) cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in Euro (“EUR”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at applicable exchange rates at the period-end. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

Currency rates as at August 31, 2015:

1 EUR = 4.01384 BRL
1 EUR = 0.73269 GBP
1 EUR = 3.29789 TRY
1 EUR = 1.12980 USD

FORMATION EXPENSES

Expenses relating to the offering of the Series Trust (including the initial set-up fee for the Trustee and the Management Company) will be paid for out of the assets of the Series Trust and these expenses will be amortised over a period not exceeding three (3) years.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the period-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee received an initial set-up fee of an amount of EUR 5,000.

The Trustee is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in EUR quarterly in arrears on an accounting year basis.

The initial fee for the period from (and including) the Closing Date to November 30, 2014 was paid to the Trustee on a prorated daily basis based on the Net Asset Value on each Valuation Day during such period. A fee payable for each quarter will be paid within sixty (60) Fund Business Days from the last Fund Business Day in that quarter.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company received an initial set-up fee of an amount of EUR 5,000.

The Management Company is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in EUR quarterly in arrears on an accounting year basis.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)

Note 4 - Management Company fees (continued)

The initial fee for the period from (and including) the Closing Date to November 30, 2014 was paid to the Management Company on a prorated daily basis based on the Net Asset Value on each Valuation Day during such period. A fee payable for each quarter will be paid within sixty (60) Fund Business Days from the last Fund Business Day in that quarter.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Management Company out of the assets of the Series Trust.

Note 5 - Investment Adviser fees

The Investment Adviser is paid out of the assets of the Series Trust, a fee of an amount equal to 0.80% per annum of the Net Asset Value attributable to the Publicly Offered Units (excluding the portion of Net Asset Value attributable to the S Class Units), calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in EUR quarterly in arrears on an accounting year basis.

The initial fee for the period from (and including) the Closing Date to November 30, 2014 was paid to the Investment Adviser on a prorated daily basis based on the Net Asset Value attributable to the Publicly Offered Units (excluding the portion of Net Asset Value attributable to the S Class Units) on each Valuation Day during such period. A fee payable for each quarter will be paid within sixty (60) Fund Business Days from the last Fund Business Day in that quarter.

All out-of-pocket expenses and disbursements reasonably incurred on behalf of the Series Trust will also be reimbursed to the Investment Adviser out of the assets of the Series Trust.

Note 6 - Investment Sub-Adviser fees

The Investment Sub-Adviser receives from the Investment Adviser a fee as may be agreed between the Investment Adviser and the Investment Sub-Adviser from time to time. The Investment Sub-Adviser is also entitled to reimbursement of its out-of-pocket expenses. Subject to the prior approval of the Investment Adviser, in consultation with the Management Company, reasonable expenses of the Investment Sub-Adviser incurred in respect of the Series Trust will be reimbursed to the Investment Sub-Adviser out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Custodian fees

For its services, the Custodian is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.03% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in EUR quarterly in arrears plus any transaction fees and expenses on an accounting year basis.

The initial fee for the period from (and including) the Closing Date to November 30, 2014 was paid to the Custodian on a prorated daily basis based on the Net Asset Value on each Valuation Day during such period. A fee payable for each quarter will be paid within sixty (60) Fund Business Days from the last Fund Business Day in that quarter.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)

Note 7 - Custodian fees (continued)

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Administrative Services fees

For its services, the Administrator is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.10% per annum of the Net Asset Value, calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in EUR quarterly in arrears on an accounting year basis.

The initial fee for the period from (and including) the Closing Date to November 30, 2014 was paid to the Administrator on a prorated daily basis based on the Net Asset Value on each Valuation Day during such period. A fee payable for each quarter will be paid within sixty (60) Fund Business Days from the last Fund Business Day in that quarter.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred in respect of the Series Trust will also be reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 9 - Agent Company fees

For its services, the Agent Company is entitled to be paid out of the assets of the Series Trust a fee of an amount equal to 0.75% per annum of the Net Asset Value attributable to the Publicly Offered Units (excluding the portion of Net Asset Value attributable to the S Class Units), calculated on each Valuation Day in each quarter and payable in EUR quarterly in arrears on an accounting year basis.

The initial fee for the period from (and including) the Closing Date to November 30, 2014 was paid to the Agent Company on a prorated daily basis based on the Net Asset Value attributable to the Publicly Offered Units (excluding the portion of Net Asset Value attributable to the S Class Units) on each Valuation Day during such period. A fee payable for each quarter will be paid within sixty (60) Fund Business Days from the last Fund Business Day in that quarter.

Note 10 - Accrued expenses

	EUR
Investment Adviser fees	40,538
Agent Company fees	38,004
Administrative Services fees	12,710
Custodian fees	3,814
Trustee and Management Company fees	2,541
Out-of-pocket expenses	1,271
Professional fees	7,836
Accrued expenses	106,714

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund**Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)****Note 11 - Distributions**

In principle, the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, may declare monthly or semi-annually or other interim distributions in respect of a Class taking into account the Net Asset Value per Unit of such Class, the net investment income and the net realised and unrealised capital gains attributable to such Class and, if considered necessary to maintain a reasonable level of distribution, out of any other funds available for distribution. To maintain consistency in the amount of funds distributed, distributions may differ from the level of income and capital gains attributable to such Class in respect of a particular period.

For the EUR-M Class Units, USD-M Class Units, BRL-M Class Units and the TRY-M Class Units, the Management Company intends to make a monthly distribution to Unitholders as of the twelfth calendar day of each month (the “Monthly Record Date”), commencing in November 2014 and/or such other day or days as the Management Company may, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, from time to time determine.

For the EUR-A Class Units, USD-A Class Units, BRL-A Class Units and the TRY-A Class Units, the Management Company intends to make an annual distribution to Unitholders as of the twelfth calendar day of September of each year (the “Annual Record Date”), commencing in September 2015 and/or such other day or days as the Management Company may, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, from time to time determine.

The Management Company does not currently intend to make distributions to holders of S Class Units, however the Management Company may, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, make distributions to holders of S Class Units in such amounts as it determines to be appropriate from time to time.

The Monthly Record Date and the Annual Record Date to be hereinafter referred to as the “Record Dates”.

If any of the Record Dates do not fall on a Business Day for a Class of Units, then the relevant distributions will be made to Unitholders as of the immediately preceding Business Day and/or such other day or days as the Management Company, after consultation with the Trustee and the Investment Adviser, may from time to time determine.

No representation or guarantee is made that a distribution will be made in respect of each Record Date. Unitholders should also note that the level of and frequency of distributions payable in respect of a Class may differ as between Classes as a result of factors including, without limitation, income gains and losses attributable to the Currency Transactions carried out in respect of the USD Class Units, BRL Class Units and TRY Class Units.

For the period ended August 31, 2015, the Series Trust distributed a total amount of EUR 661,001.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)**Note 12 - Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases**Purchase of Units**

The initial offer period in respect of the Units was from September 1, 2014 to September 18, 2014 (the “Initial Offering Period”).

After the end of the Initial Offering Period the Publicly Offered Units and the S Class Units are offered on a continuous basis to Eligible Investors on any Business Day for a Class of Units. The issue price of each Unit will be the Net Asset Value per Unit of the applicable Class on the Valuation Day for which the application for the purchase of Units is received, providing it is received prior to the Dealing Deadline (as defined below). The minimum investment per investor is 100 Units and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other numbers of Units of the relevant Class as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may determine, provided that Units will only be issued in whole numbers. Applications may be made by reference to a number of Units of the relevant Class. There is a sales charge equal to 3.00% of the Net Asset Value per Unit for each of the Publicly Offered Units (exclusive of consumption or other taxes, if any) which shall be payable to the Distributor. The S Class Units are only available for subscription by affiliates of the Investment Sub-Adviser. No sales charge is payable in respect of the S Class Units.

Applications for the purchase of Units must be received by the Administrator no later than 12.00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day for a Class of Units, or such other day and/or time as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time (the “Dealing Deadline”). Payment in the currency of denomination of such Class must be received within seven (7) Fund Business Days from and including the relevant Business Day, or such other period as the Management Company may, in its sole discretion, determine from time to time.

The Management Company reserves the right to decline any order to purchase Units in whole or in part and may cancel any order for which a properly completed application and payment, as described above, is not timely received.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)

Note 13 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Request a Repurchase of Units

Units are repurchaseable at the option of Unitholders on any Business Day for a Class of Units, commencing from the Closing Date. A Unitholder may serve a Repurchase Notice requesting that the Management Company repurchase the Units of the relevant Class as specified in the Repurchase Notice. The minimum repurchase amount per Unitholder that may be submitted for repurchase on any Business Day is 1 Unit and thereafter in integral multiples of 1 Unit, or such other amount or number of Units of such Class as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may determine. The Repurchase Notice must be received by the Administrator by no later than 12.00 noon (Luxembourg time) on the relevant Business Day, or such other day and/or time as the Management Company may determine from time to time.

The repurchase price per Unit shall be equal to the Net Asset Value per Unit of the applicable Class on the Valuation Day falling on the relevant Business Day. There will be no repurchase fee.

Remittances in respect of repurchases shall be made by wire transfer in EUR (for the EUR Class Units and the S Class Units) and USD (for the USD Class Units, BRL Class Units and TRY Class Units) within seven (7) Fund Business Days from and including the relevant Business Day, or such other period as the Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may determine from time to time.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee, to suspend, refuse or cancel any repurchase request and may also delay payment of repurchase proceeds.

The Management Company reserves the right, after consultation with the Trustee, as a defensive measure for smooth fund management against any large repurchase request, to limit the amount of repurchase requests or stop accepting such repurchase requests in consideration of Net Asset Value, market liquidity and/or such other conditions deemed relevant.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at August 31, 2015 (continued)

Note 14 - Forward foreign exchange contracts

As at August 31, 2015, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in EUR
BRL	2,335	EUR	568	October 02, 2015	6
BRL	2,440	EUR	668	September 02, 2015	(62)
USD	3,997	EUR	3,666	September 10, 2015	(129)
BRL	23,605	EUR	6,673	September 02, 2015	(803)
TRY	47,007	EUR	15,298	September 10, 2015	(1,103)
BRL	198,635	EUR	51,554	September 02, 2015	(2,155)
USD	216,107	EUR	194,574	September 10, 2015	(3,331)
USD	216,164	EUR	194,574	September 28, 2015	(3,331)
BRL	175,444	EUR	47,257	September 02, 2015	(3,626)
TRY	1,046,219	EUR	326,789	September 28, 2015	(12,632)
BRL	3,318,937	EUR	836,587	October 02, 2015	(20,039)
TRY	1,042,065	EUR	338,435	September 10, 2015	(23,743)
TRY	2,628,567	EUR	821,040	September 28, 2015	(31,736)
USD	2,882,228	EUR	2,591,745	September 28, 2015	(41,798)
USD	3,714,466	EUR	3,340,107	September 28, 2015	(53,867)
TRY	2,601,838	EUR	845,007	September 10, 2015	(59,281)
USD	2,881,405	EUR	2,623,991	September 10, 2015	(74,104)
BRL	14,655,480	EUR	3,694,132	October 02, 2015	(88,488)
USD	3,723,633	EUR	3,390,978	September 10, 2015	(95,763)
BRL	3,283,722	EUR	927,481	September 02, 2015	(110,842)
BRL	14,314,266	EUR	4,043,038	September 02, 2015	(483,180)
EUR	3,694,132	BRL	14,499,980	September 02, 2015	88,089
EUR	836,587	BRL	3,283,722	September 02, 2015	19,949
EUR	54,867	BRL	214,235	September 02, 2015	1,589
EUR	44,844	USD	49,820	September 28, 2015	768
EUR	44,844	USD	49,807	September 10, 2015	768
EUR	9,760	TRY	30,511	September 10, 2015	546
EUR	9,352	USD	10,450	September 10, 2015	104
EUR	3,371	USD	3,748	September 10, 2015	54
EUR	44	BRL	175	September 02, 2015	1
EUR	20	TRY	63	September 10, 2015	1
EUR	2	USD	2	September 10, 2015	0
EUR	13,424	TRY	45,796	September 10, 2015	(406)
EUR	13,424	TRY	46,060	September 28, 2015	(407)
EUR	117,411	USD	134,750	September 10, 2015	(1,835)
EUR	117,411	USD	134,786	September 28, 2015	(1,836)
EUR	8,159,966	GBP	5,825,000	September 29, 2015	214,900
EUR	2,309,863	USD	2,580,000	September 29, 2015	27,340
					(760,382)

Amounts have been rounded. Amounts disclosed as zero represent values of less than 1.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	100,000	ORIGIN ENER FIN FRN 16/06/71	111,750	101,775	0.20
			111,750	101,775	0.20
		Total AUSTRALIA	111,750	101,775	0.20
AUSTRIA					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	300,000	RAIFFEISEN BK INTL FRN 21/02/25	233,500	234,467	0.47
EUR	100,000	WIENERBERGER AG FRN 29/12/49	102,110	103,808	0.21
			335,610	338,275	0.68
		Total AUSTRIA	335,610	338,275	0.68
BELGIUM					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	100,000	KBC GROEP FRN 29/03/49	101,125	100,166	0.20
			101,125	100,166	0.20
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	ETHIAS SA 5% 14/01/26	93,438	88,061	0.18
			93,438	88,061	0.18
		Total BELGIUM	194,563	188,227	0.38
CANADA					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	240,000	VRX ESCROW 4.5% 15/05/23	240,375	231,923	0.46
EUR	100,000	BOMBARDIER INC 6.125% 15/05/21	110,500	88,180	0.18
			350,875	320,103	0.64
		Total CANADA	350,875	320,103	0.64
CAYMAN ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	200,000	VIRIDIAN GP 7.5% 01/03/20	200,000	197,463	0.40
GBP	100,000	BRAKES CAP 7.125% 15/12/18	128,844	140,634	0.28
EUR	10,000	UPCB FINANCE IV 4% 15/01/27	10,000	9,328	0.02
			338,844	347,425	0.70
		Total CAYMAN ISLANDS	338,844	347,425	0.70

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
CROATIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	160,000	AGROKOR D.D. 9.125% 01/02/20	179,984	172,787	0.34
EUR	100,000	AGROKOR D.D. 9.875% 01/05/19	111,250	107,301	0.22
			291,234	280,088	0.56
		Total CROATIA	291,234	280,088	0.56
CZECH REPUBLIC					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	CE ENERGY 7% 01/02/21	104,200	104,150	0.21
			104,200	104,150	0.21
		Total CZECH REPUBLIC	104,200	104,150	0.21
DENMARK					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	110,000	TDC A/S FRN 26/02/3015	110,000	105,734	0.22
EUR	100,000	DANSKE BANK FRN 31/10/49	103,200	101,375	0.20
			213,200	207,109	0.42
		Total DENMARK	213,200	207,109	0.42
FRANCE					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	400,000	GROUPAMA SA FRN 28/05/49	415,126	413,323	0.82
EUR	300,000	CREDIT AGRICOLE FRN 23/12/49	312,748	306,857	0.62
EUR	270,000	SOCIETE GENERALE FRN 07/04/49	275,406	274,774	0.55
EUR	150,000	BPCE SA FRN 29/09/49	211,485	204,482	0.41
GBP	100,000	SOC GENERALE FRN 29/06/49	145,268	151,943	0.30
GBP	100,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN 29/01/49	148,018	148,817	0.30
EUR	100,000	CREDIT AGRICOLE FRN 29/10/49	120,500	118,294	0.24
EUR	100,000	GROUPAMA SA FRN 27/10/39	113,500	111,820	0.22
EUR	100,000	GROUPE BPCE FRN 29/10/49	111,125	107,689	0.22
EUR	100,000	VEOLIA ENVIRONN FRN 29/12/49	103,125	104,428	0.21
EUR	100,000	ORANGE SA FRN 29/10/49	99,875	104,185	0.21
EUR	100,000	ARKEMA FRN 29/10/49	98,983	103,324	0.21
EUR	100,000	ACCOR SA FRN 30/06/49	100,375	100,379	0.20
EUR	100,000	CASINO GUICHARD FRN 31/01/49	104,680	97,456	0.20
EUR	50,000	SOCIETE GENERALE FRN 19/12/49	60,975	61,663	0.12

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
FRANCE (CONTINUED)					
FLOATING RATE NOTE (CONTINUED)					
EUR	50,000	CREDIT LOGEMENT FRN 29/03/49	43,500	41,250	0.08
			2,464,689	2,450,684	4.91
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	500,000	AREVA SA 3.125% 20/03/23	509,364	473,584	0.96
EUR	240,000	NUMERICABLE GRP 5.625% 15/05/24	254,400	246,143	0.50
EUR	200,000	AREVA 4.875% 23/09/24	225,275	207,888	0.42
EUR	180,000	PEUGEOT SA 6.5% 18/01/19	207,128	206,318	0.41
EUR	170,000	CROWN EURO HDGS 4% 15/07/22	175,916	175,420	0.35
EUR	145,000	EPHIOS BONDCO 6.25% 01/07/22	143,550	146,942	0.29
EUR	135,000	EUROPCAR GROUPE 5.75% 15/06/22	134,040	138,188	0.28
EUR	130,000	PAPREC HOLDING 5.25% 01/04/22	131,788	131,950	0.26
EUR	110,000	HORIZON HDG III 5.125% 01/08/22	110,000	112,020	0.22
EUR	100,000	CERBA EUROPEAN LAB 7% 1/02/20	107,750	104,001	0.21
EUR	100,000	NUMERICABLE GRP 5.375% 15/05/22	105,627	103,590	0.21
EUR	100,000	HORIZON HDG I 7.25% 01/08/23	100,000	101,952	0.20
EUR	100,000	SGD GROUP 5.625% 15/04/19	100,480	101,776	0.20
EUR	100,000	EPHIOS BONDCO 6.25% 01/07/22	100,000	101,002	0.20
EUR	100,000	KERNEOS CORP SAS 5.75% 1/3/21	103,875	100,061	0.20
EUR	100,000	FAURECIA 3.125% 15/06/22	100,000	94,637	0.19
EUR	100,000	NOVAFIVES SAS 4.5% 30/06/21	100,220	93,478	0.19
EUR	100,000	CROWN EURO HOLD 3.375% 15/5/25	100,000	92,962	0.19
EUR	73,000	GIE PSA TRESORERIE 6% 19/09/33	76,610	84,499	0.17
EUR	46,000	PEUGEOT SA 7.375% 06/03/18	53,274	52,207	0.10
EUR	50,000	AREVA SA 3.5% 22/03/21	49,875	49,534	0.10
			2,989,172	2,918,152	5.85
		Total FRANCE	5,453,861	5,368,836	10.76
GERMANY					
OTHER BOND					
EUR	360,000	UNITYMEDIA HESS 5.125% 21/1/23	345,405	342,225	0.69
EUR	250,000	UNITYMEDIA HESSEN 5.5% 15/09/22	241,763	239,309	0.48
EUR	100,000	UNITYMEDIA HES 5.625% 15/04/23	99,000	96,477	0.19
			686,168	678,011	1.36
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	385,000	UNITYMEDIA KABEL 3.75% 15/1/27	385,000	359,936	0.72

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
GERMANY (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
EUR	270,000	HEIDELBERGCEMENT 7.5% 03/04/20	340,851	332,854	0.67
EUR	200,000	COMMERZBANK AG 7.75% 16/03/21	246,974	242,377	0.49
EUR	200,000	CERAMTEC GP GMBH 8.25% 15/08/21	220,900	217,488	0.44
EUR	180,000	COMMERZBANK AG 6.375% 22/03/19	207,720	204,727	0.41
EUR	190,000	TRIONISTA TOPC 6.875% 30/04/21	205,656	200,452	0.40
EUR	200,000	ZF NA CAPITAL 2.25% 26/04/19	201,000	197,039	0.39
EUR	180,000	TECHEM ENERGY 7.875% 01/10/20	200,025	195,536	0.39
EUR	200,000	UNITYMEDIA HESSEN 3.5% 15/1/27	197,625	191,519	0.38
EUR	200,000	PATERNOSTER HLD 8.5% 15/2/23	199,375	188,001	0.38
EUR	130,000	HEIDELBERGCEMENT 8.5% 31/10/19	169,316	163,645	0.33
EUR	135,000	THYSSENKRUPP AG 2.5% 25/02/25	133,404	126,521	0.25
EUR	100,000	DEUTSCHE RASTSTAT 6.75% 30/12/20	105,100	108,628	0.22
EUR	100,000	WEPA HYGIENEPRODUKT 6.5% 15/5/20	107,730	106,501	0.21
EUR	100,000	TRIONISTA HOLDCO 5% 30/04/20	104,470	103,176	0.21
EUR	100,000	UNITYMEDIA HESSEN 4% 15/01/25	100,000	100,211	0.20
EUR	100,000	THYSSENKRUPP 1.75% 25/11/20	99,328	97,762	0.20
			3,224,474	3,136,373	6.29
		Total GERMANY	3,910,642	3,814,384	7.65
HUNGARY					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	50,000	OTP BANK FRN 29/11/49	48,525	47,955	0.10
			48,525	47,955	0.10
		Total HUNGARY	48,525	47,955	0.10
IRELAND					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	280,000	GOVERNOR & CO FRN 11/06/24	274,034	286,614	0.58
EUR	200,000	DEPFA BANK PLC FRN 15/12/15	196,000	199,504	0.40
EUR	50,000	LCH CLEARNET/FRESWATER FRN 29/5/49	52,688	51,540	0.10
			522,722	537,658	1.08
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	250,000	ARDAGH PKG FIN 4.25% 15/01/22	248,687	251,662	0.51
EUR	170,000	SMURFIT KAPPA ACQ 4.125% 30/1/20	179,774	186,151	0.37
EUR	170,000	SMURFIT KAPPA 3.25% 01/06/21	170,745	175,321	0.35
EUR	150,000	BAGGOT SEC 10.24% 31/12/49	161,813	154,241	0.31

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
IRELAND (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
GBP	100,000	RZD CAPITAL LTD 7.487% 25/03/31	115,830	119,148	0.24
EUR	100,000	BANK OF IRELAND 10% 30/07/16	109,500	106,067	0.21
EUR	100,000	ARDAGH PACK 9.25% 15/10/20	105,750	104,501	0.21
EUR	100,000	GAZPROM/GPB EUROBOND 4% 1/7/19	96,000	91,374	0.18
			<u>1,188,099</u>	<u>1,188,465</u>	<u>2.38</u>
		Total IRELAND	<u>1,710,821</u>	<u>1,726,123</u>	<u>3.46</u>
ITALY					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	300,000	UNICREDIT SPA FRN 29/07/49	356,940	341,118	0.67
EUR	200,000	INTESA SANPAOLO SPA FRN 29/06/49	227,855	223,270	0.45
GBP	130,000	ENEL SPA FRN 15/09/76	174,807	185,955	0.37
EUR	150,000	ENEL SPA FRN 10/01/74	166,680	164,388	0.33
EUR	150,000	INTESA SANPAOLO FRN 01/06/49	165,750	157,728	0.32
GBP	100,000	ASSICURAZ GENERALI FRN 29/12/49	136,745	139,776	0.28
EUR	100,000	UNIPOLSAI SPA 5.75% 30/06/49	99,000	97,552	0.20
EUR	50,000	INTESA SANPAOLO FRN 29/10/49	60,625	58,581	0.12
			<u>1,388,402</u>	<u>1,368,368</u>	<u>2.74</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	300,000	TELECOM ITALIA SPA 4.875% 25/9/20	330,501	335,056	0.67
EUR	300,000	BANCO POPOLARE SC 6% 05/11/20	323,675	323,394	0.65
EUR	200,000	TELECOM ITALIA SPA 5.25% 10/02/22	225,560	225,936	0.45
EUR	200,000	TELECOM ITALIA 4.5 25/01/21	219,424	218,369	0.44
EUR	200,000	BANCO POPOLARE SC 3.5% 14/03/19	210,480	205,472	0.41
EUR	160,000	TELECOM ITALIA SPA 4% 21/01/20	169,608	172,531	0.35
EUR	160,000	MANUTENCOOP 8.5% 01/08/20	160,650	153,757	0.31
EUR	100,000	RHINO BONDCO 7.25% 15/11/20	106,950	106,850	0.21
EUR	100,000	IVS F SPA 7.125% 01/04/20	104,950	104,911	0.21
EUR	110,000	CMC RAVENNA 7.5% 01/08/21	110,550	104,130	0.21
EUR	100,000	SNAI SPA 7.625% 15/06/18	107,450	101,497	0.20
EUR	100,000	VENETO BANCO SCPA 4% 20/05/19	102,538	100,807	0.20
EUR	100,000	TELECOM ITALIA SPA 3.25% 16/01/23	99,446	100,149	0.20
EUR	80,000	UNICREDIT SPA 6.95% 31/10/22	95,299	93,964	0.19
EUR	100,000	GAMENET SPA 7.25% 01/08/18	95,000	93,229	0.19

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
ITALY (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
EUR	70,000	UNICREDIT SPA 6.7% 05/06/18	79,380	77,879	0.16
			2,541,461	2,517,931	5.05
		Total ITALY	3,929,863	3,886,299	7.79
JAPAN					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	345,000	SOFTBANK GP CORP 4.75% 30/07/25	346,875	345,173	0.69
EUR	200,000	SOFTBANK GP CORP 4% 30/07/22	201,000	204,400	0.41
			547,875	549,573	1.10
		Total JAPAN	547,875	549,573	1.10
JERSEY					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	300,000	HBOS CAPITAL FD FRN 29/11/49	400,848	433,828	0.87
			400,848	433,828	0.87
STRAIGHT FIXED BOND					
GBP	150,000	AA BOND CO LTD 5.5% 31/07/22	204,692	201,629	0.41
GBP	120,000	HASTINGS INSR GR 8% 21/10/20	161,425	173,911	0.35
GBP	120,000	GALAXY BIDCO 6.375% 15/11/20	152,316	166,135	0.33
GBP	100,000	CPUK FIN LTD 7% 28/08/20	142,334	136,842	0.27
			660,767	678,517	1.36
		Total JERSEY	1,061,615	1,112,345	2.23
LUXEMBOURG					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	220,000	UNICREDIT INTL BK FRN 10/12/49	260,568	249,456	0.50
			260,568	249,456	0.50
OTHER BOND					
EUR	100,000	CIRSA FUNDING LUX 8.75% 15/05/18	73,289	71,621	0.14
			73,289	71,621	0.14
PAY- IN KIND BOND					
EUR	108,623	ARDAGH FIN PIK 8.375% 15/06/19	99,845	112,428	0.22
EUR	100,000	PLAY TOPCO PIK 8.5% 28/02/20	103,125	102,596	0.21
			202,970	215,024	0.43

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
LUXEMBOURG (CONTINUED)					
STEP-UP/DOWN BOND					
EUR	120,000	ARCELORMITTAL STUP 29/03/18	134,280	130,143	0.26
			134,280	130,143	0.26
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	530,000	WIND ACQ FIN 7% 23/04/21	550,852	557,285	1.13
EUR	500,000	WIND ACQ FIN 4% 15/07/20	505,514	502,825	1.02
EUR	400,000	ALTICE SA 7.25% 15/05/22	420,645	403,748	0.81
EUR	370,000	INEOS GROUP HDGS 6.5% 15/08/18	384,208	373,680	0.75
EUR	300,000	FINMECCANICA FIN 4.5% 19/01/21	329,900	324,670	0.65
EUR	260,000	FIAT FIN&TRADE 6.75% 14/10/19	298,783	295,414	0.59
EUR	210,000	GARFUNKELUX HOLDCO 7.5% 1/8/22	211,375	210,737	0.42
EUR	200,000	TRINSEO OP/IN 6.375% 01/05/22	201,700	201,100	0.40
EUR	160,000	TELENET FIN V 6.25% 15/08/22	174,560	172,722	0.35
EUR	160,000	FINDUS BONDCO 9.125% 01/07/18	173,120	168,496	0.34
EUR	145,000	DUFYR FINANCE 4.5% 01/08/23	145,000	149,388	0.30
EUR	140,000	CERBERUS NIGHT 8.25% 01/02/20	140,000	143,693	0.29
EUR	100,000	TELECOM ITALIA FIN 7.75% 24/1/33	130,333	132,688	0.27
EUR	140,000	ALTICE SA 6.25% 15/02/25	140,000	132,325	0.27
EUR	130,000	GAZPROM OAO 3.389% 20/3/20	120,770	120,626	0.24
EUR	120,000	GAZPROM OAO 3.755% 15/03/17	118,200	119,846	0.24
EUR	100,000	ALTICE FINCO 9% 15/06/23	115,000	115,145	0.23
EUR	125,000	MATTERHORN TEL 3.875% 01/05/22	125,000	114,675	0.23
EUR	100,000	FIAT FINANCE 7.375% 09/07/18	113,597	111,894	0.22
EUR	110,000	LSF9 BALTA ISSUE 7.75% 15/09/22	110,000	110,246	0.22
EUR	100,000	FIAT FIN&TRADE 6.625% 15/03/18	111,500	109,116	0.22
EUR	100,000	ALTICE FIN 6.5% 15/01/22	107,350	106,001	0.21
EUR	100,000	FIAT FINANCE 4.75% 15/07/22	110,390	105,754	0.21
EUR	110,000	TELENET FIN VI 4.875% 15/7/27	108,774	105,454	0.21
EUR	100,000	GCL HLDG 9.375% 15/04/18	106,480	104,004	0.21
EUR	100,000	ZINC CAPITAL 8.875% 15/05/18	107,000	103,992	0.21
EUR	90,000	FMC FINANCE VIII 5.25% 31/07/19	103,491	101,903	0.20
EUR	100,000	ARCELORMITTAL 3% 25/03/19	103,875	100,071	0.20
EUR	110,000	GALAPAGOS HGD 7% 15/06/22	105,394	99,694	0.20
EUR	100,000	INEOS GROUP HDGS 5.75% 15/02/19	100,250	99,461	0.20
EUR	100,000	GAZPROM OAO 3.7% 25/07/18	96,120	97,257	0.19
EUR	100,000	ARCELORMITTAL 3% 09/04/21	99,546	96,227	0.19

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
LUXEMBOURG (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
EUR	100,000	ARCELORMITTAL 3.125% 14/01/22	99,600	95,135	0.19
EUR	100,000	MATTHORN TEL 4.875% 01/05/23	100,000	91,624	0.18
EUR	35,000	CIRSA FUNDING LUX 5.875% 15/5/23	34,724	30,843	0.06
			6,003,051	5,907,739	11.85
		Total LUXEMBOURG	6,674,158	6,573,983	13.18
MEXICO					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	CEMEX SAB CV 4.75% 11/01/22	100,875	98,996	0.20
			100,875	98,996	0.20
		Total MEXICO	100,875	98,996	0.20
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	200,000	TELEFONICA EUROPE FRN 31/03/49	213,100	212,874	0.42
EUR	200,000	KONINKLIJKE KPN FRN 14/03/49	218,398	212,104	0.42
EUR	200,000	TELEFONICA EUROPE FRN 31/03/49	208,100	207,976	0.42
EUR	200,000	TELEFONICA EUROPE FRN 29/12/49	200,000	202,974	0.41
EUR	190,000	REPSOL INTL FIN 4.5% 25/03/75	190,000	167,320	0.34
EUR	100,000	GAS NATURAL FENOSA FRN 30/11/49	100,000	99,810	0.20
EUR	100,000	GENERALI FINANCE 4.596% 30/11/49	97,750	98,032	0.20
EUR	100,000	HYDRA DUTCH HDG FRN 15/04/19	100,000	95,093	0.19
GBP	50,000	GENERALI FINANCE FRN 29/06/49	65,698	68,923	0.14
			1,393,046	1,365,106	2.74
PAY-IN KIND BOND					
EUR	300,000	SCHAEFFLER PIK 6.875% 15/8/18	315,780	311,250	0.62
EUR	100,000	SCHAEFFLER PIK 5.75% 15/11/21	105,450	107,346	0.22
			421,230	418,596	0.84
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	310,000	SHAEFFLER FIN 3.5% 15/05/22	311,534	311,937	0.62
EUR	365,000	OI BRASIL 5.625% 22/06/21	355,857	309,566	0.61
EUR	300,000	PETROBRAS GBL FIN 4.875% 07/03/18	295,875	288,129	0.57
EUR	250,000	LGE HOLDCO VI 7.125% 15/05/24	270,000	273,645	0.55
EUR	300,000	PETROBRAS GBL FIN 3.75% 14/01/21	276,375	257,415	0.52
EUR	190,000	UPC HOLDING BV 6.75% 15/03/23	210,881	207,552	0.42
EUR	150,000	HEIDELBERGCEMENT 9.5% 15/12/18	195,870	187,359	0.38

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
NETHERLANDS (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	200,000	FIAT CHRYSLER AUTO 4.5% 15/04/20	185,598	176,038	0.35
USD	200,000	ING GROEP NV 6% 31/12/49	186,758	174,367	0.35
EUR	150,000	OI EUROPEAN GRP 6.75% 15/09/20	177,518	173,097	0.35
EUR	160,000	UPC HOLDONG BV 6.375% 15/09/22	174,720	172,304	0.35
EUR	160,000	THYSSENKRUPP 3.125% 25/10/19	168,080	166,467	0.33
EUR	120,000	INTERXION HDGS 6% 15/07/20	127,500	127,734	0.26
EUR	120,000	GRUPO ANTOLIN DUT 5.125% 30/6/22	120,000	120,747	0.24
EUR	100,000	TMF GROUP HLDGS 9.875% 01/12/19	108,750	107,362	0.22
EUR	120,000	PETROBRAS GBL FIN 3.25% 01/04/19	110,400	106,454	0.21
EUR	100,000	UNIVEG HLDGS 7.875% 15/11/20	106,250	103,503	0.21
EUR	100,000	HYDRA DUTCH 8% 15/04/19	97,410	103,371	0.21
USD	120,000	PETROBRAS GBL FIN 3.25% 17/03/17	101,143	101,743	0.20
EUR	100,000	GRUPO ANTOLIN DUTCH 4.75% 1/4/21	103,730	100,635	0.20
EUR	100,000	SCHAEFFLER FIN 3.25% 15/05/19	100,350	100,250	0.20
EUR	100,000	ZIGGO BOND FIN 4.625% 15/01/25	100,000	94,936	0.19
EUR	40,000	EDP FINANCE BV 4.875% 14/09/20	45,550	45,361	0.09
EUR	30,000	EDP FINANCE BV 2.625% 18/01/22	30,141	30,331	0.06
			3,960,290	3,840,303	7.69
		Total NETHERLANDS	5,774,566	5,624,005	11.27
NETHERLANDS ANTILLES					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	230,000	REPSOL INTL FINANCE FRN 29/12/49	230,000	210,995	0.42
			230,000	210,995	0.42
		Total NETHERLANDS ANTILLES	230,000	210,995	0.42
NORWAY					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	LOCK AS 7% 15/08/21	105,250	107,227	0.21
			105,250	107,227	0.21
		Total NORWAY	105,250	107,227	0.21
POLAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	PLAY FINANCE 2 6.5% 01/08/19	106,240	104,267	0.20

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
POLAND (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
EUR	100,000	PLAY FINANCE 2 5.25% 01/02/19	105,220	102,666	0.21
			211,460	206,933	0.41
		Total POLAND	211,460	206,933	0.41
PORTUGAL					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	200,000	BANCO ESPIRITO 2.625% 08/05/17	190,874	194,010	0.39
EUR	100,000	BANCO ESPIRITO 4% 21/01/19	95,975	100,023	0.20
EUR	100,000	BANCO ESPIRITO 5.875% 09/11/15	99,250	99,803	0.20
			386,099	393,836	0.79
		Total PORTUGAL	386,099	393,836	0.79
RUSSIAN FEDERATION					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	300,000	GAZPROM OAO 3.6% 26/02/21	284,750	272,804	0.55
EUR	260,000	SBERBANK RUSSIA 3.3524% 15/11/19	237,425	241,743	0.48
EUR	120,000	GAZPROM NEFT 2.933% 26/04/18	109,800	112,403	0.23
EUR	100,000	GAZPROMBK 3.984% 30/10/18	96,250	93,371	0.19
USD	100,000	RZD CAPITAL PLC 5.739% 03/04/17	89,060	89,977	0.18
EUR	100,000	RZD CAPITAL PLC 3.3744% 20/05/21	84,000	85,518	0.17
EUR	50,000	GAZPROM OAO 5.136% 22/03/17	51,125	50,867	0.10
			952,410	946,683	1.90
		Total RUSSIAN FEDERATION	952,410	946,683	1.90
SPAIN					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	200,000	BBVA FRN 29/12/49	208,480	202,500	0.41
EUR	200,000	BANCO SANTANDER FRN 12/03/49	198,475	199,384	0.40
EUR	100,000	CAIXABANK FRN 14/11/23	108,530	105,288	0.21
EUR	100,000	BANKIA SA FRN 22/05/24	98,700	98,727	0.20
EUR	50,000	CAIXA SABADELL FRN 29/07/49	40,625	41,250	0.08
			654,810	647,149	1.30
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	120,000	EMPARK FDG 6.75% 15/12/19	129,576	129,486	0.25
EUR	130,000	OBRASCON HUARTE 4.75% 15/03/22	133,510	108,009	0.22
EUR	100,000	BANKIA SA 3.5% 17/01/19	108,383	104,380	0.21

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
SPAIN (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
EUR	100,000	ALMIRALL SA 4.625% 01/04/21	106,300	104,197	0.21
EUR	100,000	CAMPOFRIO FOOD 3.375% 15/03/22	100,000	98,883	0.20
			577,769	544,955	1.09
		Total SPAIN	1,232,579	1,192,104	2.39
SWEDEN					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	200,000	VOLVO TREASURY AB FRN 10/06/75	202,476	201,405	0.40
USD	200,000	NORDEA BANK AB FRN 29/12/49	162,196	177,465	0.36
			364,672	378,870	0.76
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	100,000	TVN FINANCE 7.375% 15/12/20	111,000	108,429	0.22
EUR	100,000	UNILABS SUB 8.5% 15/07/18	105,250	103,902	0.21
			216,250	212,331	0.43
		Total SWEDEN	580,922	591,201	1.19
SWITZERLAND					
FLOATING RATE NOTE					
USD	200,000	CREDIT SUISSE FRN 11/12/49	166,801	187,773	0.37
EUR	100,000	CREDIT SUISSE FRN 18/09/25	111,550	112,587	0.23
			278,351	300,360	0.60
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	180,000	ONEX WIZARD AC II 7.75% 15/2/23	180,000	188,570	0.38
			180,000	188,570	0.38
		Total SWITZERLAND	458,351	488,930	0.98
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	200,000	SANTANDER UK GP FRN 24/06/49	278,771	277,614	0.56
EUR	200,000	LLOYDS BKG GP FRN 27/06/49	206,700	209,386	0.42
EUR	200,000	RBS FRN 25/03/24	205,044	205,625	0.41
EUR	200,000	HSBC HOLDINGS FRN 29/12/49	202,250	201,080	0.40
USD	200,000	RBS FRN 29/12/49	184,077	179,501	0.36
GBP	100,000	LV FIENDLY SOC FRN 22/05/43	131,070	136,155	0.27
EUR	100,000	REXAM PLC FRN 29/06/67	106,000	100,827	0.20

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
FLOATING RATE NOTE (CONTINUED)					
EUR	100,000	NEW LOOK SEC ISS FRN 01/07/22	99,750	98,264	0.20
			1,413,662	1,408,452	2.82
OTHER BOND					
GBP	130,000	LYNX /VIRGIN MEDIA 6% 15/04/21	156,703	164,478	0.33
GBP	100,000	MEIF RENEWABLE NRG 6.75% 1/2/20	120,919	123,268	0.25
GBP	110,000	CROWN NEWCO 3 PLC 7% 15/02/18	89,472	94,554	0.19
			367,094	382,300	0.77
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	330,000	CO-OPERATIVE BK 2.375% 23/10/15	324,132	327,704	0.65
EUR	300,000	RBS 5.25% 29/06/49	294,750	299,064	0.59
EUR	290,000	KERLING PLC 10.625% 01/02/17	299,210	295,761	0.58
EUR	280,000	RBS 5.5% 29/11/49	273,061	279,056	0.56
EUR	280,000	INEOS FIN 4% 01/05/23	280,000	267,972	0.54
EUR	200,000	TESCO CORP TREAS 1.375% 1/07/19	193,530	194,070	0.39
EUR	200,000	TESCO CORP TREAS 2.5% 01/07/24	193,680	188,486	0.38
EUR	180,000	BOPARAN FINANCE 4.375% 15/7/21	170,910	166,666	0.33
GBP	125,000	NEW LOOK SEC ISS 6.5% 01/07/22	172,286	164,551	0.33
GBP	125,000	NEW LOOK SEC ISS 8% 01/07/23	172,286	162,874	0.33
GBP	110,000	GRAINGER PLC 5% 16/12/20	143,368	153,416	0.31
GBP	100,000	MARLIN IMDT HDGS 10.5% 01/08/20	146,040	150,858	0.30
GBP	100,000	JERROLD FINCO 9.75% 15/09/18	142,889	149,980	0.30
GBP	115,000	VIRGIN MEDIA SEC 4.875% 15/1/27	161,396	148,090	0.30
GBP	100,000	GALA ELECTRIC 11.5% 01/06/19	153,050	145,697	0.29
GBP	100,000	KEYSTONE FINANCING 9.5% 15/10/19	124,160	145,056	0.29
GBP	100,000	NWEN FINANCE 5.875% 21/06/21	135,354	144,167	0.29
GBP	100,000	ARROW GLOBAL FIN 7.875% 1/03/20	134,727	143,428	0.29
GBP	100,000	VIRGIN MEDIA SEC 5.5% 15/01/21	146,204	143,172	0.29
GBP	100,000	KELDA FIN 3 PLC 5.75% 17/02/20	131,479	142,101	0.28
EUR	120,000	LBG CAPITAL NO1 7.625% 14/10/20	143,200	142,050	0.28
GBP	100,000	TRAVELEX FIN 8% 01/08/18	135,209	141,887	0.28
GBP	100,000	VOYAGE CARE BONDCO 6.5% 1/8/18	130,618	140,378	0.28
GBP	100,000	PIZZAEXPRESS 6.625% 01/08/21	128,069	139,429	0.28
GBP	100,000	MOY PARK BONDCO 6.25% 29/05/21	147,515	139,401	0.28
GBP	100,000	EQUINITI NEWCO 7.125% 15/12/18	130,665	139,267	0.28
GBP	100,000	COGNITA FIN PLC 7.75% 15/08/21	142,630	138,075	0.28

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
GBP	100,000	ANGLIAN WATER FIN 5% 30/04/23	141,490	135,470	0.27
GBP	100,000	EDU UL BONDCO 8.875% 15/09/18	124,680	135,363	0.27
GBP	100,000	VIRGIN MEDIA SEC 5.125% 15/1/25	137,522	134,303	0.27
EUR	130,000	EPHIOS HOLDCO II 8.25% 01/07/23	130,000	130,182	0.26
GBP	100,000	MATALAN FIN 6.875% 01/06/19	125,336	128,402	0.26
GBP	100,000	GHD BONDCO PLC 7% 15/04/20	123,231	124,542	0.25
GBP	100,000	MATALAN FIN 8.875% 01/06/20	117,815	117,600	0.24
EUR	100,000	THOMAS COOK FIN 7.75% 15/06/20	107,750	104,752	0.21
EUR	100,000	INTL GAME 4.125% 15/02/20	100,000	99,659	0.20
EUR	100,000	VIRGIN MEDIA FIN 4.5% 15/01/25	100,000	98,610	0.20
EUR	100,000	INTL GAME 4.75% 15/02/23	100,000	95,333	0.19
EUR	100,000	TA MANUFACTURING 3.625% 15/4/23	100,000	93,559	0.19
GBP	50,000	TESCO PLC 6.125% 24/02/22	71,842	73,255	0.15
EUR	50,000	TESCO PLC 5.125% 10/04/47	53,950	48,657	0.10
			6,284,034	6,312,343	12.64
		Total UNITED KINGDOM	8,064,790	8,103,095	16.23
UNITED STATES OF AMERICA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	100,000	HSBC FIN CAP TRUST IX FRN 30/11/35	91,855	88,953	0.18
USD	100,000	DEUTSCHE BK CAP FRN 29/01/49	90,923	88,578	0.18
EUR	50,000	DEUTSCHE POSTBANK FRN 17/06/49	52,563	52,246	0.10
			235,341	229,777	0.46
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	270,000	RBS CAPITAL TR 6.8% 29/12/49	211,982	239,876	0.48
USD	100,000	SABINE PASS LIQ 5.625% 01/02/21	81,384	85,930	0.17
			293,366	325,806	0.65
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	300,000	VWR FUNDING 4.625% 15/04/22	297,749	290,940	0.59
USD	150,000	QUICKEN LOANS INC 5.75% 1/5/25	131,663	129,251	0.27
EUR	100,000	CELANESE US HDG 3.25% 15/10/19	100,875	103,164	0.21
EUR	100,000	HUNTSMAN INTL 5.125% 15/04/21	105,980	102,297	0.21
EUR	100,000	KLOECKNER PENTA 7.125% 1/11/20	100,000	101,796	0.20
EUR	100,000	JARDEN CORP 3.75% 01/10/21	102,124	101,440	0.20
USD	125,000	COMM SALES&LEAS 8.25% 15/10/23	117,759	100,705	0.20

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at August 31, 2015

(expressed in Euro)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
EUR	100,000	IMS HEALTH INC 4.125% 01/04/23	100,000	96,880	0.19
USD	100,000	MECCANICA HLDG 6.25% 15/07/19	87,046	95,372	0.19
EUR	100,000	ZF NA CAPITAL 2.75% 27/04/23	99,118	94,145	0.19
EUR	100,000	HUNTSMAN INTL 4.25% 01/04/25	100,000	91,480	0.18
USD	100,000	WR GRACE & CO 5.625% 01/10/24	81,244	90,357	0.18
EUR	100,000	INFOR US INC 5.75% 15/05/22	100,000	90,247	0.18
USD	100,000	AMERICAN AXLE&MFG 6.25% 15/03/21	82,471	89,794	0.18
USD	75,000	AECOM TECH 5.875% 15/10/24	59,974	66,354	0.13
EUR	50,000	CHESAPEAKE ENERGY 6.25% 15/01/17	54,750	49,000	0.10
USD	40,000	ALCOA INC 5.125% 01/10/24	32,735	34,962	0.07
			1,753,488	1,728,184	3.47
		Total UNITED STATES OF AMERICA	2,282,195	2,283,767	4.58
Total Investments			45,657,133	45,214,422	90.63

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年12月末日現在)

I 資産総額	20,467,931ユーロ	2,697,059千円
II 負債総額	393,988ユーロ	51,916千円
III 純資産総額（I－II）	20,073,943ユーロ	2,645,143千円
IV 発行済口数	ユーロ建て毎月分配型	53,150口
	ユーロ建て年1回分配型	99,008口
	米ドル建て毎月分配型	879,320口
	米ドル建て年1回分配型	523,840口
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型	683,665口
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型	73,260口
	米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型	214,010口
	米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型	61,500口
V 1口当たり純資産価格	ユーロ建て毎月分配型	9.81ユーロ（1,293円）
	ユーロ建て年1回分配型	9.95ユーロ（1,311円）
	米ドル建て毎月分配型	9.78米ドル（1,180円）
	米ドル建て年1回分配型	9.92米ドル（1,196円）
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）毎月分配型	5.71米ドル（689円）
	米ドル建て（ブラジルリアルコース）年1回分配型	6.95米ドル（838円）
	米ドル建て（トルコリラコース）毎月分配型	7.35米ドル（886円）
	米ドル建て（トルコリラコース）年1回分配型	8.57米ドル（1,034円）

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、

（a）信託証券の規定に基づき要求された場合、

（b）（受益者総会の場合）トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、

（c）（シリーズ・トラストの受益者総会の場合）当該シリーズ・トラストの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

（d）（受益証券のクラスまたはシリーズの総会の場合）当該クラスまたはシリーズの受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有するファンド証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意をしないことができます（なお、当該同意は、一般的に与えることは予定されておられません。）。

なお、別途、ファンド証券は、受託会社またはその代行会社が了承する書面証書を締結し交付することによってのみ譲渡することができます。ファンドのファンド証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

※なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項ありません。

第三部【特別情報】

第 1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

- （１）資本金の額（2015年12月末日現在）
- 2015年12月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,589万円）です。
 最近 5 年間における資本金の額の増減はありません。
- （２）管理会社の機構（2015年12月末日現在）
- 管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の 4 名の取締役から構成されます。

取締役	今野 優
取締役	稲垣 孝通
取締役	ジャンフランソワ・カプラス
取締役	松岡 裕子

- 投資運用の意思決定は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社に委託されております。
- 2【事業の内容及び営業の概況】
- 管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。
- 管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。
- 管理会社は、2015年12月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約589億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	28	301,657,908.20 米ドル
		22	156,043,713.10 豪ドル
		1	33,219,342.03 トルコリラ
		2	1,506,537.62 ユーロ
		16	7,231,285,197 円

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2015年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.77円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注記	2015年3月31日		2014年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融固定資産					
関連会社株式	5	600,000	79,062	600,000	79,062
長期保有目的有価証券およびその他の金融商品	5	3,296	434	6,693	882
		603,296	79,496	606,693	79,944
流動資産					
債権					
売掛金					
1年以内に期限が到来		2,471,106	325,618	2,160,454	284,683
銀行預金、郵便局当座預金口座現金、小切手および手許現金	9	1,414,434	186,380	7,525,854	991,682
		3,885,540	511,998	9,686,308	1,276,365
資産合計		4,488,836	591,494	10,293,001	1,356,309
負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	65,885	500,000	65,885
繰越損益	4	770,001	101,463	255	34
当期損益	4	480,102	63,263	769,746	101,429
		1,750,103	230,611	1,270,001	167,348
非劣後負債					
買掛金					
1年以内に期限が到来	7	29,733	3,918	23,000	3,031
関連会社に対する債務					
1年以内に期限が到来	7, 9	2,709,000	356,965	9,000,000	1,185,930
負債合計		4,488,836	591,494	10,293,001	1,356,309

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2015年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注記	2015年3月31日に 終了した年度		2014年3月31日に 終了した年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用：					
その他の外部費用	9	10,488,921	1,382,125	9,321,845	1,228,340
金融固定資産に係る評価額調整および 公正価値調整	5	5	1	(18)	(2)
金融流動資産に係る評価額調整および 公正価値調整、譲渡可能有価証券の売却 に係る損失		—	—	3,189	420
利息およびその他の金融費用					
関連会社関連	9	2,045	269	91,495	12,056
その他の利息および類似の金融費用	5	—	—	381	50
当期利益		480,102	63,263	769,746	101,429
費用合計		10,971,073	1,445,658	10,186,638	1,342,293
収益：					
純売上高	1	10,887,607	1,434,660	10,186,562	1,342,283
その他の営業収益		7,633	1,006	—	—
金融固定資産からの収益		961	127	76	10
その他の利息およびその他の金融収益					
関連会社からの収益	9	74,477	9,814	—	—
その他の利息および類似の金融収益	5	395	52	—	—
収益合計		10,971,073	1,445,658	10,186,638	1,342,293

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2015年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所がある持株会社のノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC 4 R 3 A B ロンドン、1 エンジェル・レーンにて入手可能である。

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所がある持株会社の野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書において認識される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの登録株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越利益

	(ユーロ)
2013年3月31日現在残高	281
前期利益	11,704,474
宣言された配当	(11,704,500)
2014年3月31日現在残高	255
2014年3月31日現在残高	255
前期利益	769,746
宣言された配当	—
2015年3月31日現在残高	770,001

5. 金融固定資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

ー関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2015年3月31日現在の純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	1,548,962

ー長期保有目的有価証券およびその他の金融商品

長期保有目的有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2015年3月31日 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	7,074
期中の取得	—
期中の売却	(3,787)
期末現在	3,287
価格調整：	
期首現在	(381)
当期価格調整	(5)
期末現在	(386)
為替の影響	395
期末の正味価値	3,296
期末の市場価値	4,454

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 非劣後負債

2015年3月31日現在、非劣後負債は、24,876ユーロの監査費用、2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する2,709,000ユーロの未払報酬、および4,857ユーロのその他の未払金で構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2014年3月31日現在、非劣後負債は、23,000ユーロの監査費用、および上記と同一の枠組契約に基づくノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対する900万ユーロの未払報酬で構成されていた。

8. 従業員

当社は、2015年3月31日および2014年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連当事者間取引

当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（ルクセンブルグで設立された。）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2015年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに開設した当座勘定に係る2,045ユーロ（2014年：0ユーロ）の借入利息を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

2015年3月31日に終了した年度におけるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとの取引による為替差益は74,477ユーロ（2014年：91,495ユーロの為替差損）であった。

さらに、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10. 運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2015年3月31日現在における当該資産残高は約50,993百万ユーロ（2014年：43,263百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2015
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2015	March 31, 2014
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Securities and other financial instruments held as fixed assets	5	3,296	6,693
		<u>603,296</u>	<u>606,693</u>
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		2,471,106	2,160,454
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	9	1,414,434	7,525,854
		<u>3,885,540</u>	<u>9,686,308</u>
TOTAL ASSETS		<u><u>4,488,836</u></u>	<u><u>10,293,001</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	770,001	255
Profit or loss for the financial year	4	480,102	769,746
		<u>1,750,103</u>	<u>1,270,001</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	7	29,733	23,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
becoming due and payable within one year	7, 9	<u>2,709,000</u>	<u>9,000,000</u>
TOTAL LIABILITIES		<u><u>4,488,836</u></u>	<u><u>10,293,001</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2015
 (expressed in Euro)

	Note	<i>Year ended March 31, 2015</i>	<i>Year ended March 31, 2014</i>
CHARGES			
Other external charges	9	10,488,921	9,321,845
Value adjustments and fair value adjustments on financial fixed assets	5	5	(18)
Value adjustments and fair value adjustments on financial current assets. Loss on disposal on transferable securities		---	3,189
Interest and other financial charges			
concerning affiliated undertakings	9	2,045	91,495
other interest and similar financial charges	5	---	381
Profit for the financial year		<u>480,102</u>	<u>769,746</u>
TOTAL CHARGES		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>
INCOME			
Net turnover	1	10,887,607	10,186,562
Other operating income		7,633	---
Income from financial fixed assets		961	76
Other interest and other financial income			
derived from affiliated undertakings	9	74,477	---
other interest and similar financial income	5	<u>395</u>	<u>---</u>
TOTAL INCOME		<u><u>10,971,073</u></u>	<u><u>10,186,638</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements

As at March 31, 2015

Note 1 - General

Global Funds Trust Company (the “Company”) was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name ‘Global Funds Company’ and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the “Parent company”), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

Trustee and Management fees

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 - Profit brought forward

Balance as at March 31, 2013	281
Previous year's profit	11,704,474
Dividends declared	(11,704,500)
Balance as at March 31, 2014	255
Balance as at March 31, 2014	255
Previous year's profit	769,746
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2015	770,001

Note 5 - Financial fixed assets

Financial fixed assets consist of :

- Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2015 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	1,548,962

- Securities and other financial instruments held as fixed assets

Securities held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2015</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	7,074
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(3,787)
at the end of the year	<u>3,287</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	(381)
value adjustments for the year	(5)
at the end of the year	<u>(386)</u>
Foreign exchange impact	395
Net value at the end of the year	<u>3,296</u>
Market value at the end of the year	<u>4,454</u>

Note 6 - Taxation

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Non subordinated debts

As at March 31, 2015, they consist of audit fees for an amount of EUR 24,876, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,709,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014 and other payable for an amount of EUR 4,857. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2014, they consisted of audit fees for an amount of EUR 23,000 and fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 9 million following the same framework agreement mentioned above.

Note 8 - Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2015 and March 31, 2014.

Note 9 - Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2015, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,045 (2014: EUR 0). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

Foreign exchange gains on transactions done with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. amount to EUR 74,477 for the year ended March 31, 2015 (2014: losses of EUR 91,495).

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (cf. Note 7 above).

Note 10 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 50,993 million as at March 31, 2015 (2014: EUR 43,263 million).

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】**（１）定款の変更**

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当ありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

2016年２月29日現在、管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）マスター・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

① 資本金の額

2015年12月末日現在、60万ユーロ（約7,906万円）です。

② 事業の内容

受託会社は、適法に設立され、有効に存続し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法の規定に基づき事業を行う認可を得ています。

（2）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

① 資本金の額

2015年12月末日現在、資本金の額は、2,800万ユーロ（約36億8,956万円）です。

② 事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

（3）野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

① 資本金の額

2015年6月29日現在、171億8,035万円です。

② 事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

（4）UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（「副投資顧問会社」）

① 資本金の額

2015年12月末日現在、1億2,500万英ポンド（約223億4,750万円）です。

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1英ポンド=178.78円によります。

② 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

（5）野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

① 資本金の額

2015年12月末日現在、100億円です。

② 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2015年12月末日現在、日本国内に159の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

（1）マスター・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

ファンドに関する受託業務を行います。

（2）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

ファンドに関する投資顧問業務を行います。

(4) UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（「副投資顧問会社」）

ファンドに関する副投資顧問業務を行います。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

日本におけるファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取次業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

(1) マスター・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

マスター・トラスト・カンパニーの最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村證券株式会社および野村アセットマネジメント株式会社の親会社です。

(2) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村證券株式会社および野村アセットマネジメント株式会社の親会社です。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）

野村アセットマネジメント株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村證券株式会社およびノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの直接的または間接的な親会社です。

(4) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村アセットマネジメント株式会社およびノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの直接的または間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または

設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF 4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つのタイプがある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

- (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を履行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法

的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

(ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

(iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

(iv) 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

(v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

(vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

(vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

(viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マナー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx i) 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 目論見書に図案を採用することがあります。
- (2) 交付目論見書の最終頁の次に、「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがあります。
- (3) 目論見書に次の事項を記載することがあります。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読み下さい。」との記載
 - ・「ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載
 - ・「また、E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。」との記載
 - ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨の記載
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法、または、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・「将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との記載
 - ・「受益者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドが外貨建てとなっていますので、日本円で投資する場合は、その投資価値はその時々為替レートにも左右されます。ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。」との記載
 - ・目論見書の使用開始月または日
 - ・その他の留意点として、「ファンド証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との記載
 - ・「ご投資にあたっては、「外国証券取引口座」が必要です。」との記載
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5) ファンド証券の券面は発行されません。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受託会社としてのマスター・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・ファンド・セレクトのシリーズ・トラストであるノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの2015年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2014年9月19日（運用開始日）から2015年8月31日までの期間の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報からなる注記で構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社が決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、監査人は、状況に相応しい監査手続きを策定するために、真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する事業体の内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ノムラ・ファンド・セレクトのシリーズ・トラストであるノムラ・ファンド・セレクトーヨーロピアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの2015年8月31日現在の財務状態、ならびに2014年9月19日（運用開始日）から2015年8月31日までの期間の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2015年12月15日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Master Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund, a series trust of Nomura Fund Select, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 August 2015, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the period from 19 September 2014 (commencement of operations) to 31 August 2015, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Fund Select - European High Yield Bond Fund, a series trust of Nomura Fund Select, as at 31 August 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from 19 September 2014 (commencement of operations) to 31 August 2015 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

15 December 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、添付の財務諸表について監査を行った。

本報告書は、取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して伝達すべき事項を記載することのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、貴社および取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬の如何にかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な確信を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬の如何にかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に貴社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、貴社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、添付の財務諸表は、2015年3月31日現在のグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2015年7月8日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors

Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying financial statements of Global Funds Trust Company (the “Company”) which comprise the balance sheet as at March 31, 2015, and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2015, and the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Ernst & Young Ltd.

July 8, 2015

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。